

我孫子市移動等円滑化基本構想

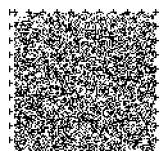
【改正版】

誰もが安全・安心・快適に
我孫子の人・自然・文化に出会えるまちづくり



令和4年 月
我孫子市

これは音声コードです



令和4年 月 日

我孫子市移動等円滑化基本構想の一部改正について

1. 改正の背景と目的

我孫子市では、平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、平成20年4月に高齢者、障害者等の自立と社会参加のための重要な手段である公共交通機関や主要な施設とこれらの間の経路などのバリアフリー化を重点的・一体的に進めていく指針として、「我孫子市移動等円滑化基本構想」を策定しました。

この基本構想に基づき、現在、高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して外出できるまちづくりのため、市民をはじめ公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など関係機関との連携を図りながら、駅や道路・建築物などのハード面の整備を進めてきました。

その後、令和2年にバリアフリー法が刷新され、同法により全ての市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（移動等円滑化促進方針）又は移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成することが努力義務化されました。

本市では、バリアフリー法改正に合わせ、より本市の実態に即した形で、面的・一体的なバリアフリー化を推進し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることを目的として、平成20年に策定した「我孫子市移動等円滑化基本構想」を見直すことといたしました。

2. 一部改正の内容

令和3年度に、障害者等を対象に実施した実態調査の結果に基づき、今後進めるべきバリアフリー対策として、鉄道駅ホームドア設置等の要望が多かったことを踏まえ、障害者等を含めた駅利用者の安全対策の確保の観点から、ホームドアの整備について位置づけることとなりました。

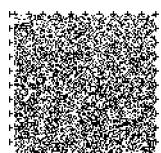
公共交通特定事業のうち鉄道駅周辺の事業として、ホームドアの整備について追加記載を行うため、「我孫子市移動等円滑化基本構想」を一部改正します。

3. 全面改正について（令和6年度を目指す実施）

我孫子市移動等円滑化基本構想の全面改正については、令和6年度を目指す方向で整備を進めていきます。

目 次

1. 現況整理	1
1.1 バリアフリー新法の概要	1
1.1.1 バリアフリー新法制定の背景	1
1.1.2 バリアフリー新法における改正点	2
1.1.3 基本構想の策定	5
1.2 上位計画・関連計画	6
1.2.1 我孫子市第三次総合計画（平成 14 年度～平成 33 年度）	7
1.2.2 我孫子市都市計画マスタープラン（平成 14 年度～平成 33 年度）	12
1.2.3 我孫子市第 3 次保健福祉総合計画（平成 17 年度～平成 21 年度）	14
1.3 市域の現況把握	16
2. 基本構想策定にあたっての考え方	26
2.1 策定の目的	26
2.2 策定体制	26
2.3 目標年	27
2.4 本市における移動等円滑化の基本理念と基本方針	28
3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討	30
3.1 重点整備候補地区の概要	30
3.2 重点整備地区の設定	42
3.2.1 重点整備地区設定の考え方	42
3.2.2 我孫子地区の検討	50
3.2.3 天王台地区の検討	54
4. 重点整備地区的課題	58
4.1 駅まち点検調査	58
4.2 子育てバリアフリーアンケート調査	62
4.3 地区別の現状	63
4.3.1 我孫子地区	63
4.3.2 天王台地区	72
5. バリアフリー化のために実施すべき特定事業等	81
5.1 特定事業の考え方	81
5.2 特定事業及びその他の事業	82
5.3 その他の取り組み	90
6. 基本構想の実現に向けて	92
7. 資 料	93
i 我孫子市移動等円滑化基本構想策定協議会委員名簿	94
ii 我孫子市移動等円滑化基本構想策定会議名簿	95
iii バリアフリー対応図及び対応表	96
iv 用語の説明	104



1. 現況整理

1.1 バリアフリー新法の概要

1.1.1 バリアフリー新法制定の背景

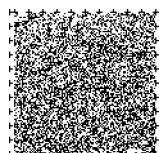
- ・我が国は、急速に高齢化が進んでおり、平成 67（2055）年には国民の 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる高齢社会が到来するとされています。
- ・このような社会に対応するため、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活を確保するため、移動や施設の利用について利便性及び安全性を向上させることが急務となっています。

わが国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進んでいます。平成 18 年時点における 65 歳以上の高齢者人口は、過去最高の 2,660 万人となり、総人口に占める割合（高齢者率）は 20.8% となっています。厚生労働省の推計によると、高齢者率は、今後も上昇を続け、平成 67（2055）年には 40.5% に達し、国民の 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる社会が到来するとされています。

さらに、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていることなどからも、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要になっています。

そのため、高齢者、障害者等の移動、または施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、利便性及び安全性を向上させることが急務となっています。

このような社会背景から、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称、交通バリアフリー法 平成 12 年制定）と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称、ハービル法 平成 6 年制定）とを統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称、バリアフリー新法）が平成 18 年 12 月に施行されました。



1.1.2 バリアフリー新法における改正点

- ・バリアフリー新法は、ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められていた内容を踏襲しつつ、この2つでは措置されていなかった新しい内容が盛り込まれたものです。
- ・バリアフリー新法に盛り込まれた新しい内容は、次のとおりです。
 - (1) 対象者の拡充
 - (2) 対象施設の拡充
 - (3) 基本構想制度の拡充
 - (4) 基本構想策定の際の当事者参加
 - (5) ソフト施策の充実

(1) 対象者の拡充

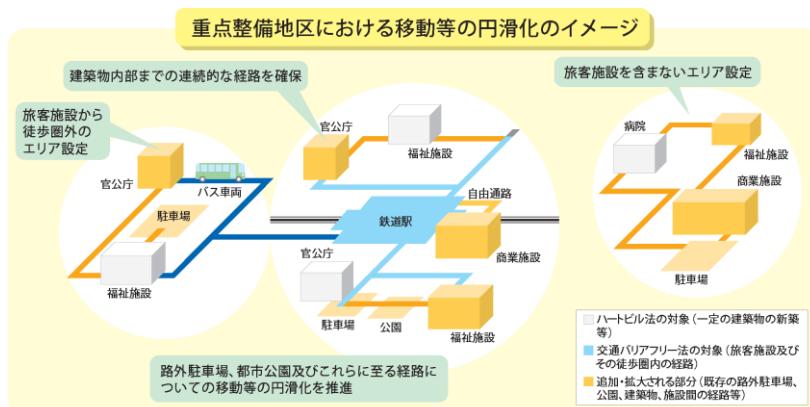
- ・身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者などのすべての障害者が対象となりました。

(2) 対象施設の拡充

- ・これまでの道路、建築物及び交通機関に、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーが追加されました。

(3) 基本構想制度の拡充

- ・バリアフリー化を重点的に進める対象エリア（重点整備地区）が、旅客施設を含まない地域にまで拡充されました。



〔出典：政府公報「時の動き」2006年12月号〕

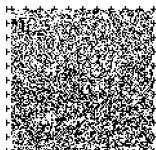
図 1 重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

(4) 基本構想策定の際の当事者参加

- ・基本構想策定時の協議会制度が法定化されました。また、住民などからの基本構想の策定提案制度が創設されました。

(5) ソフト施策の充実

- ・バリアフリー施策の持続的・段階的な発展をめざす「スパイラルアップ」が導入されました。また、国民一人一人の「心のバリアフリー」についても規定されました。



■参考：バリアフリー新法の概要

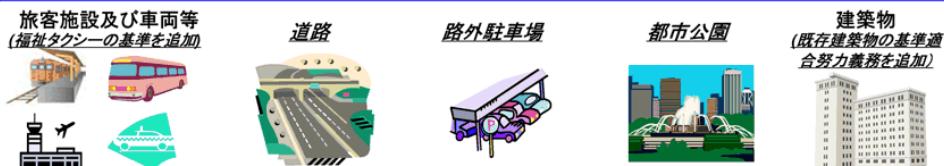
●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

- 主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講すべき措置

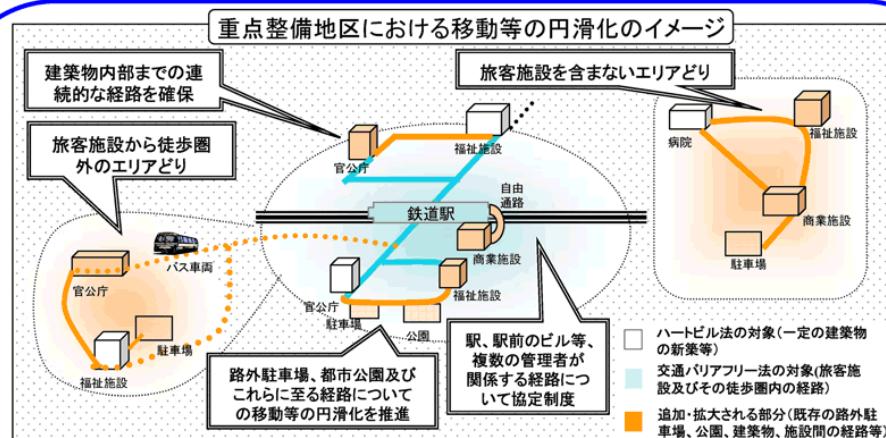


- これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

- 既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



- 市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

- 重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



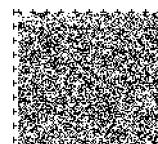
- 基本構想策定時の協議会制度の法定化

- 住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

[出典：国土交通省 HP]

図 2 バリアフリー新法の概要



1. 現況整理

■参考：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」の基本的枠組み

基本方針（主務大臣）

- 移動等の円滑化の意義及び目標
- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講すべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針 等

関係者の責務

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務

既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- 旅客施設及び車両等 ● 一定の道路（努力義務はすべての道路） ● 一定の路外駐車場
- 都市公園の一定の公園施設（園路等） ● 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数の人が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業） ● 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

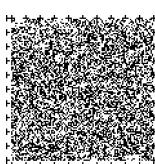
- 公共交通事業者が作成する計画の認定制度 ● 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

※赤字がハートビル法・交通バリアフリー法からの拡充部分
〔出典：政府公報「時の動き」2006年12月号〕

図 3 バリアフリー新法の基本的枠組み



1.1.3 基本構想の策定

- ・市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を対象に「基本構想」を作成することができます。
- ・基本構想は、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、対象地区におけるバリアフリー化のための方針、事業などにより、構成されます。

市町村は、主務大臣が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、当該市町村の区域内の「重点整備地区」について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができます。

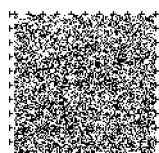
基本構想の策定にあたっては、当該市町村、施設設置管理者（公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等）、公安委員会、高齢者、障害者、学識経験者などにより構成される協議会、もしくは施設設置管理者及び都道府県公安委員会と協議を行い作成します。

また、基本構想には、次の事柄を定める必要があります。

- ・ 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本方針
- ・ 重点整備地区の位置及び区域
- ・ 生活関連施設、生活関連経路及びこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- ・ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

【特定事業】

- ・ 公共交通特定事業
- ・ 道路特定事業
- ・ 路外駐車場特定事業
- ・ 都市公園特定事業
- ・ 建築物特定事業
- ・ 交通安全特定事業
- ・ 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項、その他移動等円滑化の促進に関する事項



1. 現況整理

1.2 上位計画・関連計画

- ・我孫子市移動等円滑化基本構想の策定にあたり、上位計画などの関連する計画について整理します。
- ・上位計画としては、我孫子市第三次総合計画があります。
- ・また、関連計画として我孫子市都市計画マスタープラン、我孫子市第3次保健福祉総合計画があります。

我孫子市第三次総合計画

(策定:平成14年度)

市のまちづくりの最も基本となる計画であり、将来のあるべき姿を示すもの

(計画期間:平成 14 年度～平成 33 年度)



我孫子市都市計画マスタープラン

(策定:平成13年度)

我孫子市基本構想に示された将来都市像『手賀沼のほとり 心輝くまち』～人・鳥・文化のハーモニーへの実現に向けて、都市整備の方針を定め、今後の都市づくりを総合的に進めていくもの

(計画期間:平成 14 年度～平成 33 年度)

即す



我孫子市第3次保健福祉総合計画

(策定:平成17年度)

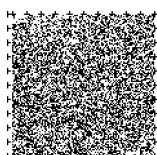
我孫子市らしい保健・医療・福祉の在り方や施策を定めるとともに、施策の内容や実施時期についても明らかにしたもの

(計画期間:平成 17 年度～平成 21 年度)

我孫子市移動等円滑化基本構想

- 基本理念・基本方針（目標年度）
- 重点整備地区
- 生活関連施設・生活関連経路
- 整備方針

図 4 我孫子市移動等円滑化基本構想の位置づけ

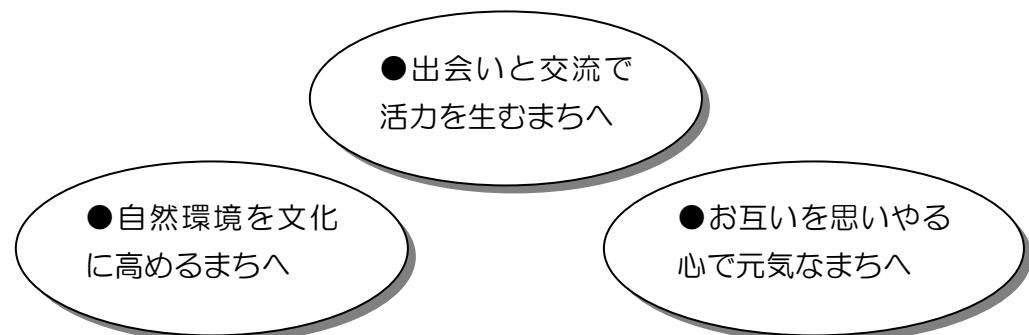


1.2.1 我孫子市第三次総合計画(平成 14 年度～平成 33 年度)

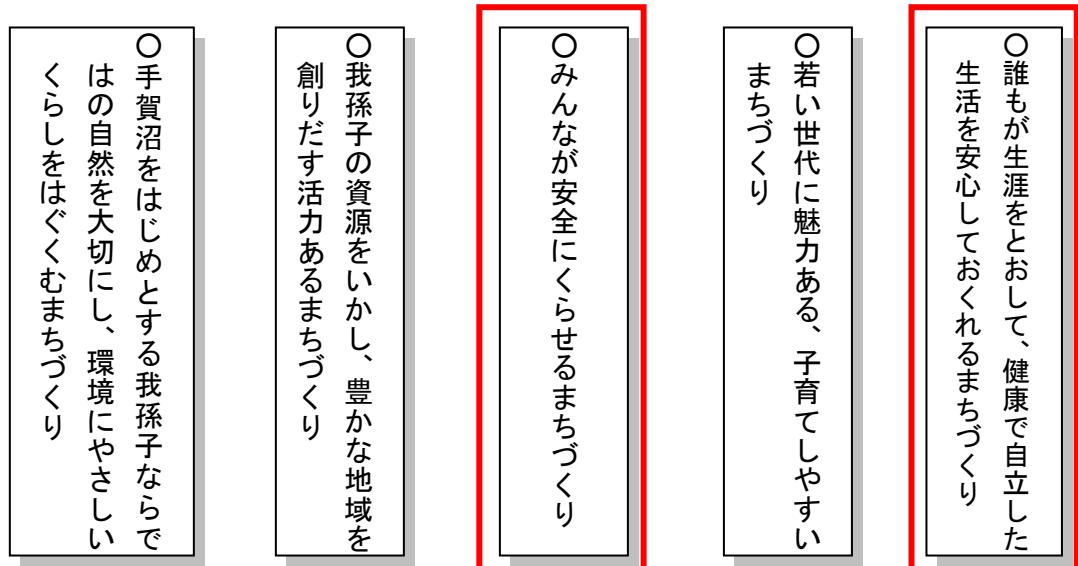
(1) 計画の目標

- ・我孫子市の将来のあるべき姿として、「自然環境を文化に高めるまちへ」、「お互いを思いやる心で元気なまちへ」、「出会いと交流で活力を生むまちへ」の 3 つが掲げられています。
- ・これらの将来のあるべき姿を踏まえ、「『手賀沼のほとり 心輝くまち』～人・鳥・文化のハーモニー～」を共通目標として定めています。
- ・また、我孫子市第二次基本計画では、第一次基本計画の重点事業の継続性に配慮しつつ、5 つの重点プロジェクトを重点事業と位置づけ、その実現に市民と協働で取り組むことを掲げています。

「手賀沼のほとり 心輝くまち」～人・鳥・文化のハーモニー～



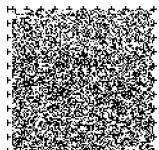
=====《5つの重点プロジェクト》=====



[出典：我孫子市第三次総合計画 第二次基本計画]

図 5 我孫子市第三次総合計画 第二次基本計画における重点プロジェクト

注) 赤枠のプロジェクトは、本基本構想に関連する重点プロジェクト



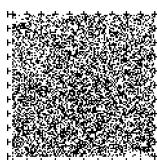
(2)具体的施策

- ・基本構想に関連する重点プロジェクトの「みんなが安全にくらせるまちづくり」の施策として「安全な生活環境づくり」を掲げており、「誰もが生涯をとおして、健康で自立した生活を安心しておくれるまちづくり」の施策として「福祉サービスの充実」を掲げています。

表 1 我孫子市第三次総合計画 第二次基本計画における具体的施策
(本基本構想との関連事項)

安全な生活環境づくり	救急医療体制と体系的医療体制の整備・充実
	消費情報の発信
	公共施設のバリアフリー化の推進
	道路のバリアフリー化の推進
	駅施設のバリアフリー化の推進
	救急救助体制の強化・充実
福祉サービスの充実	地域福祉コミュニティの再構築
	地域介護の充実
	日中活動の場・住まいの場及び在宅福祉サービスの充実
	療育・教育システムの充実
	障害者の就労支援体制の強化

[我孫子市第三次総合計画 第二次基本計画を基に作成]



(3)我孫子市第三次総合計画の概要(移動等円滑化基本構想との関連事項)

a)高齢者支援

○地域介護の充実

地域密着型サービスの提供基盤を整備し、身近な場所で必要なサービスを利用できる環境をつくります。また、市民ボランティアを育成するとともに、地域住民同士で介護を支え合うしくみをつくります。

○介護予防に向けた取り組みの充実

介護予防の重要性の周知を図るとともに、介護予防サポーターの育成やケアマネージャー（介護支援専門員）などの人材の確保を図ります。

○高齢者の地域交流の促進

高齢者が地域で交流を行うための場の確保を図るとともに、活動内容をPRし、新たな参加者を増やします。

○高齢者の社会参加・社会貢献の機会と場の充実

高齢者による地域活動やボランティア活動、就労の支援を図ります。

○相談体制の充実

高齢者への虐待の防止や権利擁護のため、ニーズに応じたサービスの提供ができるよう、介護者への支援、相談窓口や成年後見人制度の充実を図ります。また、地域包括支援センターの体制の強化を図るとともに、相談体制を充実します。

b)障害者支援

○相談・支援体制の充実

多様化・複雑化・専門化する相談に対し、福祉行政相談窓口において福祉専門職員の配置に努めるとともに、土日・夜間等の緊急的な相談に対応するため、民間相談事業者の育成を図ります。

○日中活動の場・住まいの場及び在宅福祉サービスの充実

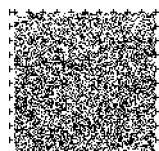
障害者自立支援法に基づき、施設の新体系への移行や運営の支援、日中活動の場や居住の場の充実に努めます。また、在宅福祉サービス（訪問系サービスなど）の強化、グループホーム・ケアホームの整備支援の充実を図ります。

○施設（公設）の機能強化

障害者のニーズに合った施設サービスを提供するため、支援内容を検討し機能の充実を図り、基幹型施設として、市内の障害者施設への技術的支援や情報支援、保健・医療・福祉との連携などの支援を行います。

○障害予防への取り組み強化

障害にあわせた運動や栄養指導・住環境整備を行い、障害の重度化及び重複化にならないための障害予防に努めます。また、内部障害に関するセミナーなどを開催し、本人・家族・民間事業所などの啓発を図ります。



1. 現況整理

○啓発活動の充実

障害者週間（12月3日～9日）やあびこ福祉まつりのイベント、療育セミナーなどを開催し、障害者への理解の普及に努めます。

○療育・教育システムの充実

就学前の早期発見・早期療育の拠点であるこども発達センターと、学齢期の特別支援教育の拠点である教育研究所の連携を図り、それぞれの機能の整備や統合を視野に入れた取り組みを推進します。また、相談・支援体制の充実を図り、一貫した支援体制の強化を進めます。

○障害者の就労支援体制の強化

就労支援システムの整備を図るとともに、各福祉施設や教育機関で就職準備セミナーなどを開催し、障害者の就労を支援します。また、就労訓練などの場を整備し、障害者就労に関する事業所への啓発を図ります。

c)公園・緑地の整備・充実

○公園・緑地の適正配置

地域による公園・緑地の配置の不均衡を解消するため、既成市街地などにおける街区公園を整備するとともに、近隣公園など地域の核となる公園の整備を進めます。

○資源を活用した公園・緑地の整備

市内に残る豊かな樹林地や、城跡や古墳などの文化・歴史資源を活用した公園・緑地の整備を進めます。

○公園の整備と適正な維持管理

誰もが安心して利用できるよう公園のバリアフリー化を進めるとともに、街区公園などが地域のニーズに合った公園となるよう、市民と協働して再整備を進めます。また、老朽化した公園施設について、計画的に維持補修を進めます。さらに、交通アクセスの改善などにより、公園の利用向上を図ります。

○市民の自主的な活動への支援

地域住民の主体的な公園づくり活動を支援します。また、みどりのボランティアの拡充などにより、地域に残る貴重な緑の質の向上を図ります。

d)身近な活動施設の整備・充実

○身近な活動・交流施設の計画的整備

近隣センターの計画的整備を推進するとともに、学校施設の有効活用、福祉施設や空き店舗などの既存施設の活用を進め、地域交流の活動拠点を充実します。

○自治会施設の整備・改修支援

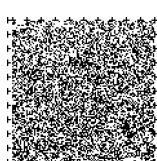
自治会集会施設の修繕や整備に対して支援を行います。

○公共施設のバリアフリー化の推進

市庁舎をはじめ、バリアフリー化が十分ではない公共施設のバリアフリー化を計画的に進めます。

○老朽施設の計画的な改修

老朽施設については、代替施設の有無や利用実態を勘案し、計画的に改修します。



e) 徒歩・自転車環境の整備**○ 道路のバリアフリー化の推進**

誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の段差解消や障害物の除去など、バリアフリー化や安全施設の整備を図ります。

○ 歩行者通行帯の確保

踏み切りの改良や我孫子駅自由通路の整備など、歩行者通行帯の確保を進めます。

○ 自転車通行の安全性・利便性の確保

自転車通行の安全性の確保を進めるとともに、歩行者の安全に配慮した自転車の運転マナーを向上させるための啓発活動を行います。

○ 自転車駐車場の利用促進

自転車駐車場の一時使用の充実など利用率の向上を図ります。

f) 公共交通の利便性の向上**○ 鉄道の輸送力と利便性の向上**

通勤・通学者の重要な交通手段であるJR成田線の増発、終電車の時刻繰り下げなどをJR東日本に働きかけます。また、JR常磐線の特別快速の我孫子駅停車、快速電車の削減ダイヤの復元、東京駅乗り入れなど、輸送力と利便性の向上をJR東日本に働きかけます。

○ バスの輸送力と利便性の向上

駅や各施設への重要な交通手段であるバス路線の延長など、バス輸送力と利便性の向上を図ります。また、誰もが安心してバスを利用できるよう、低床車両の導入を促進します。

○ 駅施設のバリアフリー化の推進

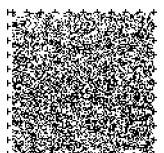
誰もが安心して駅施設を利用できるよう、各駅にエレベーター・エスカレーターを設置するとともに、駅構内へのエレベーターの設置を促進します。

g) 良質な住宅供給の推進**○ 市営住宅の質的向上と充実**

市営住宅については、老朽施設の改修、バリアフリー化の推進、耐震性の確保などを計画的に進めます。また、住宅困窮者の需要に対応するため、UR都市機構住宅（旧公団住宅）、公営住宅、民間住宅の活用を視野に入れた、より広い枠組みの中で、今後の市営住宅の供給についての方針を策定し、合理的かつ効率的な市営住宅の整備と管理を進めます。

○ 住宅支援策の充実

住生活に対する市民の多様なニーズに対応できるよう、住まいに関わる相談窓口や助成制度、耐震相談・耐震診断などの住宅支援事業の充実を図ります。高齢者や障害者が豊かな住生活をおくれるよう、バリアフリー化を支援するとともに、市民への総合的な情報提供、啓発活動を充実します。



1.2.2 我孫子市都市計画マスタープラン(平成 14 年度～平成 33 年度)

- ・都市計画マスタープランでは、我孫子市基本構想に示された将来都市像の実現に向けて、地域のあるべき姿や都市づくりの課題を踏まえ、これらに対応した都市整備の方針を定めています。
- ・また、今後の都市づくりを総合的に進めていくための計画が示されています。

(1) 都市づくり目標

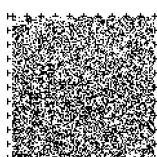
- ・市民・事業者・市の相互の連携や協力により、都市の成熟とともに多様な文化が生まれる活力ある舞台の形成をめざし、都市づくりの目標が定められています。
- ・目標の 1 つとして、「道路づくり・バリアフリー化を推進し、安全で快適に暮らせる都市づくり」があります。

■都市づくり目標

- ・ 自然環境を保全し、自然を感じられる都市づくり
- ・ 資源循環を推進し、都市化による環境への負荷を軽減する都市づくり
- ・ 道路づくり・バリアフリー化を推進し、安全で快適に暮らせる都市づくり
- ・ 住宅づくりを支援し、誰もが住みつけられる都市づくり
- ・ 景観形成を推進し、個性と魅力ある都市づくり
- ・ 地域特性を踏まえた地区拠点や中心拠点整備を推進し、交流やにぎわいのある都市づくり

(2) 都市計画マスタープランの概要(移動等円滑化基本構想との関連事項)

- ・「道路づくり・バリアフリー化を推進し、安全で快適に暮らせる都市づくり」の実現に向けて、整備方針が定められています。
- 1) 道路・交通施設の整備方針
 - ・歩道空間のバリアフリー化
 - ・人にやさしい駅前空間づくり
 - 2) 公園・緑地の整備方針
 - ・公園のバリアフリー化
 - 3) 公共公益施設の整備方針
 - ・誰もが利用しやすい快適な施設づくり
 - 4) 住宅の整備方針
 - ・バリアフリーの住宅づくり



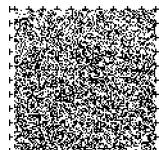
(3)地区別の整備方針(移動等円滑化基本構想との関連事項)

- ・都市計画マスタープランにおいて、人にやさしい魅力的な道路空間づくり、快適で利用しやすい公共交通網づくりに関する整備方針が地区別にまとめられています。

表 2 地区別の整備方針

	人にやさしい魅力的な道路空間づくり	快適で利用しやすい公共交通網づくり
我孫子地区	<ul style="list-style-type: none"> 公園坂通りは、歩行者が安全に行き交うことができる空間を形成 国道 356 号は、誰もが歩きやすい歩道空間の整備を県に要請 	<ul style="list-style-type: none"> JR 我孫子駅北口は、エレベーターとエスカレーターの設置を関係機関と協議し進めていくとともに、音声誘導装置の設置を推進（実施済）
天王台地区	<ul style="list-style-type: none"> 国道 356 号は、誰もが歩きやすい歩道空間の整備を県に要請 都市計画道路下ヶ戸・泉線は、バリアフリー化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> JR 天王台駅南口は、エレベーターとエスカレーターの設置を関係機関と協議し進めていくとともに、音声誘導装置の設置を推進（実施済）
湖北地区	<ul style="list-style-type: none"> 国道 356 号は、誰もが歩きやすい歩道空間の整備を県に要請 	<ul style="list-style-type: none"> JR 湖北駅北口は、エレベーターとエスカレーターの設置や、音声誘導装置の設置を推進（実施済）
新木地区	<ul style="list-style-type: none"> 国道 356 号は、歩道空間の整備を県に要請 地区北側の福祉施設周辺については、歩道空間のバリアフリー化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> JR 新木駅については、地区南北の連携を強化するため、橋上駅舎の整備の検討
布佐地区	<ul style="list-style-type: none"> 国道 356 号は、誰もが歩きやすい歩道空間の整備を県に要請 JR 布佐駅から布佐西町方面への一部の道路については、コミュニティ道路として整備し、通過交通を排除することで、歩行者の安全性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> JR 布佐駅東口と南口は、エレベーターとエスカレーターの設置や、音声誘導装置の設置を推進（実施済）

〔我孫子市都市計画マスタープランを基に作成〕



1.2.3 我孫子市第3次保健福祉総合計画(平成17年度～平成21年度)

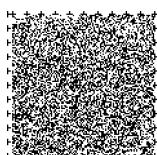
(1) 保健福祉総合計画の目標

- ・我孫子市らしい保健・医療・福祉の在り方や施策を定めるとともに、施策の内容や実施時期についても明らかにしたもので、ライフステージに沿って、8つの目標が定められています。
- ・その中において、ライフステージを通じての目標として「安心とゆとりの生活基盤を整えるまちづくり」が定められており、「関係機関や事業者、市民と連携し、安心して生活できる生活環境の整備とバリアフリー化の普及、啓発に取り組んでいきます」としています。

表3 ライフステージと目標

ライフステージ	目標
妊娠・出産・乳幼児期 (0～5歳)	出産と子育てに安心とゆとりが感じられる環境づくり 子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくり
学童期（6～12歳）	子どもが明るくのびのびと育つ環境づくり
思春期（13～18歳）	中高生の健やかな育成を支える環境づくり
青年・壮年期（19～64歳）	はつらつとした生活の基盤となる健康づくり
高齢期（65歳以上）	誰もが健康でいきいきとした生活を高めるまちづくり
ライフステージを通じて	すべての市民が安心して暮らせる体系的なサービスの充実 安心とゆとりの生活基盤を整えるまちづくり

〔我孫子市第3次保健福祉総合計画を基に作成〕



(2)保健福祉総合計画の概要(移動等円滑化基本構想との関連事項)

- ・「安心とゆとりの生活基盤を整えるまちづくり」を実現するため、具体的な方針が示されています。

a)公園や緑地などの整備・保全

市内の豊かな自然を保全し、市民が健康づくりや地域交流に活用できるよう公園を整備していきます。

b)地域医療体制の整備・推進

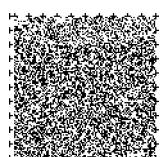
地域の健康を支える医療体制を充実するため、救急医療体制の整備を推進するとともに、市民が医療サービスを利用しやすい体制の整備をします。

c)バリアフリーのまちづくり整備・推進

バリアフリーのまちづくりは、施設整備だけでなく、視覚障害者誘導用ブロック上の障害物や放置自転車の問題など、市民の理解と協力が必要不可欠です。「バリアフリーは一部の障害を持つ人だけの問題ではなく市民共通の問題であること」をすべての人が認識できるよう、関係機関や事業者と連携しバリアフリー化の普及・啓発に取り組みます。

d)公共交通機関の整備・充実

市内各駅へのエレベーター、エスカレーターの設置や、超低床路線バスの導入促進など、公共交通のバリアフリー化を進めるとともに、新たな市民バスの運行や送迎バスの空席を活用した高齢者や障害者など誰もが安全で快適に移動できる環境をつくります。



1.3 市域の現況把握

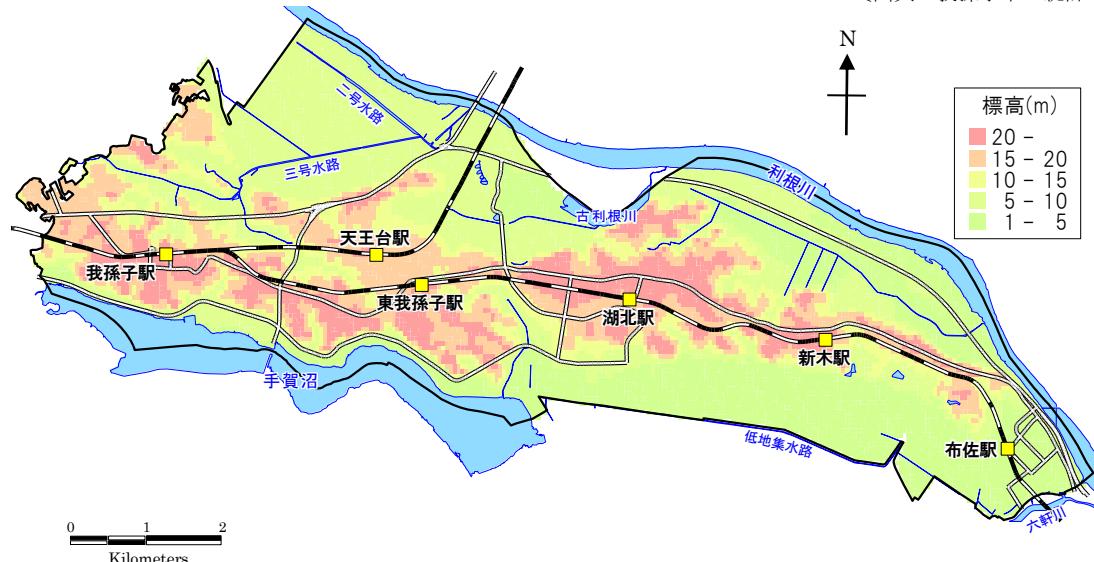
(1) 地勢・自然の状況

- 我孫子市は、海拔約 20m、南北延長は最長部で約 4 km、東西延長約 14 kmで、面積はおよそ 43.19 平方 km である。
- 地理的には千葉県の北西部に位置し、東に印西市、南、西には柏市があり、北は利根川をはさんで、茨城県取手市と隣接し、手賀沼と利根川とにはさまれた細長い馬の背状の土地となっている。
- 地質は、第四紀古層と第四紀新層とからなっており、豊かな水と緑と太陽に恵まれ、しかも都心から約 40 km 以内の近距離にあり、常磐線で 35 分という地理的な条件から首都圏住宅都市として発展しており、手賀沼と利根川の自然がおりなす四季の移り変わりは景勝地として絶好である。

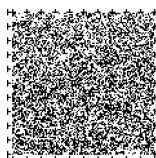
表 4 位 置

区分	所在地	東経	北緯
我孫子市役所	我孫子字並塚 1858	140° 01' 53"	35° 51' 40"
最 東 端	布佐字網代場地先（利根川）	140° 08' 55"	35° 50' 34"
最 西 端	根戸字根切 344-13	139° 59' 30"	35° 52' 35"
最 南 端	布佐字大割 3794	140° 08' 08"	35° 50' 14"
最 北 端	北新田地先（利根川）	140° 02' 04"	35° 53' 52"

〔出典：我孫子市の統計 2006〕



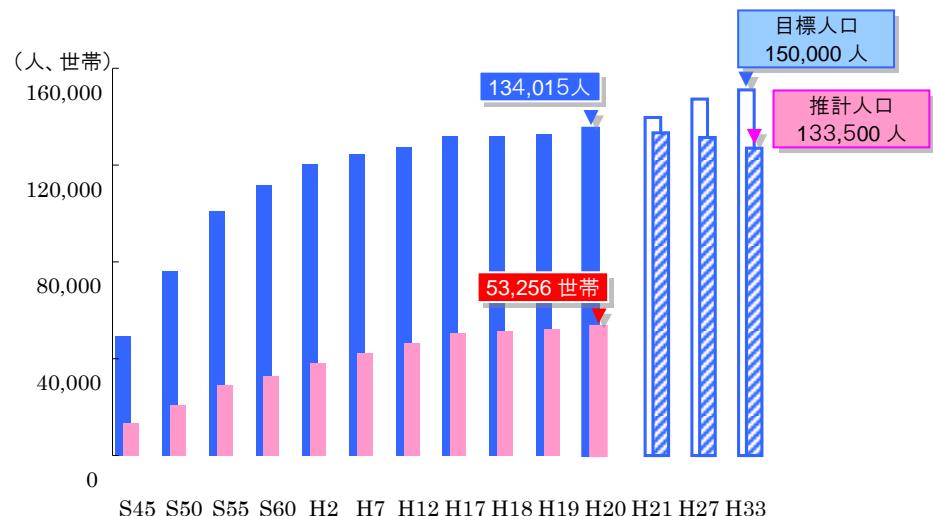
〔国土地理院 数値地図 25000 を基に作成〕



(2) 人口・高齢者数・障害者の状況

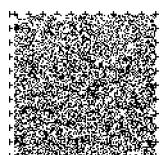
a) 人口・世帯数

- ・本格的に手賀沼の干拓事業が行われたのち、1970年(昭和45年)代以降は東京のベッドタウンとして宅地開発が進行し、人口が急増してきました。
- ・昭和45年から昭和60年にかけて人口が大幅に増加し、平成2年以降は、増加の勢いは衰えたものの緩やかな人口増加傾向にあります。
- ・平成20年1月時点での人口は約13万4千人、世帯数は約5万3千となっています。
- ・平成33年の推計人口は13万3.5千人と予想されます。
- ・第三次総合計画では目標人口を15万人(平成33年)としています。



〔出典：S45～H19 市民課資料、H20～H33 我孫子市第三次総合計画〕

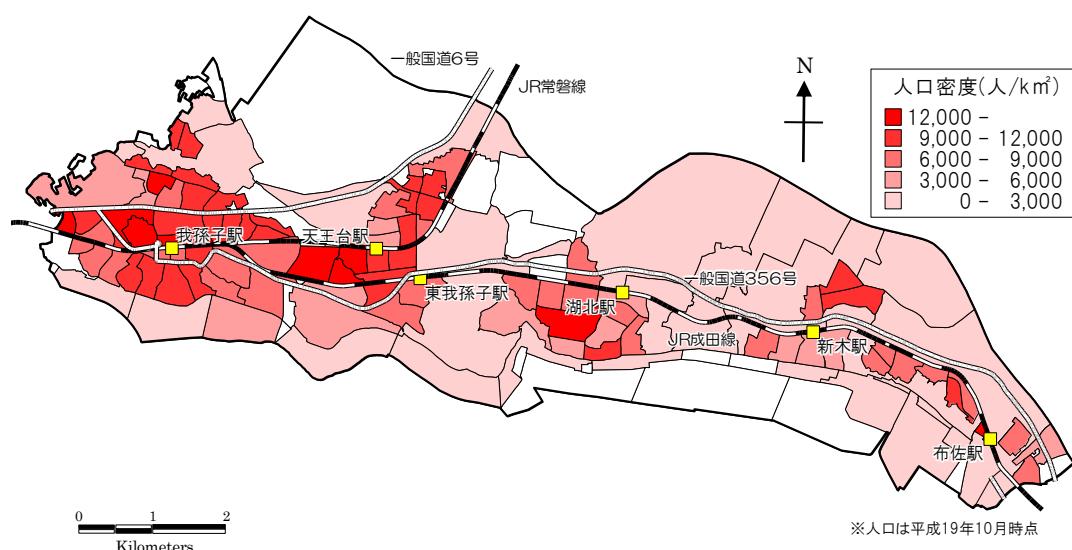
図 6 人口・世帯数の推移



1. 現況整理

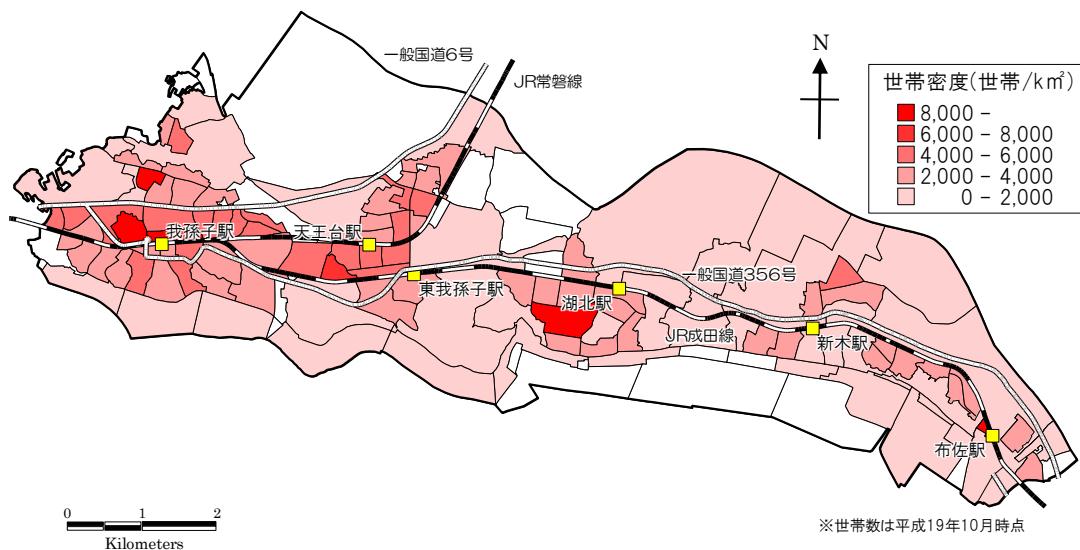
b) 字別人口密度・世帯密度

- 市内の人団の分布を見ると、市西部、特にJR 我孫子駅周辺及びJR 天王台駅周辺の人口密度が高く、多くの人が住んでいることが分かります。
- また、世帯密度も同じような傾向にあります。



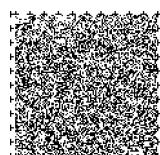
[市民課資料を基に作成]

図 7 字別人口密度



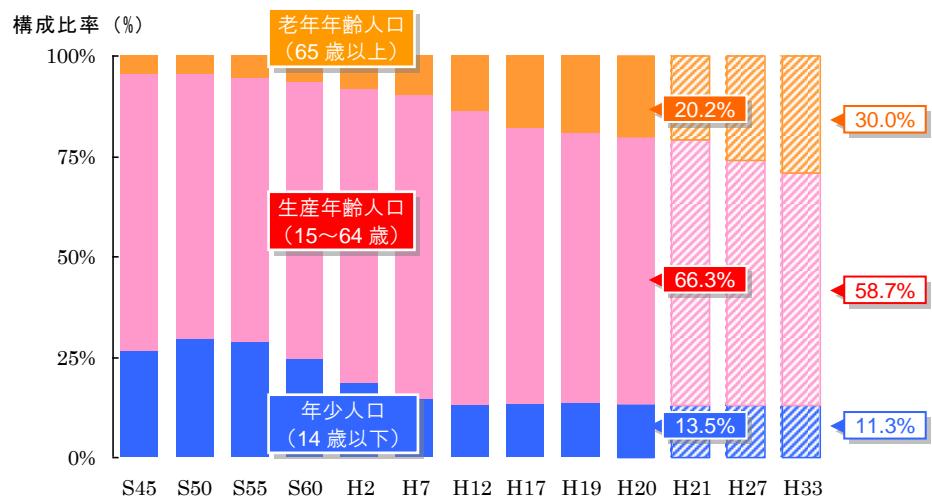
[市民課資料を基に作成]

図 8 字別世帯密度



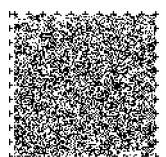
c)高齢者の割合

- 平成 20 年 1 月時点で人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合は 20.2% となっています。
- また、平成 33 年までに高齢者の割合が 30.0% まで増加すると予測しています。



[出典：S45～H20 国勢調査、市民課資料、H21～H33 我孫子市第三次総合計画]

図 9 高齢者の割合



d) 字別高齢者人口

- 市西部において高齢者人口密度が高い地域があります。
- JR 天王台駅北部、JR 湖北駅南部、JR 新木駅北部に高齢者人口密度が高い地域があります。
- また、人口に占める高齢者の割合は、どの地域においてもおおむね 10~20%となっています。

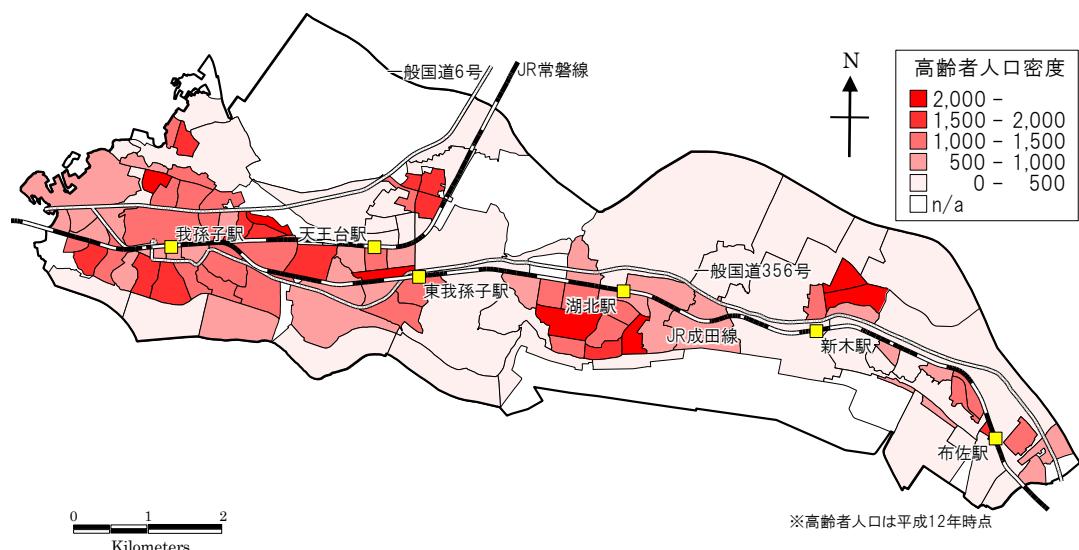


図 10 字別高齢者人口密度

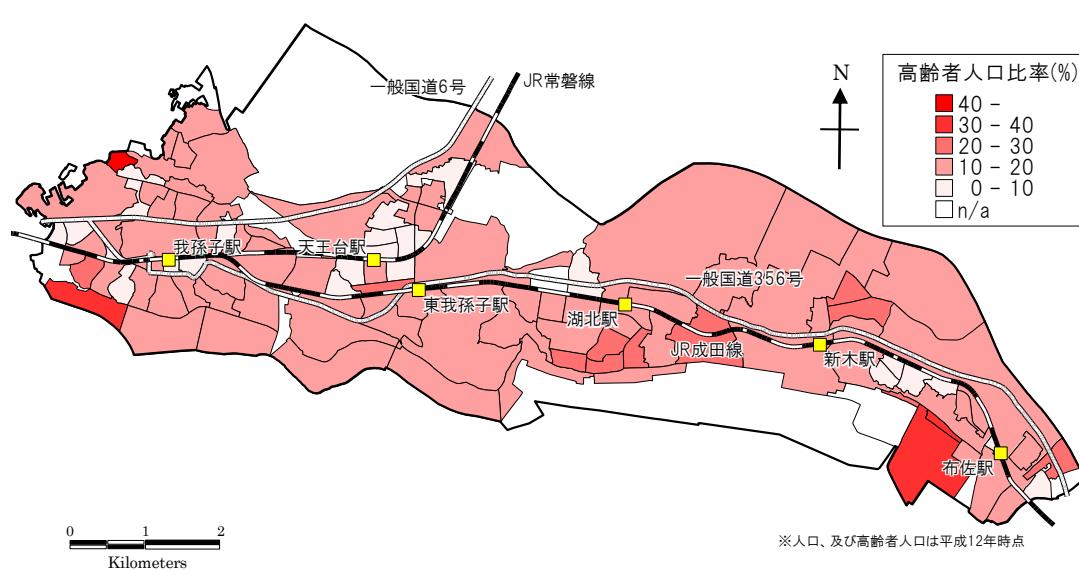
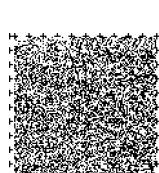
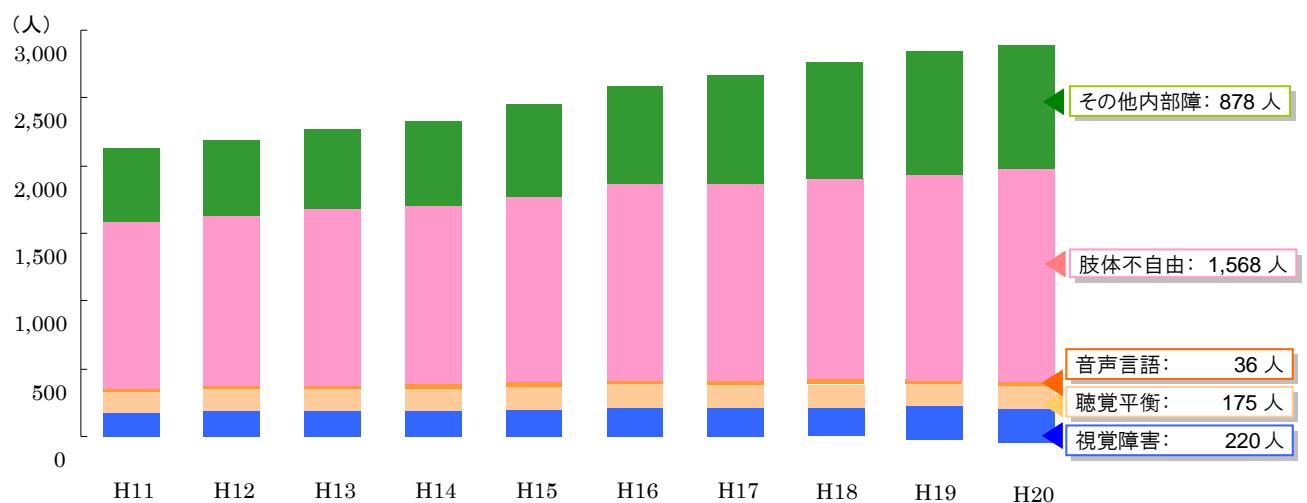


図 11 字別高齢者人口比率



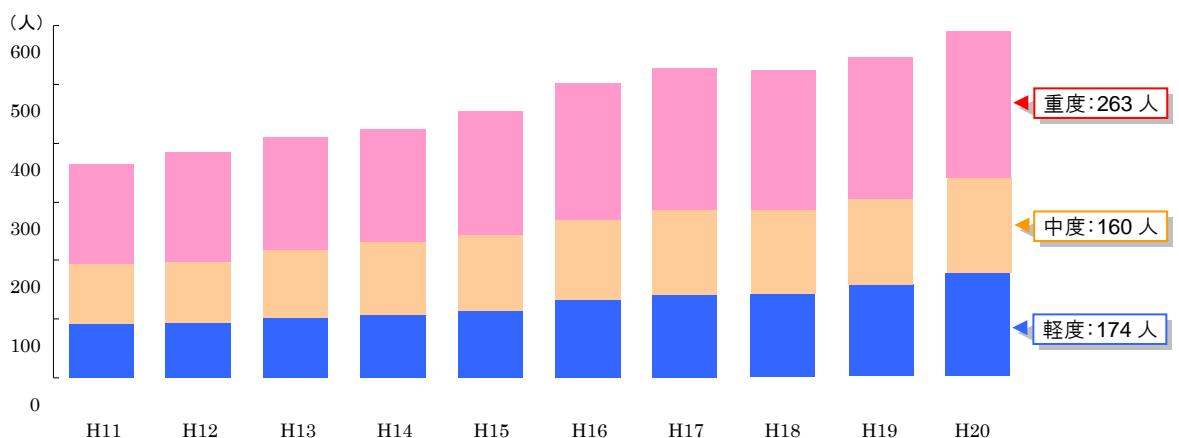
e)障害者数

- ・身体障害者の推移は緩やかな増加傾向にあり、平成 20 年 1 月時点で 2,877 人となっています。
- ・その内訳は、肢体不自由の人が最も多く 54%、次に内部障害のある人が 31%、視覚障害のある人が 8% となっています。
- ・知的障害のある人も緩やかな増加傾向にあり、平成 20 年 1 月時点で知的障害を有する人は、597 人となっています。
- ・その内訳をみると重度の障害のある人が最も多く 44% であり、中度の障害のある人が 27%、軽度の障害のある人が 29% となっています。



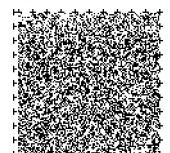
[出典：生活支援課資料]

図 12 身体障害者数



[出典：生活支援課資料]

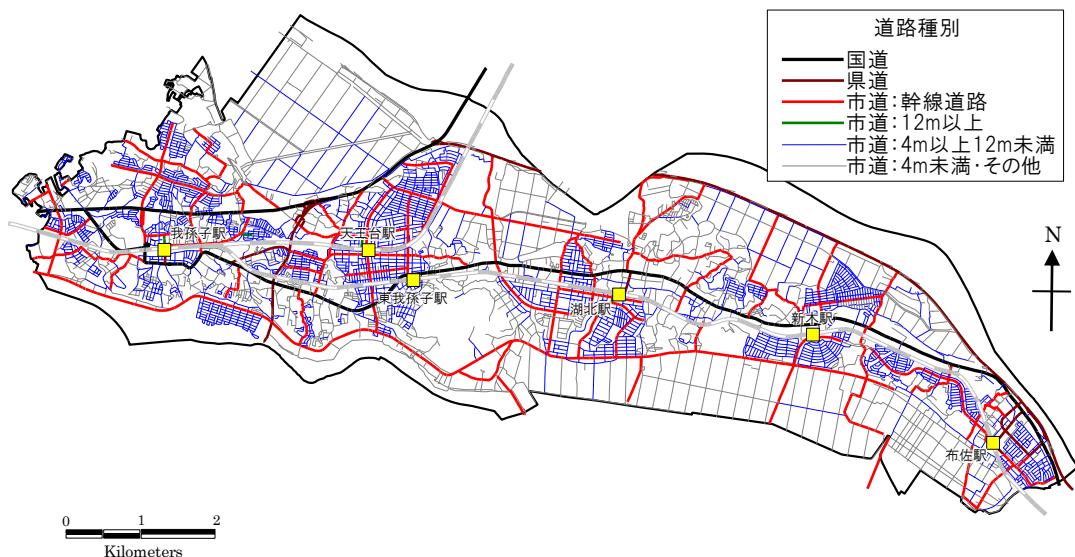
図 13 知的障害者数



(3) 交通の状況

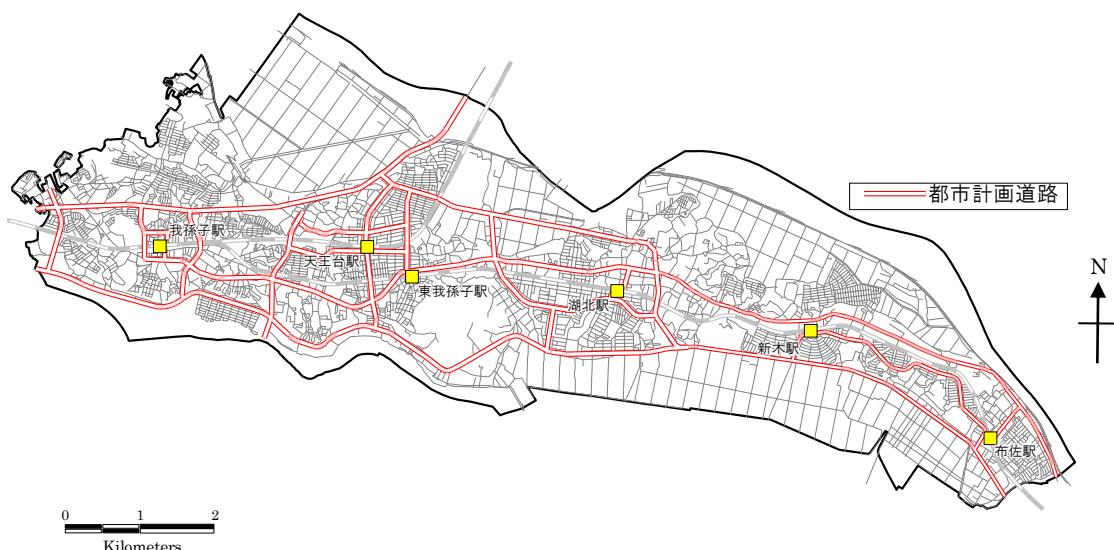
a) 道路網

- ・主要な道路としては、本市から東京方面と茨城方面を連絡する国道 6 号、市街地を東西に連絡する国道 356 号、県内の南北交通を担う県道船橋我孫子線、東西の通過交通を担う県道我孫子利根線、都市計画道路根戸新田・布佐下線があげられます。
- ・また、23 路線（延長約 6km）の都市計画道路が計画されています。



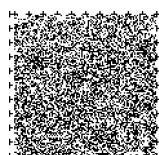
(我孫子市生活環境図集 1998 を基に作成)

図 14 現況道路網



[我孫子都市計画図 (H11) を基に作成]

図 15 都市計画道路



b)鉄道

・鉄道は、JR 常磐線と JR 成田線が通り、JR 我孫子駅から JR 上野駅まで約 35 分、JR 成田駅まで約 40 分の所要時間となっています。また、JR 常磐線に 2 駅、JR 成田線に 4 駅が設置されています。

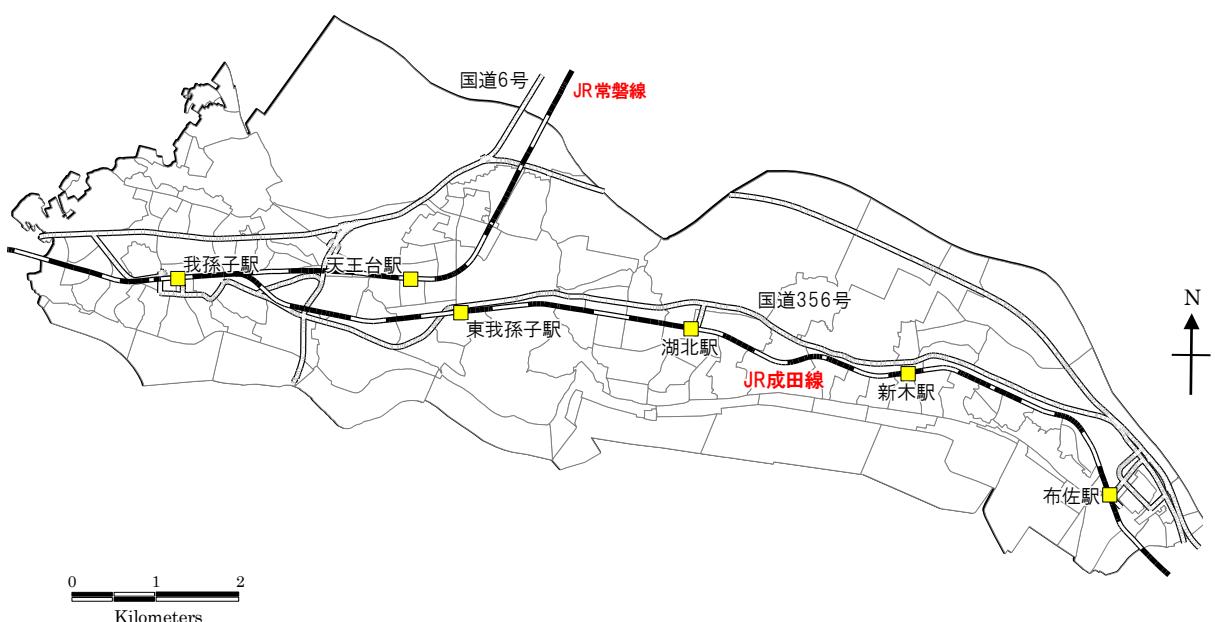
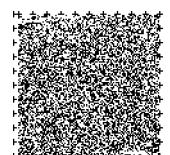
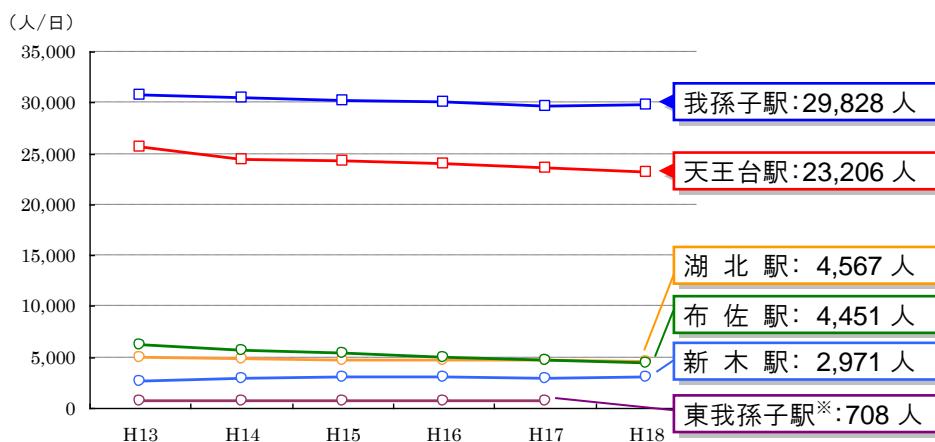


図 16 鉄道網



c) 駅別平均乗車人員と駅への交通手段

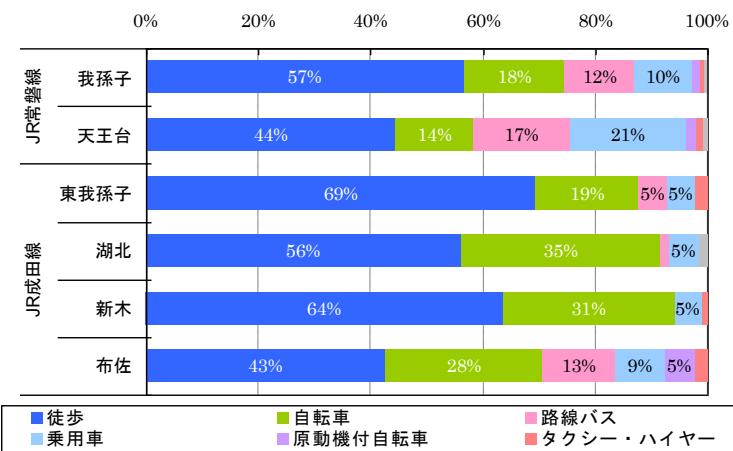
- 平成 18 年現在、最も乗車人員が多い駅は JR 我孫子駅で 29,828 人、次に JR 天王台駅の 23,206 人となっています。
- 駅への交通手段は、JR 常磐線では乗用車、路線バスの利用が多く、JR 成田線では、自転車の利用が多い形態となっています。



※JR 東我孫子駅は、平成 18 年度の乗車人員が公表されていないため平成 17 年度値

[出典：JR 東日本資料]

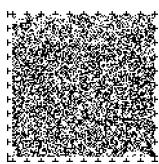
図 17 鉄道駅別の平均乗車人員の推移



※乗用車には乗用車、軽乗用車を含む。バスには路線バス、自家用・貸切バスを含む

[H10 東京都市圏 PT 調査を基に作成]

図 18 駅別の端末交通手段構成比



d)バス交通

- 市内の路線は、阪東自動車株式会社と株式会社ニュー東豊、大利根交通自動車株式会社により、市内の駅を起点として運行されています。
- また、平成17年よりコミュニティバス「あびバス」が3路線運行しています。
- 同じく平成17年より、病院、自動車教習所、学校などで運行している送迎バスの空席を活用し、65歳以上の人及び障害者の人（同伴者を含む）が、無償でバスに乗車できる外出支援事業も実施しています。

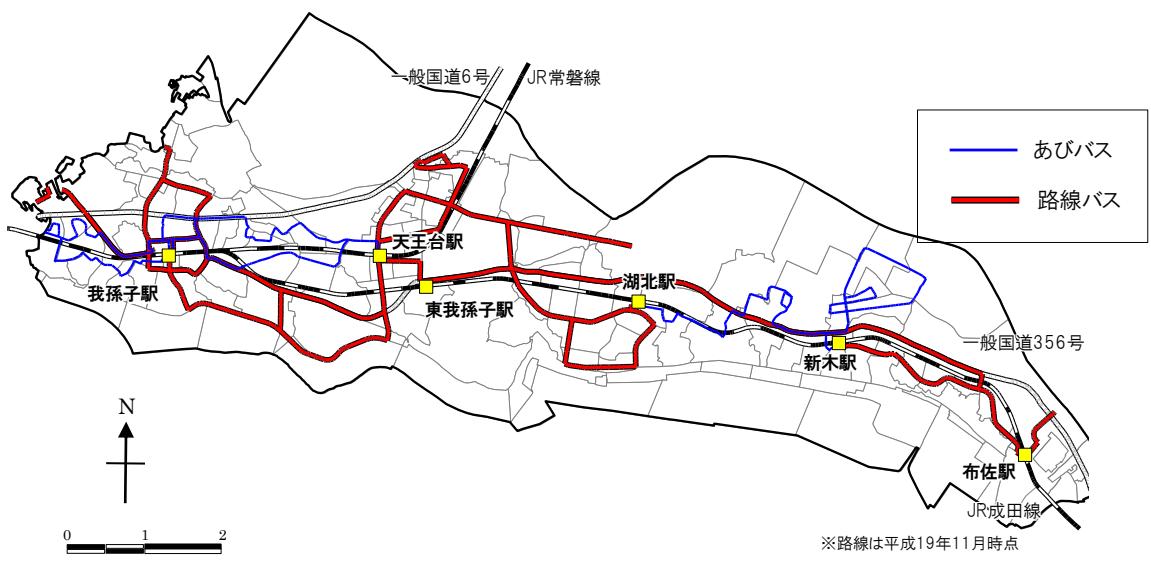
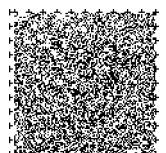


図 19 バス路線図



図 20 送迎バスを活用した外出支援事業が活用できる路線



2. 基本構想策定にあたっての考え方

2.1 策定の目的

我孫子市移動等円滑化基本構想は、「我孫子市第三次総合計画」及び「我孫子市都市計画マスタープラン」に掲げるまちの将来像の実現に寄与するとともに、高齢者や障害者その他移動に困難を生ずる人などの円滑な移動を支援するため、今後重点的に整備すべき区域を重点整備地区として定め、地区内において実施すべき事業などについて示すことを目的として策定します。

2.2 策定体制

基本構想の策定にあたっては、市関係各課で組織する策定会議と市民をはじめ、学識経験者、障害者関係団体、道路管理者、公安委員会、公共交通事業者、国・県・市などで構成する「我孫子市移動等円滑化基本構想策定協議会」を設置し、協議、調整を行い、基本構想（案）をとりまとめます。

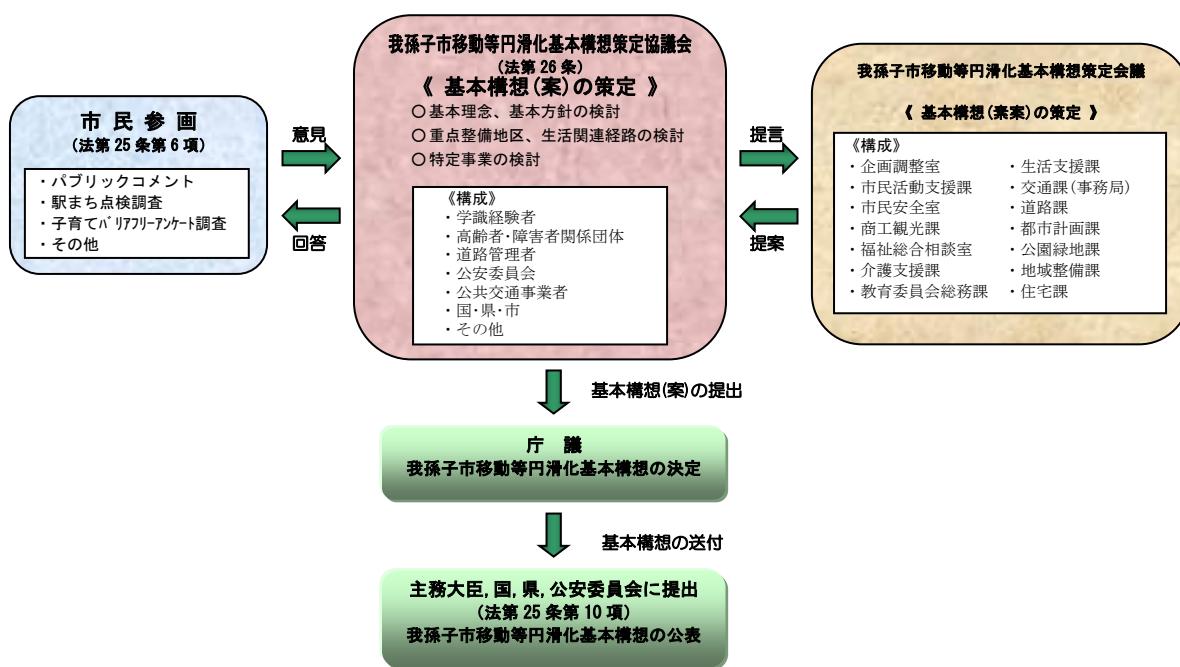
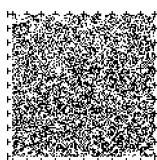


図 22 我孫子市移動円滑化基本構想の策定体系図



2.3 目標年

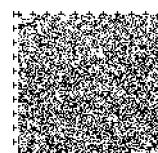
バリアフリー新法第3条に基づく国の基本方針（移動等円滑化の促進に関する基本方針）では、バリアフリー化の目標を平成22年（2010年）と設定しています。

我孫子市移動等円滑化基本構想についても、国の基本方針と整合を図るため、平成22年（2010年）を目標として設定します。

なお、地形的制約や沿道の市街化状況等により移動等円滑化基準に適合することが困難な施設・経路等については、平成22年までに整備することが難しいことが想定されるため、平成23年以降も含めた長期的な視野のもとで整備を行うこととします。



図 23 移動等円滑化基本構想の目標年



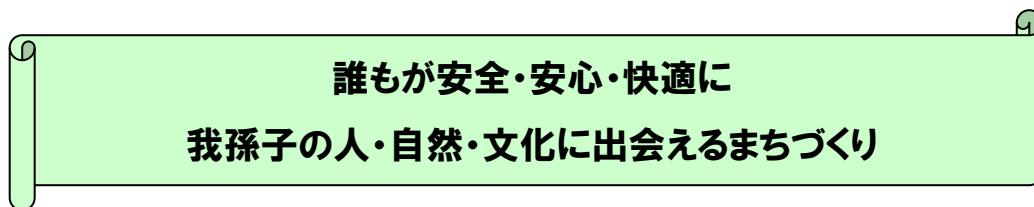
2.4 本市における移動等円滑化の基本理念と基本方針

「我孫子市第三次総合計画」（計画期間：平成 14 年度～平成 33 年度）では、自然環境を文化に高めるまちへ、お互いを思いやる心で元気なまちへ、出会いと交流で活力を生むまちへ、との将来都市像をもとに『手賀沼のほとり 心輝くまち ～人・鳥・文化のハーモニー～』を共通の目標としています。また、施策の大綱では安全で快適な歩行者空間の充実、生活道路の安全性向上などをはじめとする「総合的な交通環境の整備」を掲げています。

また、「我孫子市都市計画マスターplan」（目標年次：平成 33 年度）では、総合計画の実現に向けて、都市整備の方針を定めています。そこでは、都市基盤や生活環境上の課題として「バリアフリーに配慮した都市基盤の整備」を挙げた上で、都市づくりの方針に、道路空間、公園、公共公益施設、住宅のバリアフリー化などが盛り込まれています。

そこで、本市における移動等円滑化においては、誰もが支障なく利便性や快適性が確保された中で安全に移動でき、生活の必要性に応じた施設やサービスを容易に利用できるとともに、本市のさまざまな地域資源とふれあうことができるまちづくりをめざし、以下の基本理念を定めることとします。

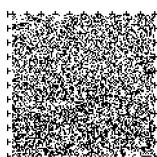
【基本理念】



上記基本理念から、本市において移動等円滑化を進める際の基本的な考え方として、以下に示す 4 つの基本方針を設定します。

【基本方針】

1. 誰にとっても安全・安心・快適なまちづくりを進めます
2. 市民参画型のバリアフリー化を進めます
3. 関係機関の連携により一体的なバリアフリー空間を整備します
4. 心のバリアフリー社会の実現と市民の理解を深めます



基本方針 1 誰にとっても安全・安心・快適なまちづくりを進めます

公共交通機関や建築施設、歩行者空間のバリアフリー化を進めることで、誰もが、いつでも、どこでも、安全・快適に移動でき、あらゆる人に配慮したまちづくりを進めます。また、違法駐車や放置自転車など、歩行者の通行を妨げる行為がなされないよう交通マナーの改善についても取り組みます。

基本方針 2 市民参画型のバリアフリー化を進めます

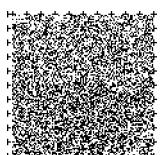
健常者をはじめ高齢者・障害者、その他移動に困難を来たす人たちの意見の反映に努め、市民参画型のバリアフリー化のまちづくりを進めます。

基本方針 3 関係機関の連携により一体的なバリアフリー空間を整備します

バリアフリーに関する事業実施主体となる施設設置管理者（公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等）の密接な連携のもと、整備効果の高い事業の内容を具体的に検討し、各事業者の主体的な参加を得ることにより、一体的かつ連続的なバリアフリー空間の整備をめざします。

基本方針 4 心のバリアフリー社会の実現と市民の理解を深めます

高齢者や障害者、妊婦や乳幼児同伴者など、誰もが快適な日常生活と積極的な社会参加を可能とするため、ハード面におけるバリアフリー化だけでなく、これらを利用しやすい環境づくりとして、心のバリアフリーの推進を図ります。



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

3.1 重点整備候補地区の概要

- 平成 11 年度に策定された「人にやさしいまちづくり整備計画書」において、我孫子地区、天王台地区、湖北地区、新木地区、布佐地区の 5 地区が整備地区に指定されました。
- 今回、新たに策定する移動等円滑化基本構想は、この 5 地区の駅を中心としたおおむね 1km 圈を重点整備候補地区とします。

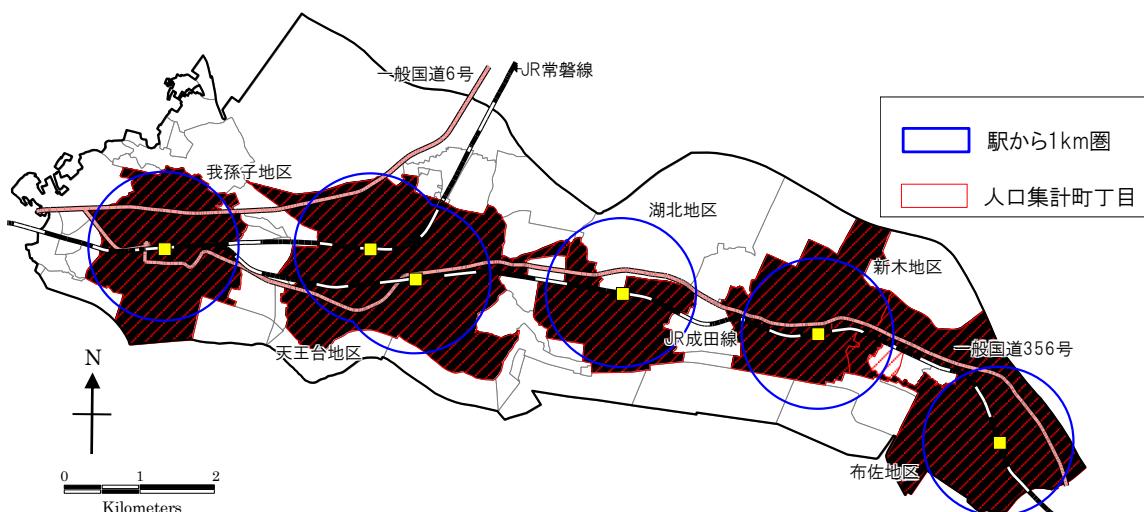


図 24 重点整備候補地区

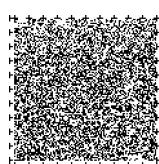
表 5 重点整備候補地区の概況

	我孫子地区	天王台地区	湖北地区	新木地区	布佐地区
常住人口	33,829人	29,219人	14,518人	10,942人	9,518人
高齢者人口	6,045人	5,048人	3,560人	2,274人	2,366人
高齢者人口比率	17.9%	17.3%	24.5%	20.8%	24.9%
世帯数	13,807世帯	11,818世帯	6,037世帯	4,055世帯	3,764世帯
駅利用者数*	59,656人	46,412人	9,134人	5,942人	8,902人
バス運行本数 かっこ内は土日休日運行本数	201 (240) 東我孫子 : 131 (171)	天王台 : 386 (375)	133 (166)	43 (58)	47 (55)

* 鉄道乗車人員を 2 倍にして換算。なお JR 東我孫子駅については、乗車人員は不明なため、集計から除外した。

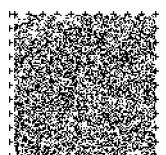
* 常住人口、高齢者人口、高齢者人口比率、世帯数については、おおむね駅から 1km 圏域に含まれる字を対象に集計した。

[出典：H20 介護支援課資料（高齢者人口、高齢者人口比率）、H20 市民課資料（常住人口、世帯数）、駅乗車人員：H18 JR 東日本資料]



(1) 公共公益施設等の立地状況

- ・重点整備候補地区の5地区について、重点候補地区内（おおむね1km圏）の公共公益施設の立地状況を把握します。



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

a) 我孫子地区

- ・JR 我孫子駅周辺及びつくし野において、官公庁施設や商業施設の集積が見られます。
- ・また、我孫子地区南部には大規模な都市公園として、手賀沼公園、根戸船戸緑地が立地しています。

表 6 公共公益施設等一覧(我孫子地区)(1/2)

	名称	距離(m)		名称	距離(m)
官 公 庁 施 設	我孫子行政サービスセンター	170	学校教育施設	ひかり幼稚園	480
	つくし野行政サービスセンター	960		めばえ幼稚園	530
	我孫子駅前交番	40		つくしの幼稚園	1,020
	つくし野交番	980		我孫子第四小学校	560
文化施設	市民活動ステーション	170		我孫子第一小学校	950
	我孫子市民プラザ	510		根戸小学校	1,130
	生涯学習センター(アビ스타) ・我孫子地区公民館 ・市民図書館	790		白山中学校	630
				我孫子駅前郵便局	160
集会施設	寿市民センター	800	商業施設	我孫子緑郵便局	400
	我孫子南近隣センター	170		我孫子つくし野郵便局	950
	(仮称)我孫子北区域近隣センター(計画中)	540		千葉銀行我孫子支店	120
医療施設	あびこクリニック	290		京葉銀行我孫子支店	160
	アビコ外科整形外科病院	480		東京ベイ信用金庫我孫子支店	460
	東葛辻仲病院	990		常陽銀行我孫子支店	500
福祉施設	アンジェリカ保育園	320		千葉信用金庫我孫子支店	1,110
	緑保育園	390		農業協同組合我孫子支店	830
	並木保育園	590		イトーヨーカドー	220
	寿保育園	840		エスパ	510
	つくし野保育園	1,030		ライフ	690
	根戸保育園	1,150		富士ガーデン	980
	西部福祉センター	880		ケーズデンキ我孫子	1,300
	根戸福祉センター	1,160		我孫子北口駅前駐車場	110
	特別養護老人ホームつくし野荘	1,320	路外駐車場		
	ベストライフ我孫子	800			

※距離は JR 我孫子駅からの直線距離

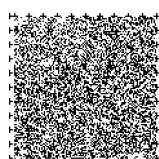


表 7 公共公益施設等一覧(我孫子地区)(2/2)

	名称	距離(m)		名称	距離(m)
都 市 公 園	我孫子駅南口 2号公園	210	都 市 公 園	つくし野 4号公園	920
	我孫子駅南口 1号公園（事業中）	280		緑雁明緑地（都市緑地）	950
	つくし野 3号公園	700		根戸船戸緑地（都市緑地）	980
	緑南作緑地（都市緑地）	710		つくし野 2号公園	1,020
	つくし野 1号公園	780		つくし野 6号公園	1,030
	根戸古墳公園	840		つくし野 5号公園	1,070
	手賀沼公園（地区公園）	850		若松 1号公園	1,100
	上谷津公園	870		若松 2号公園	1,340

※距離はJR 我孫子駅からの直線距離

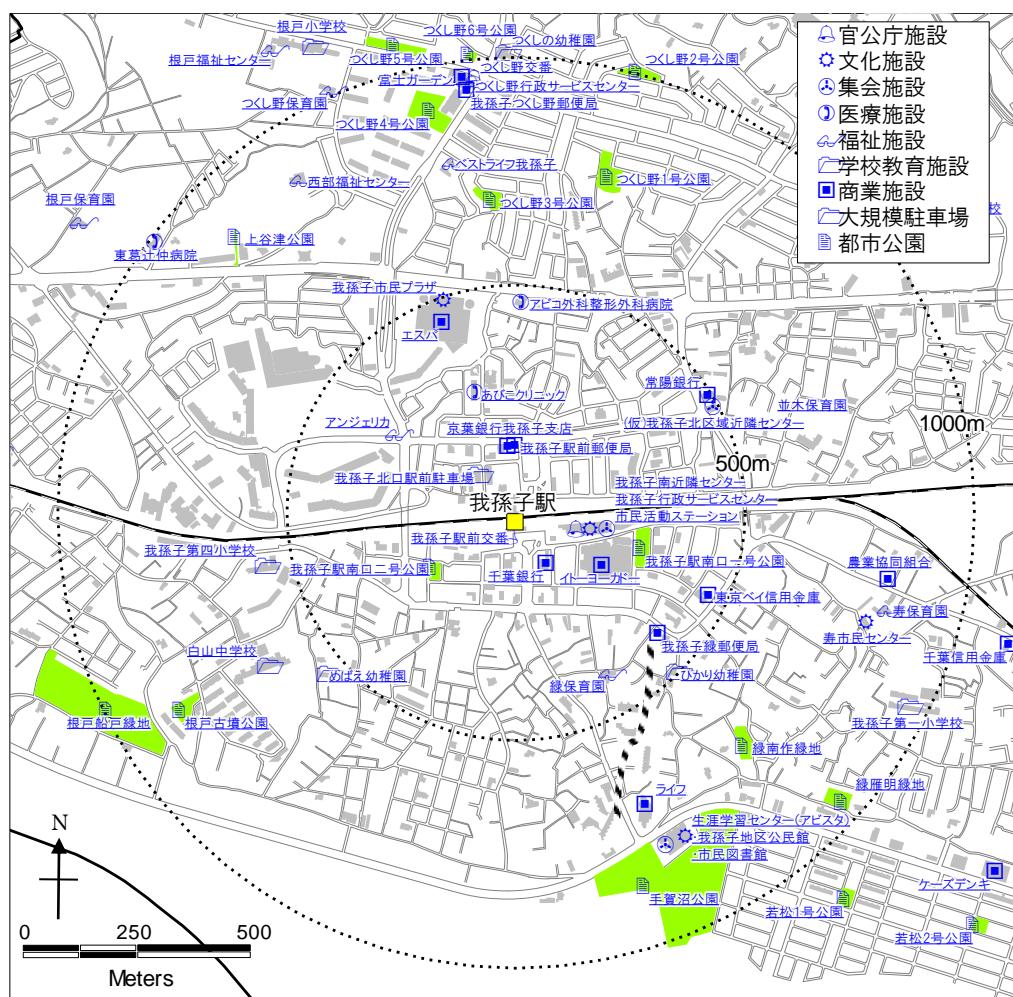
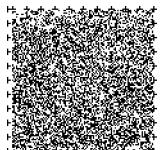


図 25 公共公益施設等立地状況(我孫子地区)



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

b) 天王台地区

- ・JR 天王台駅北側に、商業施設の集積が見られます。
- ・JR 天王台駅の約 700m 南側に、JR 東我孫子駅が立地しています。
- ・また、天王台西公園、柴崎 3 号公園といった比較的大きな公園が点在しています。

表 8 公共公益施設等一覧(1/2)(天王台地区)

	名称	距離(m)		名称	距離(m)
官公庁施設	天王台行政サービスセンター	170	福祉施設	グループホーム ワカバあびこ	830
	我孫子市役所	1,480		グループホーム ヴィスタリオ	860
	教育委員会・水道局	910		介護老人保健施設 クレオ	1,400
	我孫子警察署	820		我孫子市社会福祉協議会	1,480
	天王台交番	170		ケアホーム キャロット	700
	東我孫子駐在所	690		ケアホーム むつぼし生活寮	700
文化施設	鳥の博物館	1,560		ケアホーム オニオン	700
集会施設	天王台北近隣センター	430	学校教育施設	エーデル幼稚園	750
	近隣センターこもれび	960		我孫子第三小学校	690
医療施設	我孫子聖仁会病院	1,060		高野山小学校	1,140
	我孫子東邦病院	1,400		我孫子中学校	800
福祉施設	天王台双葉保育園	610		川村学園女子大学	1,200
	東あびこ保育園	690	商業施設	千葉銀行天王台支店	80
	川村学園女子大学附属保育園	1,260		千葉興業銀行我孫子支店	100
	我孫子市ファミリーサポートセンター	80		京葉銀行天王台支店	130
	老人保健施設葵の園・我孫子	470		我孫子柴崎台郵便局	280
	ガーデンコート天王台	590		我孫子郵便局	650
	小規模作業所かつばの家	640		東我孫子駅前郵便局	690
	病児保育室ワイス	400		我孫子泉郵便局	860
	障害者支援施設 むつぼし	760		ホテルマークワンアビコ	170
				ユアースポーツ	750
				ミナトスポーツクラブ	160

※距離は JR 天王台駅からの直線距離

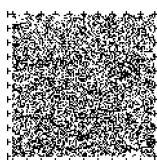


表 9 公共公益施設等一覧(2/2)(天王台地区)

	名称	距離(m)		名称	距離(m)
都 市 公 園	柴崎 1 号公園	230	都 市 公 園	柴崎 5 号公園	640
	天王台西公園 (近隣公園)	240		柴崎 4 号公園	740
	柴崎 2 号公園	310		青山台 2 号公園	880
	柴崎 3 号公園 (近隣公園)	390		青山台 3 号公園	940
	天王台東公園	470		青山台 5 号公園	960
	天王台南公園	550		青山台 1 号公園	1,330
	浅野谷 3 号公園	560			

※距離は JR 天王台駅からの直線距離

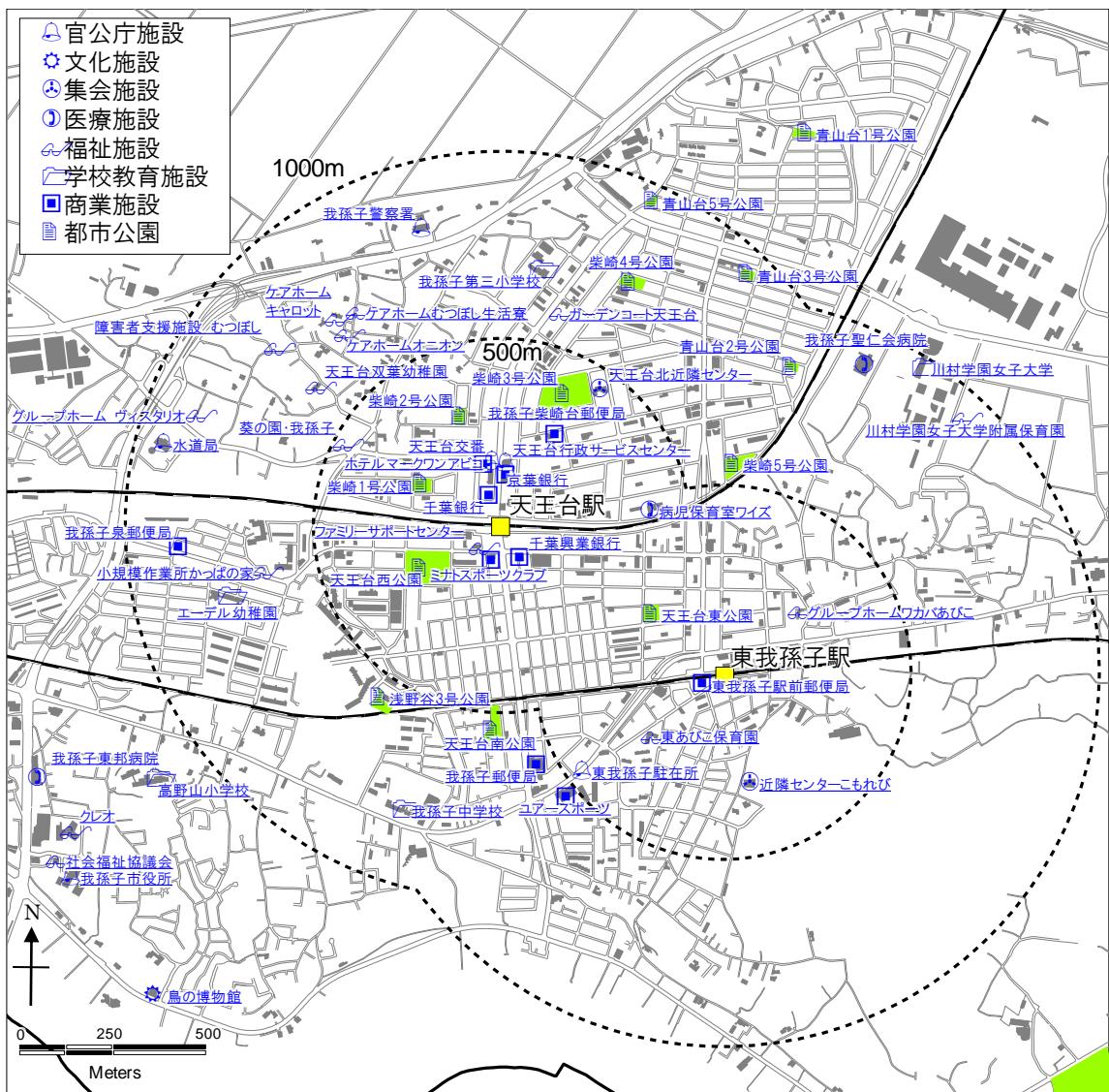
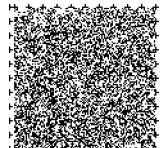


図 26 公共公益施設等立地状況(天王台地区)



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

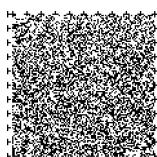
c) 湖北地区

・JR 湖北駅からおおむね 1,000m の範囲内に公共公益施設が立地しています。

表 10 公共公益施設等一覧(湖北地区)

	名称	距離(m)		名称	距離(m)
官公庁施設	湖北台行政サービスセンター	370	学校教育施設	若草幼稚園	540
	湖北行政サービスセンター	930		湖北台幼稚園	630
	湖北台交番	260		湖北台東小学校	520
文化施設	市民図書館湖北台分館	860		湖北台西小学校	720
				湖北小学校	890
集会施設	湖北台近隣センター	370		湖北台中学校	930
	湖北地区公民館	910		県立湖北高等学校	910
	湖北台市民センター	370	商業施設	千葉銀行湖北支店	130
医療施設	我孫子市休日診療所	100		京葉銀行湖北台支店	320
				我孫子湖北台郵便局	300
福祉施設	慈紘保育園	220		湖北郵便局	510
	湖北台保育園	360		農業協同組合湖北支店	1,030
	湖北保育園	520	都市公園	湖北台 1 号公園	250
	恵愛保育園	680		湖北台緑地 (都市緑地)	410
	柏鳳保育園	870		湖北台 3 号公園	420
	我孫子市保健センター	110		湖北台 8 号公園	520
	子育て支援センター	690		湖北台 2 号公園	560
	はるか共同作業所	120		中峠二本榎公園	560
	小規模作業所 ウイング	140		中峠亀田谷公園 (近隣公園)	580
	地域福祉作業所 にじ	210		湖北台 4 号公園 (近隣公園)	690
	小規模作業所 イエローハート	460		湖北台中央公園 (地区公園)	740
	障害者支援施設 けやき社会センター	1,020		中峠鹿島前公園	770
	特別養護老人 ホーム久遠苑	1,220		中峠寺前公園	790
	特別養護老人ホーム和楽園	1,300		芝原城跡前 1 号公園	930
	平和の里グループホーム湖北	510		湖北台 7 号公園	1,040
	グループホーム 空	900		湖北台 5 号公園	1,080
	ふれあいホーム Daiwa	700			

※距離は JR 湖北駅からの直線距離



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

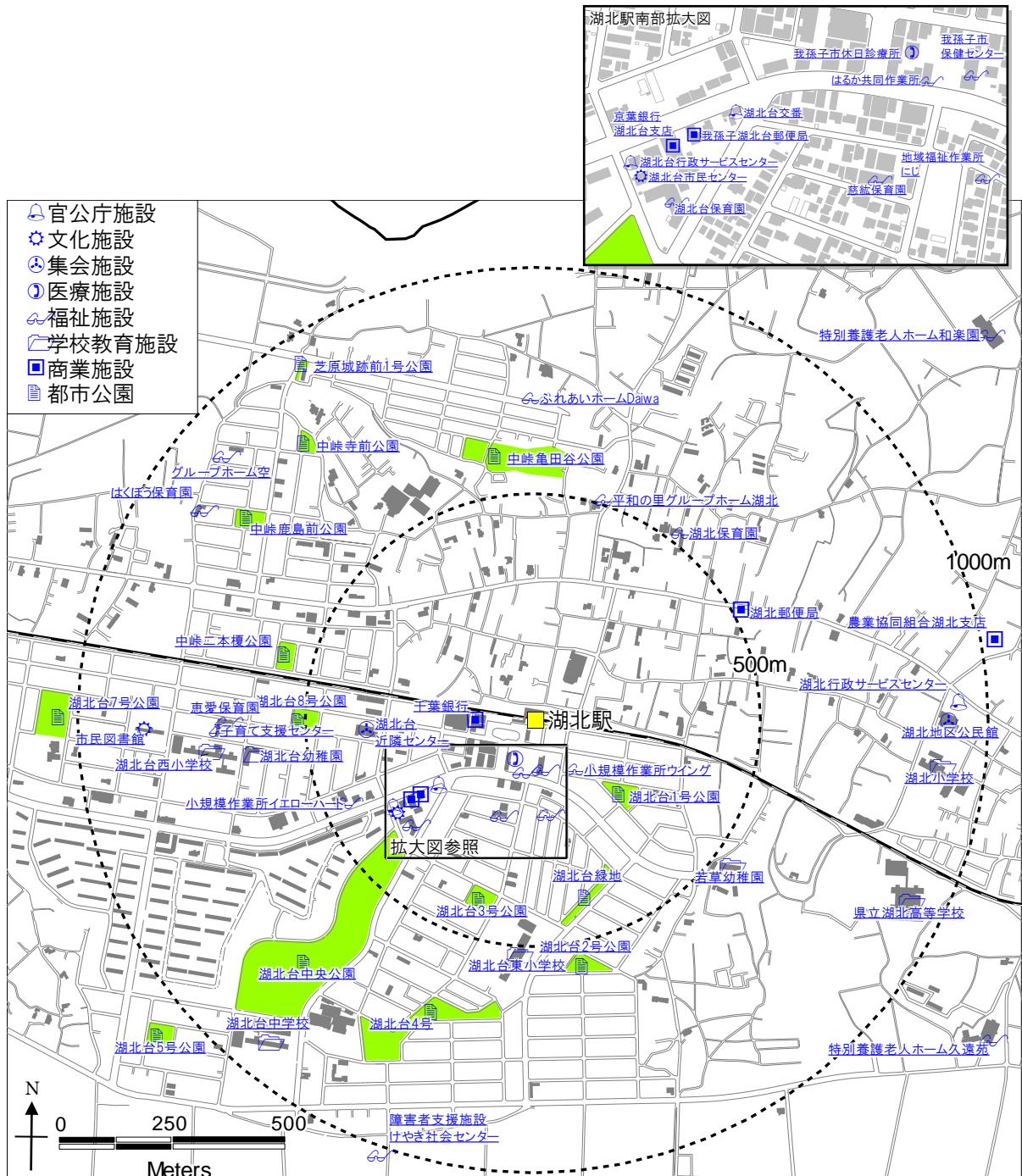
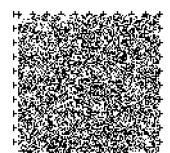


図 27 公共公益施設等立地状況(湖北地区)



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

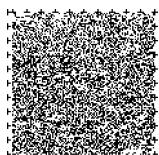
d)新木地区

- ・全体的に公共公益施設等の立地は少ないものの、JR 新木駅からおおむね 1,000m の範囲内に施設が立地しています。
- ・また、北部には我孫子市内で最も大きな都市公園である、我孫子市総合運動公園があります。

表 11 公共公益施設等一覧(新木地区)

	名称	距離(m)		名称	距離(m)
官公庁施設	新木駅前交番	90	学校教育施設	布佐台幼稚園	750
集会施設	新木近隣センター	590		新木小学校	730
医療施設	平和台病院	860		県立我孫子特別支援学校	740
福祉施設	双葉保育園	230	商業施設	京葉銀行新木支店	150
	我孫子市障害者福祉センター	750		我孫子新木郵便局	260
	我孫子市こども発達センター	750		ケヨーデイツー	620
	障害者支援施設 我孫子市あらき園	760	都市公園	丑高公園	780
	グループホームあらきのお家	670		長丁西公園	960
	グループホーム南新木のおうち	870		我孫子市総合運動公園（都市緑地）	1,410
	介護老人保健施設エスペーロ	860			
	ケアホーム パレット	510			

※距離は JR 新木駅からの直線距離



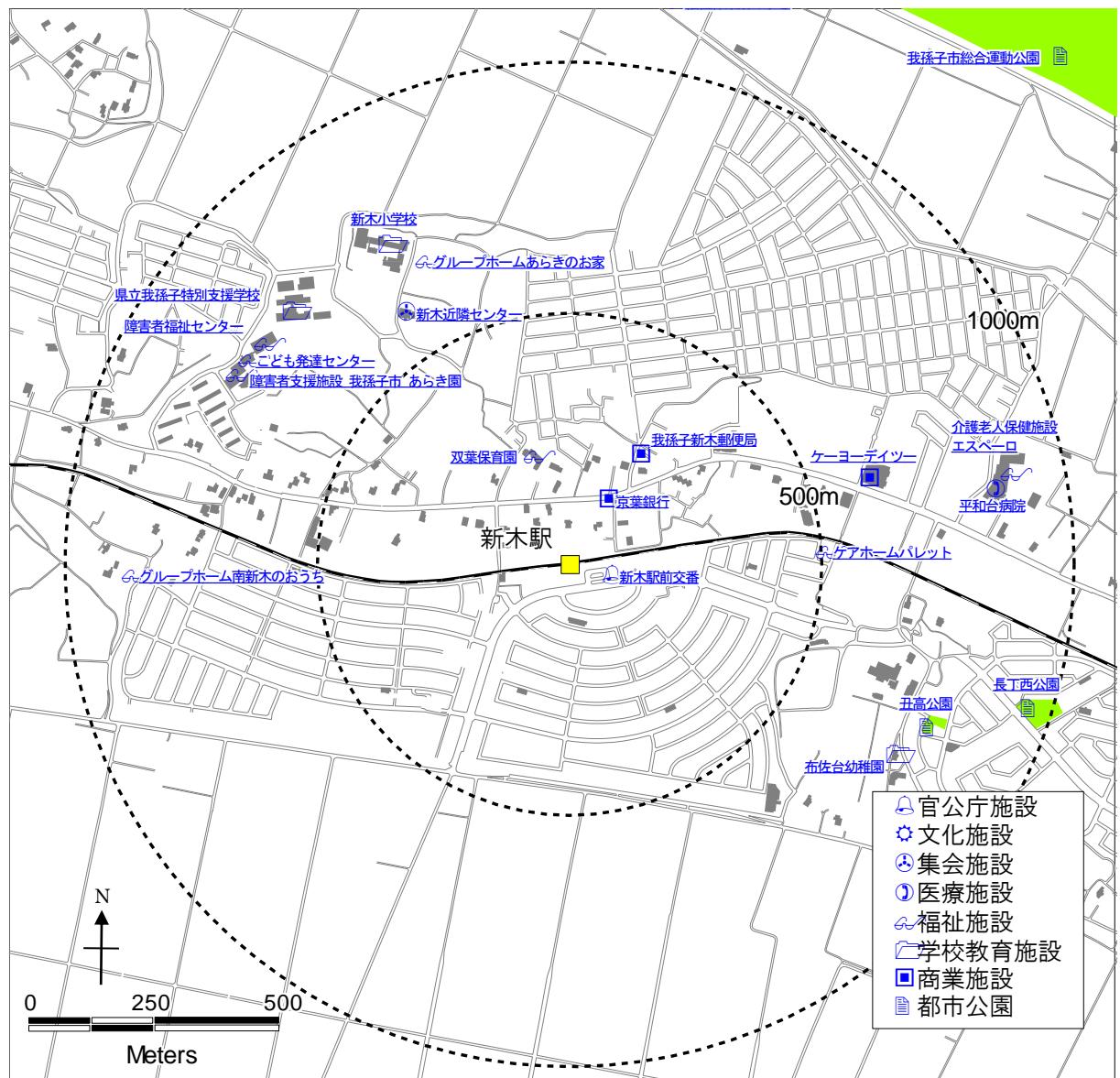
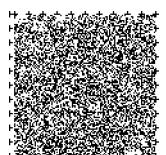


図 28 公共公益施設等立地状況（新木地区）



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

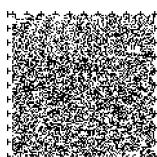
e) 布佐地区

- ・JR 布佐駅からおおむね 1,000m の範囲内に、公共公益施設が立地しています。
- ・また、地区北側には比較的大きな公園である余間戸公園、宮ノ森公園があります。

表 12 公共公益施設等一覧(布佐地区)

	名称	距離(m)		名称	距離(m)
官公 庁施 設	布佐行政サービスセンター	30	学校 教育 施設	わだ幼稚園	510
	布佐駅前交番	40		布佐小学校	820
文化 施設	市民図書館布佐分館	230		布佐中学校	760
				県立布佐高等学校	600
集会 施設	布佐市民センターホン館	380	商業 施設	水戸信用金庫布佐支店	200
	布佐南近隣センター	1,080		京葉銀行布佐支店	320
	布佐市民センターステーションホール	70		布佐郵便局	390
	(仮称)布佐北区域近隣センター	570		我孫子平和台郵便局	1,040
福祉 施設	布佐宝保育園	750	都市 公園	布佐 1 号公園	200
	平和の里あびこ	260		布佐駅南口西公園	210
	小規模作業所 おおばん	310		布佐駅南口東公園	210
	地域活動支援センター i 工房	660		和田前公園	310
	グループホームじょんから	540		布佐 2 号公園	410
	特別養護老人ホームアコモード	1,010		平和台 1 号公園	520
	ケアホーム アザレア I	1,000		布佐葭立公園	580
	ケアホーム アザレア II	1,000		平和台 2 号公園	740
	生活ホーム 北斗	230		布佐西町下公園	780
	生活ホーム 第二北斗	360		平和台 3 号公園	790
				宮ノ森公園 (近隣公園)	870

※距離は JR 布佐駅からの直線距離



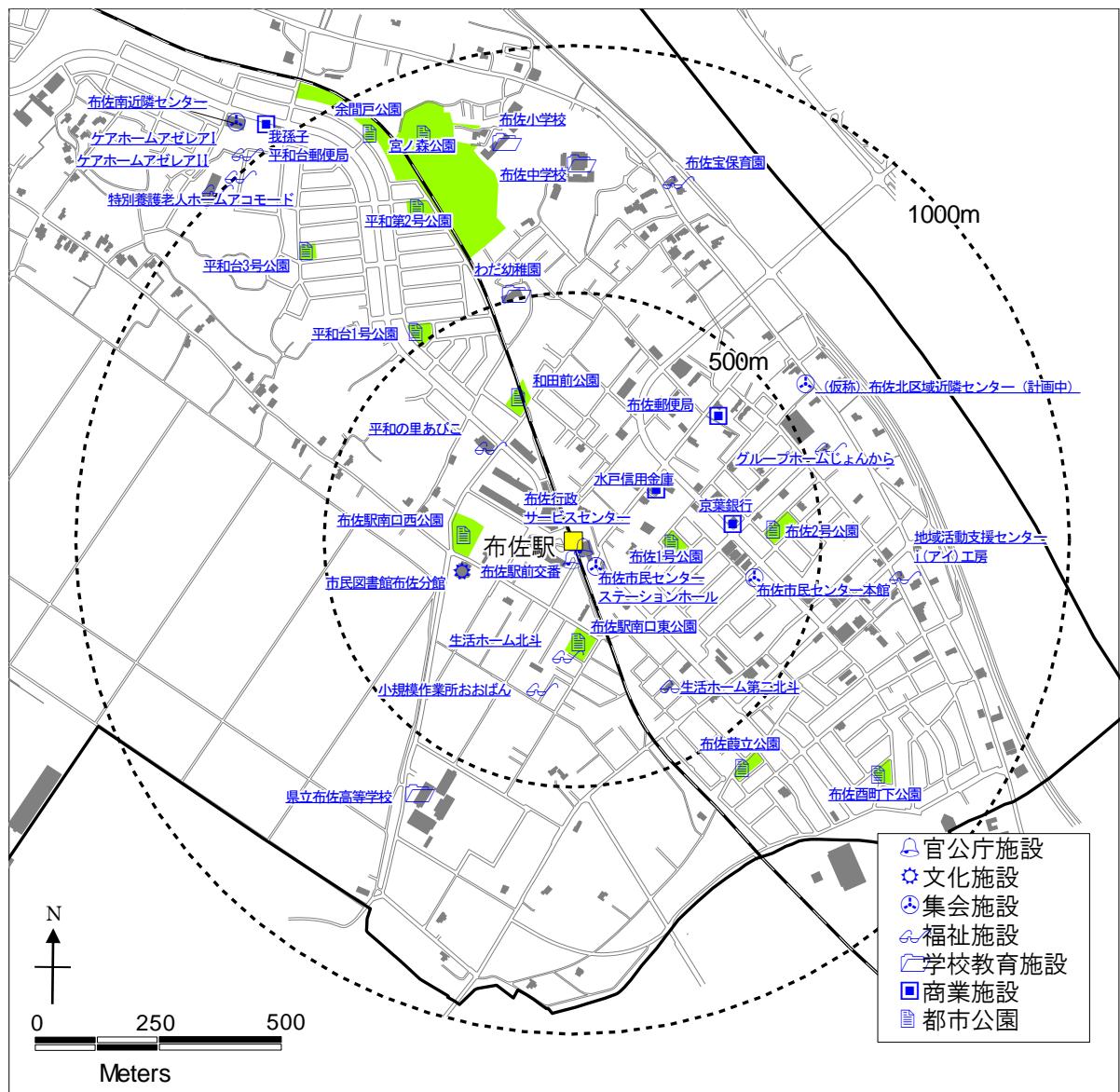
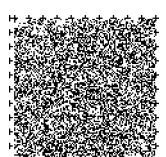


図 29 公共公益施設等立地状況(布佐地区)



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

3.2 重点整備地区の設定

3.2.1 重点整備地区設定の考え方

・重点整備地区を設定するにあたり、次の項目について整理します。

- (1) 重点整備地区の要件
- (2) 重点整備地区の考え方
- (3) 生活関連施設の考え方
- (4) 生活関連経路の考え方

(1) 重点整備地区の要件

・バリアフリー新法では、一定の地区における鉄道駅、道路、公共公益施設などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区を設定するとされています。

a) 要件 1(法第2条第21号イ)

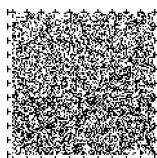
- ・ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などその他の施設 以下同じ。)が徒歩圏内に集積している地区
- ・ 地区全体の面積がおおむね 400ha 未満
- ・ 特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設などの特別特定建築物に該当するものがおおむね 3 以上存在すること。

b) 要件 2(法第2条第21号ロ)

- ・ 高齢者、障害者等の移動や、施設の利用状況、現在の土地利用状況や将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性などを総合的に判断し、移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められること。

c) 要件 3(法第2条 第21号ハ)

- ・ 移動等円滑化事業を実施することが、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能などの増進を図る上で、有効かつ適切であると認められること。



(2) 重点整備地区の考え方

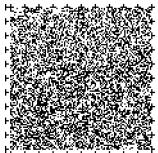
- ・重点整備地区の設定は、前頁の要件 1～3 に該当するとともに、鉄道駅及び周辺地区の概況や上位計画の位置づけなどを踏まえ、特に優先してバリアフリー化事業の実施が必要であると考えられる地区を重点整備地区として設定します。
- ・また、今後の市街地整備事業や道路整備事業の状況を勘案しながら、必要に応じて長期的な視点に立ってバリアフリー化を実施する地区を準重点整備地区として設定します。

a) 重点整備地区選定に用いる指標

- ・重点整備候補地区の 5 地区について、下記の指標から各地区の特性を比較検討し重点整備地区を選定します。

表 13 重点整備地区選定における指標の定義

名 称	単 位	定 義
地区の概要		
常 住 人 口	(人)	駅を中心としておおむね半径 1km 圏に含まれる町丁目における常住人口 (H20.1.1 市民課資料)
高 齢 者 人 口	(人)	駅を中心としておおむね半径 1km 圏に含まれる町丁目における高齢者人口 (H20.1.1 介護支援課資料)
特定旅客施設の規模		
鉄道利用者数	(人/日)	一日平均利用者数 (H18 JR 東日本資料)
鉄道路線本数	(路線)	特定旅客施設に乗り入れる鉄道路線の数
バス運行本数	(本/日)	特定旅客施設を発着するバス運行本数
バス路線本数	(路線)	特定旅客施設に乗り入れるバス路線の数
特別特定建築物の集積		
公共建築物	(箇所)	駅を中心として半径 1km 圏に含まれる官公庁施設、文化施設などの公共建築物数
大規模施設	(箇所)	駅を中心として半径 1km 圏に含まれる床面積の合計が 2,000m ² 以上の施設
その 他	(箇所)	駅を中心として半径 1km 圏に含まれる公共建築物、大規模施設以外の特別特定建築物
特定路外駐車場	(箇所)	道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車場の駐車の用に供する部分の面積が 500 m ² 以上であり、かつ、駐車料金を徴収するもの
都 市 公 園	(箇所)	近隣公園、地区公園以上の主要な都市公園



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

b) 各地区的比較検討結果

- ・前述の指標を用いて、各重点整備候補地区の優先度を比較します。
- ・その結果、1位、2位の指標が多い我孫子地区、天王台地区が優先度の高い地区となります。

表 14 地区别別概況整理

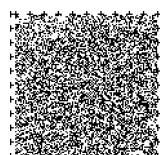
		我孫子地区	天王台地区	湖北地区	新木地区	布佐地区
常住人口	33,829人 (1位)	29,219人 (2位)	14,518人 (3位)	10,942人 (4位)	9,518人 (5位)	
高齢者人口	6,045人 (1位)	5,048人 (2位)	3,560人 (3位)	2,274人 (5位)	2,366人 (4位)	
特定旅客施設の規模	鉄道利用者数	59,656人/日 (1位)	46,412人/日 (2位)	9,134人/日 (3位)	5,942人/日 (5位)	8,902人/日 (4位)
	鉄道路線本数	2路線 (1位)	1路線 (2位)	1路線 (2位)	1路線 (2位)	1路線 (2位)
	バス運行本数	201本/日 (2位)	517本/日 (1位)	133本/日 (3位)	43本/日 (5位)	47本/日 (4位)
	バス路線本数	11本 (1位)	8本 (2位)	5本 (4位)	4本 (5位)	8本 (2位)
特別特定建築物の集積	公共建築物	14箇所 (1位)	8箇所 (2位)	8箇所 (2位)	2箇所 (5位)	5箇所 (4位)
	大規模施設	4箇所 (1位)	1箇所 (2位)	0箇所 (5位)	1箇所 (2位)	0箇所 (5位)
	その他	13箇所 (2位)	14箇所 (1位)	9箇所 (3位)	7箇所 (5位)	8箇所 (4位)
特定路外駐車場	1箇所 (1位)	— (5位)	— (5位)	— (5位)	— (5位)	
都市公園	4箇所 (1位)	2箇所 (3位)	4箇所 (1位)	— (5位)	1箇所 (4位)	
合計得点	29	13	5	2	2	
優先度	◎	○	△	△	△	

※背景色について、赤色：1位、黄色：2位を示している

※バス運行本数：天王台地区は、JR 天王台駅と JR 東我孫子駅の合計

※各指標の下の（ ）内は、地区内における順位

※合計得点は、指標ごとの順位の合計点（1位⇒3点、2位⇒1点、3位以下⇒0点）



c) 重点整備地区の選定結果と地区の概要

- ・優先度が最も高い我孫子地区及び二番目に高い天王台地区を**重点整備地区**と設定します。
- ・なお、湖北地区、新木地区、布佐地区の3地区は、長期的な視点に立ってバリアフリー化を実施する**準重点整備地区**として設定します。

重点整備地区は、特に優先してバリアフリー事業を実施する地区ですが、今後とも高齢者の増加が想定される中で、準重点整備地区及び重点整備地区の区域外の地区についてもバリアフリー化を進めることが重要と考えます。

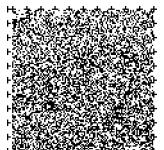
将来的には市域全域のバリアフリー化をめざすものとし、重点整備地区の区域外及び準重点整備地区以外についてもバリアフリー化を進めていきます。

■我孫子地区

- ・ JR 我孫子駅の鉄道利用者数は、59,656人/日であり、市内において最も利用者が多い駅となっています。
- ・ JR 我孫子駅を中心とした徒歩圏内（半径1kmの地区内）には、多くの公共公益施設が立地しています。
- ・ 特別特定建築物として、JR 我孫子駅、けやきプラザ、生涯学習センター（アビスタ）などが立地しています。
- ・ 都市計画マスタープランにおいて、公園坂通り、国道356号のバリアフリー化を位置づけています。

■天王台地区

- ・ JR 天王台駅の鉄道利用者数は、46,412人/日であり、JR 我孫子駅に次ぎ2番目に利用者が多い駅となっています。
- ・ JR 天王台駅を中心とした徒歩圏内（半径1kmの地区内）には、多くの公共公益施設が立地しています。
- ・ 特別特定建築物として、JR 天王台駅、天王台行政サービスセンター、天王台北近隣センターが立地しています。
- ・ 都市計画マスタープランにおいて、国道356号のバリアフリー化及びJR 天王台駅のエレベーターとエスカレーターの設置を位置づけています。



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

(3) 生活関連施設の考え方

- ・公共公益施設のうち、相当数の高齢者、障害者等が利用する施設で、特に移動等円滑化に配慮する必要性が高い施設を生活関連施設と設定します。
- ・また、特定旅客施設、特定路外駐車場、都市公園も含むものとします。

a) 特定旅客施設

- ・一日あたりの平均的な利用者数が5千人以上である旅客施設（鉄道駅、バスターミナルなど）を設定します。

b) 建築物

- ・特別特定建築物に該当する建築物のうち、官公庁施設、文化施設などの公共建築物を対象とします。
- ・民間建築物については、特別特定建築物で床面積の合計が $2,000m^2$ 以上の大規模施設を必要に応じて設定します。
- ・なお、その他の生活関連施設間を連絡する経路上にある特別特定建築物についても必要に応じて設定します。

公共公益施設 など

**公共建築物
(生活関連施設として設定)**

- ・官公庁施設
- ・文化施設 など

**民間の大規模建築物
(必要に応じて設定)**

- ・特別特定建築物のうち、床面積の合計が $2,000m^2$ 以上の大規模施設

**民間のその他の施設
(必要に応じて設定)**

- ・生活関連施設間を連絡する経路上にある特別特定建築物

 生活関連施設として設定する施設

 必要に応じて生活関連施設として設定する施設

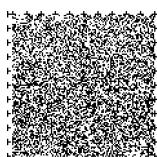
図 30 建築物の分類

c) 特定路外駐車場

- ・道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車場の駐車の用に供する部分の面積が $500 m^2$ 以上であり、かつ、駐車料金を徴収するものを設定します。

d) 都市公園

- ・近隣公園、地区公園以上の主要な都市公園を設定します。
- ・なお、その他の生活関連施設間を連絡する経路上にある街区公園についても必要に応じて設定します。



(4)生活関連経路の考え方

- ・重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な経路を、今後バリアフリー化事業を推進する生活関連経路として設定します。

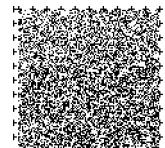
生活関連経路は、利用者の移動特性に応じて整備水準を設定するものとします。車いでの移動のほうがバスよりも優位な範囲内では、車いすに対応した整備を図る区間として段差の解消や縦断勾配の緩和に加え、視覚障害者誘導用ブロックの整備やバリアフリー対応型信号機の整備など、利用者特性に応じた様々なバリアフリー化の実現をめざします。一方、バス移動に対応した整備を図る区間では、バスなどの車両やバス停のバリアフリー化など、移動特性に応じたバリアフリー化を図るものとします。

表 15 整備水準の考え方

		車いす移動に対応した整備を図る区間	徒歩移動に対応した整備を図る区間	バス移動に対応した整備を図る区間
整備水準	車いす対応			
	段差の解消	○	△	—
	歩道幅員の確保	○	△	—
	縦断勾配の緩和	○	△	—
	視覚障害者対応			
	視覚障害者誘導用ブロックの整備	○	○	△
	バリアフリー対応型信号機の整備	○	○	△
	公共交通のバリアフリー化			
	車両のバリアフリー化	○	○	○
	バス停のバリアフリー化	○	○	○

○：整備することが必須な区間 △：努力目標で整備する区間 —：対応しない

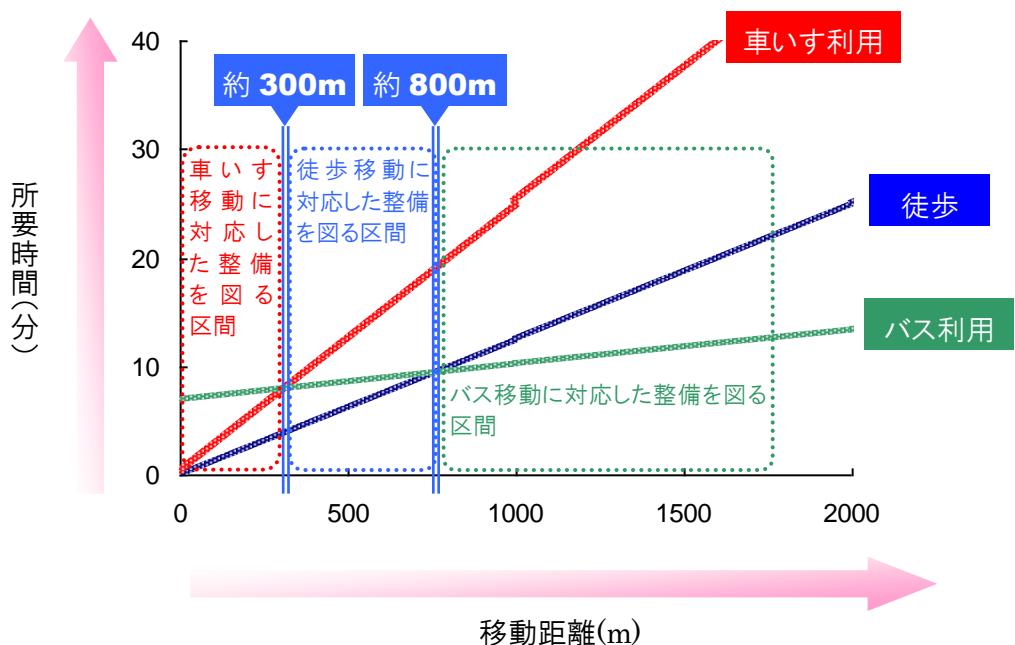
なお、生活関連経路については、今後、移動等円滑化基準に基づき優先的にバリアフリー化を実施しますが、地形的要因や沿道の市街化状況などにより、移動等円滑化基準のすべてを満たす整備が困難な経路も想定されます。そのような経路については、目標年以降も引き続き事業を実施することとします。



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

【参考：移動距離と所要時間の関係】

車いす利用者・歩行者・バス利用者の移動距離と所要時間の関係は以下のとおりとなっています。移動距離により有利な手段が異なるため、バリアフリー対応を図る上でもそれぞれの特性に応じた整備をすることが考えられます。



※移動速度 歩行者速度 : 80m/分

車いす : 歩行者速度の半分と仮定し、40m/分と設定

バス : JR 我孫子駅～我孫子市役所までの距離（約 2km）と平均所要時間（6.5 分）から、307m/分と設定
待ち時間として、JR 我孫子駅における平均バス発車間隔が 14 分であることから、その半分の 7 分と設定

図 31 移動距離と所要時間の関係

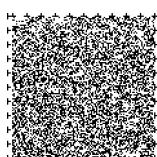
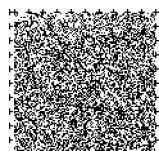


表 16 (参考)特定建築物と特別特定建築物の関係

特定建築物	特別特定建築物
学校	特別支援学校
病院又は診療所	←
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	←
集会場又は公会堂	←
展示場	←
卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテル又は旅館	←
事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
共同住宅、寄宿舎又は下宿	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
老人福祉センター、児童厚生施設、障害者福祉センターその他これらに類するもの	←
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
博物館、美術館又は図書館	←
公衆浴場	←
飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店
郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	←
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
工場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	←
自動車の停留又は駐車のための施設	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
公衆便所	←
公共用歩廊	←

〔国土交通省資料を基に作成〕



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

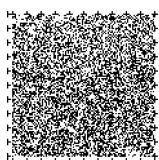
3.2.2 我孫子地区の検討

(1) 整備方針

我孫子地区は、南に手賀沼をのぞむ市の中心地区です。これらの特性を活かし、駅周辺の
にぎわいと手賀沼周辺の憩いの共存をテーマとした移動円滑化を推進します。

(2) 区域の設定

- ・特定旅客施設である JR 我孫子駅を中心とした高低差の少ない区域を重点整備地区として
設定します。北側は特別特定建築物の集積状況及び道路網を考慮し、(仮称)我孫子北区域近
隣センター、エスパなどが含まれる国道 6 号まで、東西の境界は、特別特定建築物の集積
状況を勘案して、西側は丘の道、一般国道 356 号まで、東側は久寺家道、一般国道 356 号
までとします。
- ・なお、南側は特別特定建築物である我孫子緑郵便局に加え、市民の憩いの場である手賀沼
周辺との共存を図るため、手賀沼公園までを含む地域とします。
- ・これらの地区面積は、約 68ha となります。

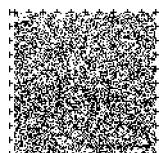


a)生活関連施設の設定

- ・我孫子地区の重点整備地区において、高齢者、障害者等がよく利用すると想定される 21 施設を生活関連施設として設定します。
- ・これらには、特定旅客施設 1 箇所、特別特定建築物 17 箇所が含まれています。

表 17 生活関連施設一覧(我孫子地区)

種 別	名 称	特 定 旅 客 施 設	特別特定 建 築 物
旅客施設	JR 我孫子駅	○	
官公庁施設	我孫子行政サービスセンター(けやきプラザ内)	○	
文化施設	市民活動ステーション(けやきプラザ内)		○
	我孫子市民プラザ(エスパ内)		○
	生涯学習センター(アビスタ) ・市民図書館 ・我孫子地区公民館		○
集会施設	我孫子南近隣センター(けやきプラザ内)	○	
	(仮称)我孫子北区域近隣センター(計画中)	○	
医療施設	我孫子外科整形外科病院	○	
	あびこクリニック	○	
商業施設	イトーヨーカドー		○
	エスパ		○
	我孫子駅前郵便局		○
	我孫子緑郵便局		○
	千葉銀行我孫子支店		○
	常陽銀行我孫子支店		○
	京葉銀行我孫子支店		○
特定路外駐車場	我孫子北口駅前駐車場		
都市公園	手賀沼公園		
	我孫子駅南口 1 号公園(整備中)		



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

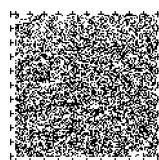
b) 生活関連経路の設定

・生活関連施設を結ぶ主要な経路（17 路線、約 4,400m）を生活関連経路として設定します。

表 18 生活関連経路一覧

路線名	道路管理者	区間	延長(m)
(一)国道 6 号	国	エスパ ~ アビコ外科整形外科病院	60
(一)国道 356 号	千葉県	我孫子駅入口交差点 ~ 我孫子緑郵便局	330
(県)我孫子停車場線	千葉県	我孫子駅南口 ~ 我孫子駅入口交差点	100
市道 00-006(丘の道)	我孫子市	市道 00-0039 ~ 市道 00-006	130
市道 00-007	我孫子市	市道 00-0039 ~ 常陽銀行	50
市道 00-022	我孫子市	手賀沼公園交差点 ~ 生涯学習センター(アビスタ)	110
市道 00-039 (我孫子駅北口通り)	我孫子市	市道 00-006 ~ 市道 00-007	1260*
市道 13-013	我孫子市	けやきプラザ ~ 我孫子駅南口 1 号公園	130
市道 14-010	我孫子市	市道 00-006 ~ エスパ	80
市道 14-011	我孫子市	市道 00-039 ~ 国道 6 号	320
市道 14-049*	我孫子市	我孫子駅北口 ~ 市道 00-039	310
市道 14-060	我孫子市	我孫子駅北口 ~ 我孫子北口駅前駐車場	130
市道 18-001 (公園坂通り)	我孫子市	我孫子駅入口交差点 ~ 手賀沼公園交差点	550
けやきプラザ敷地内	我孫子市	我孫子駅南口 ~ イトヨーカドー	90
我孫子駅自由通路	我孫子市	我孫子駅北口 ~ 我孫子駅南口	110
我孫子駅南口駅前広場	我孫子市	我孫子駅南口駅前広場	100
都計道 3・4・14	我孫子市	国道 356 号 ~ 手賀沼公園交差点	500

*両側歩道延長



c) 重点整備地区(我孫子地区)の概要

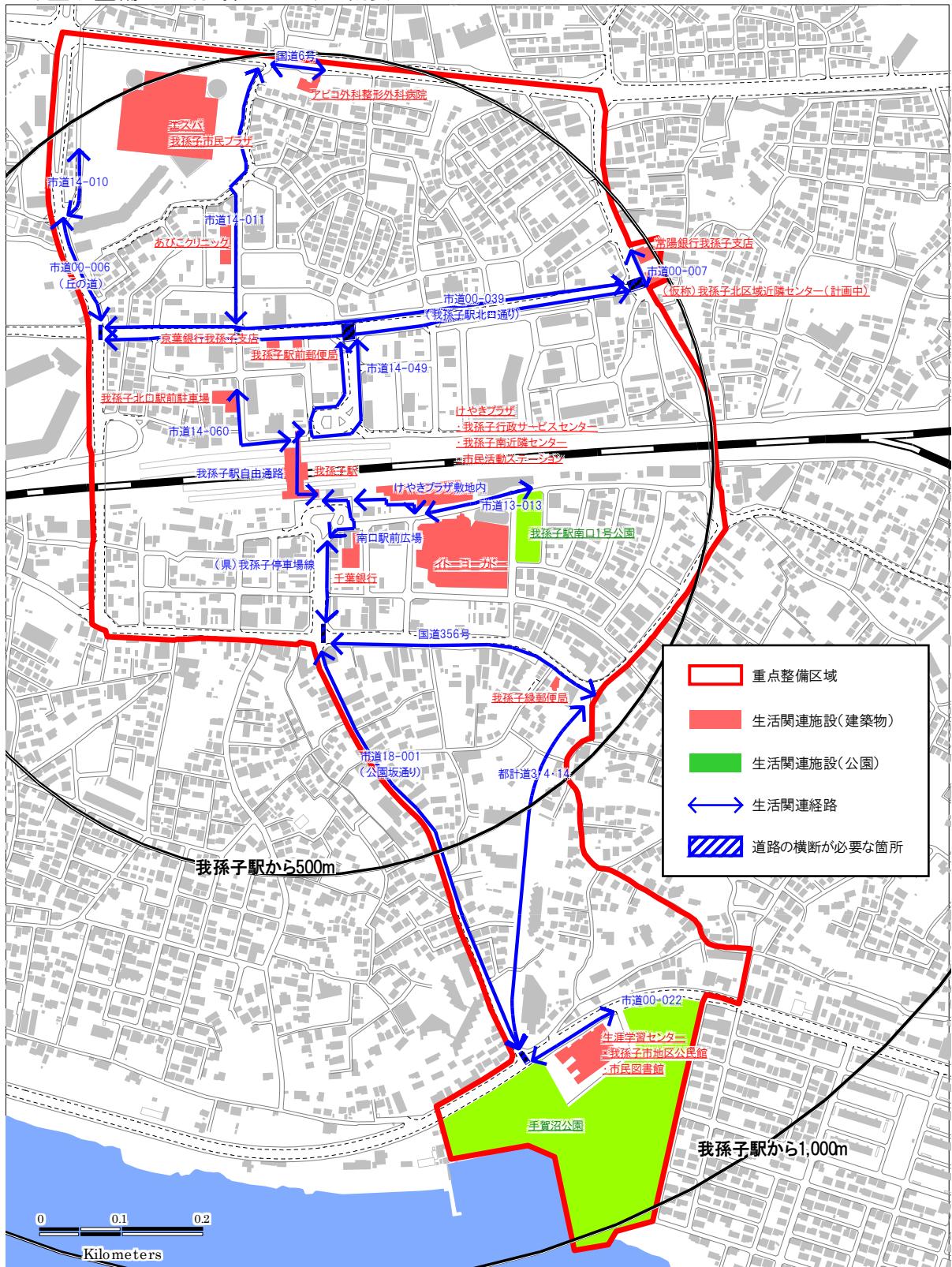
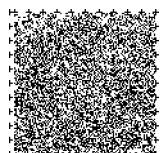


図 32 重点整備地区(我孫子地区)



3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

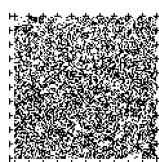
3.2.3 天王台地区の検討

(1) 整備方針

天王台地区は、古くからのまちと新しいまちが共存し、大学や企業も立地する多彩な交流が期待できる地区です。これらの特性を活かし、交流の場と住みやすさが確保できる移動円滑化を推進します。

(2) 区域の設定

- ・特定旅客施設である JR 天王台駅からおおむね 500m の範囲を対象とします。
- ・東側は旅客施設である JR 東我孫子駅まで、南側は我孫子郵便局と国道 356 号までの区域とします。
- ・西側は規模の大きい天王台西公園まで、北側は生活関連施設の立地状況及び規模の大きい公園である柴崎 3 号公園、天王台北近隣センターを含む区域とします。
- ・これらの地区面積は、約 60ha となります。

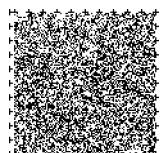


a)生活関連施設の設定

- ・高齢者、障害者等の人がよく利用すると思われる 14 施設を生活関連施設として設定します。
- ・これらには、特定旅客施設 1 箇所、特別特定建築物 10 箇所が含まれています。

表 19 生活関連施設一覧(天王台地区)

種別	名称	特定 旅客施設	特別特定 建築物
旅客施設	JR 天王台駅 (特定旅客施設)	○	
	JR 東我孫子駅		
官公庁施設	天王台行政サービスセンター		○
集会施設	天王台北近隣センター		○
福祉施設	我孫子市ファミリーサポートセンター		○
商業施設	千葉銀行天王台支店		○
	京葉銀行天王台支店		○
	千葉興業銀行我孫子支店		○
	我孫子郵便局		○
	我孫子柴崎台郵便局		○
	東我孫子駅前郵便局		○
	ホテルマークワンアビコ		○
都市公園	柴崎 3 号公園		
	天王台西公園		



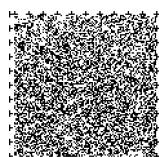
3. 重点整備地区及び生活関連経路の検討

b) 生活関連経路の設定

・生活関連施設を結ぶ主要な経路（14 路線、約 4,000m）を生活関連経路として設定します。

表 20 生活関連経路一覧

路線名	道路管理者	区間	延長 (m)
(一) 国道 356 号	千葉県	市道 00-020 ~ 市道 32-035	750
市道 00-014 (くすの木通り)	我孫子市	天王台駅北口 ~ 市道 00-012	410
市道 00-015	我孫子市	市道 00-014 ~ 市道 25-003	30
市道 00-016	我孫子市	市道 00-014 ~ 市道 25-040	300
市道 00-017 (相野谷通り)	我孫子市	国道 356 号 ~ 市道 00-018	240
市道 00-018 (泉・天王台通り)	我孫子市	市道 00-017 ~ 天王台西公園	780
市道 00-020 (あやめ通り)	我孫子市	天王台駅南口 ~ 一般国道 356 号	650
市道 25-003	我孫子市	市道 00-015 ~ ホテルマークワンアビコ	20
市道 25-040	我孫子市	市道 00-016 ~ 市道 25-046	170
市道 29-034	我孫子市	市道 32-035 ~ 東我孫子駅前郵便局	200
市道 25-046	我孫子市	市道 00-014 ~ 市道 25-040	240
市道 32-035	我孫子市	国道 356 号 ~ 市道 29-034	60
天王台駅内自由通路	我孫子市	天王台駅北口 ~ 天王台駅南口	80
天王台駅南口駅前広場	我孫子市	天王台駅南口駅前広場	120



c) 重点整備地区(天王台地区)の概要

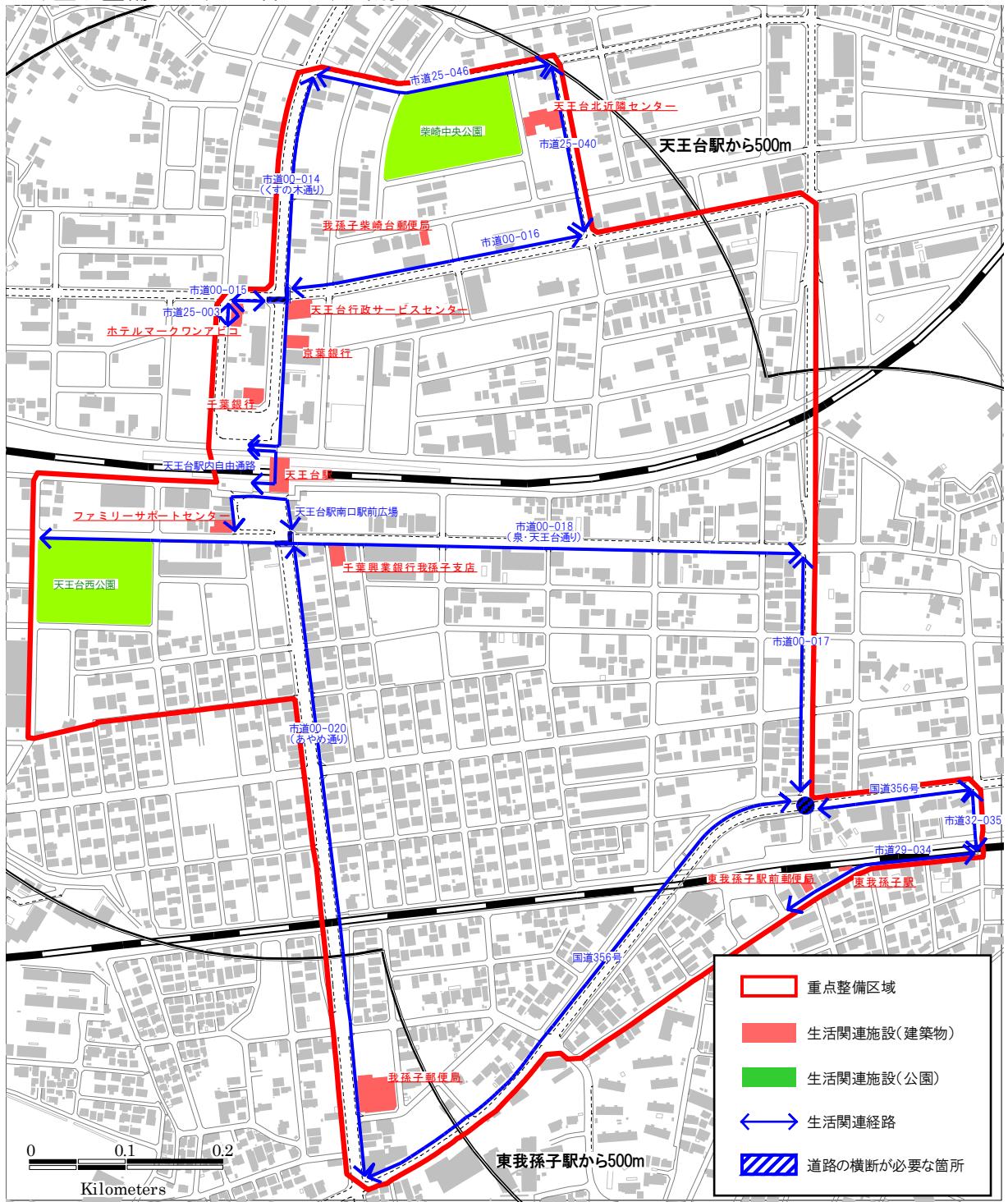
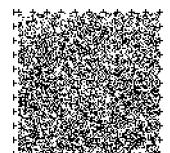


図 33 重点整備地区(天王台地区)



4. 重点整備地区の課題

4.1 駅まち点検調査

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

重点整備地区における、生活関連施設相互の円滑な移動のためにバリアフリー化を図ることが必要として設定した「生活関連経路」について、高齢者や障害者の人に実際に経路を移動しながらバリアフリー一点検を行い、ワークショップにより当事者にしかわからないバリアフリー上の問題点や課題を抽出して基本構想に反映させるために駅まち点検調査を実施しました。

2) 実施日時・場所

実施日時：平成 20 年 1 月 13 日（日曜日）午前 9:00～12:00

集合場所：けやきプラザ 1 階ロビー

ワークショップ会場：けやきプラザ 9 階ホール

点検コース：我孫子地区（我孫子駅周辺）

往 路：けやきプラザ～駅南口～駅北口～我孫子駅前郵便局～あびこクリニック～エスパ

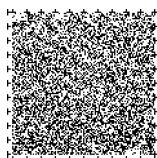
復 路：エスパ～駅北口～駅南口～千葉銀行我孫子支店～イトヨーカドー～けやきプラザ

3) 参加者

障害のある人を含む道路や施設の点検者 14 名（手話通訳者を含む）及び策定協議会メンバー、事務局など 20 名を合わせた 34 名で実施しました。

点 検 者 等		事 務 局 等	
視覚に障害のある人	3 名	アドバイザー (日本大学理工学部 藤井敬宏教授)	1 名
車いすを使用されている人	1 名		
肢体不自由の人	1 名	交通管理者（我孫子警察署）	1 名
身体障害者団体（家族会）代表の人	1 名	道路管理者（我孫子市道路課）	1 名
知的障害者団体代表の人	2 名	我孫子市職員	7 名
精神障害者団体代表の人	1 名	コンサルタント	10 名
聴覚に障害のある人	1 名		
高齢者の人	2 名		
手話通訳者	2 名		
点検者等 計	14 名	事務局等 計	20 名
		合計	34 名

なお、協力いただいた団体は、我孫子市視覚障害者協会、我孫子市障害者福祉センター障害者センター家族会「こぴあ」、特定非営利活動法人我孫子市手をつなぐ育成会、特定非営利活動法人自立支援ネット我孫子、我孫子市ろうあ協会、我孫子南まちづくり協議会です。



4) 点検調査のながれ

駅まち点検調査は、次のながれで実施しました。

■開会・進め方の説明 (9:00~)

- 開会
- あいさつ
- 駅まち点検・ワークショップの進め方の説明、注意事項など
- 自己紹介（点検者、事務局）

■けやきプラザ出発・駅まち点検の実施 (9:20~10:20)

(調書記録、ポラロイド写真撮影等)

■帰着・休憩 (10:20 帰着)

■駅まち点検結果のまとめ (10:40~11:40、1時間程度)

(大判地図への写真貼り付け等)

■ワークショップ (11:40~11:50)

■アドバイザー総評 (11:50~12:00、10分程度)

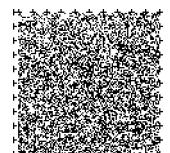
■閉会



【開会・進め方の説明状況】



【駅まち点検状況】



4. 重点整備地区の課題

(2) 調査の実施方法

高齢者及び障害者団体、日本大学理工学部社会交通工学科交通環境研究室の御協力をいただき、実施しました。

高齢者や障害のある人に点検ルートを実際に歩いていただき、道路、駅などのバリアフリー状況について点検し、気がついたことや感じたことを指摘いただき、事務局が点検調書に記録しました。

また、駅まち点検後、結果を整理するため、ワークショップを実施しました。

【主なチェックポイント】

○道路（舗装面状態、勾配、幅員、交差点のすりつけ、障害物、視覚障害者誘導用ブロック、その他）

○交差点及び信号（バリアフリー対応型信号機、押しボタン、その他）

○駅（通路幅員、通路床面、スロープ、手すり、券売機、窓口、改札口、視覚障害者誘導用ブロック、その他）

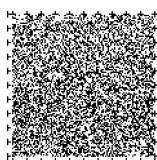
【ワークショップ（点検結果の整理）】

点検ルートを示す大きな地図に、点検した結果の写真と指摘事項を記入した付せんをはりながら、意見を交換し、とりまとめるワークショップを行いました。

ワークショップの最後に、アドバイザーの日本大学理工学部藤井教授より総評をいただきました。



【ワークショップの様子】



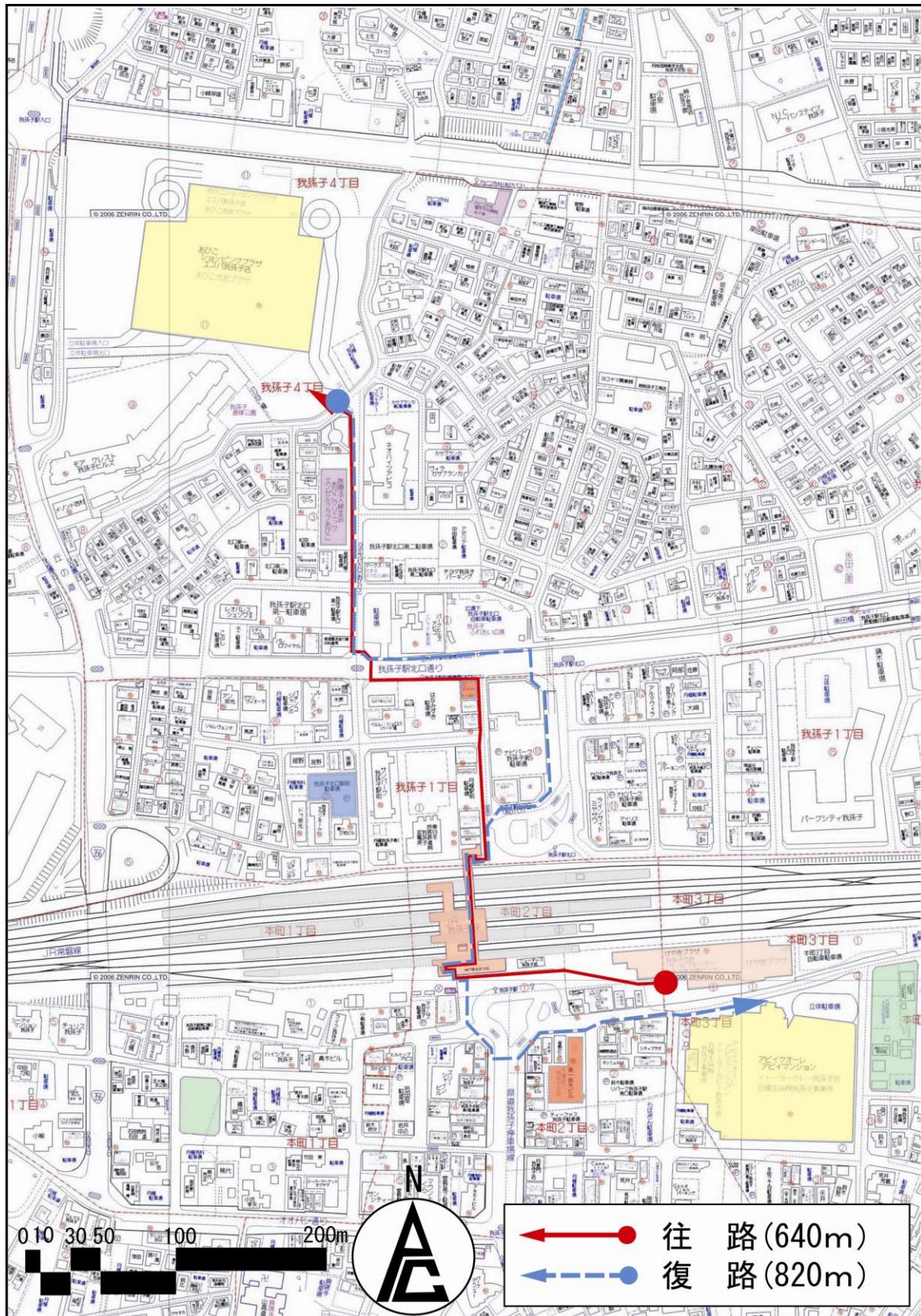
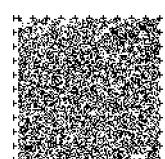


図 34 駅まち点検調査実施ルート図



4. 重点整備地区の課題

4.2 子育てバリアフリーアンケート調査

(1) 調査の目的

平成 20 年 1 月 13 日に、高齢者及び障害者を対象として我孫子地区で設定した「生活関連経路」について、バリアフリー上の問題点や課題を抽出するため、駅まち点検調査を実施しましたが、妊娠婦やベビーカー利用などの子育てバリアフリーについての視点での調査も必要なことから、駅まち点検調査と同じ経路について、平成 20 年 2 月 21 日に開催された子育てサークルの集会に参加した父母を対象に、バリアフリーに関するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象及び調査日時・場所

対 象 「子育て支援どんぐりランド」の集会に参加した父母

日 時 平成 20 年 2 月 21 日 9 時 30 分から

場 所 集会会場(けやきプラザ 9 階ホール)

(3) 主な調査ポイント

○我孫子駅(通路幅員、通路床面、スロープ、券売機、窓口、改札口、トイレ、その他)
について

○道 路(舗装面状態、歩道勾配、歩道幅員、歩道段差、その他)について

○生活関連施設(駐車場、トイレ、通路、休憩・授乳施設、その他)について

(4) アンケート調査結果

子育てサークル「子育て支援どんぐりランド」の集会に参加した父母の内、15人にアンケート調査を実施したところ、次の主な指摘事項がありました。

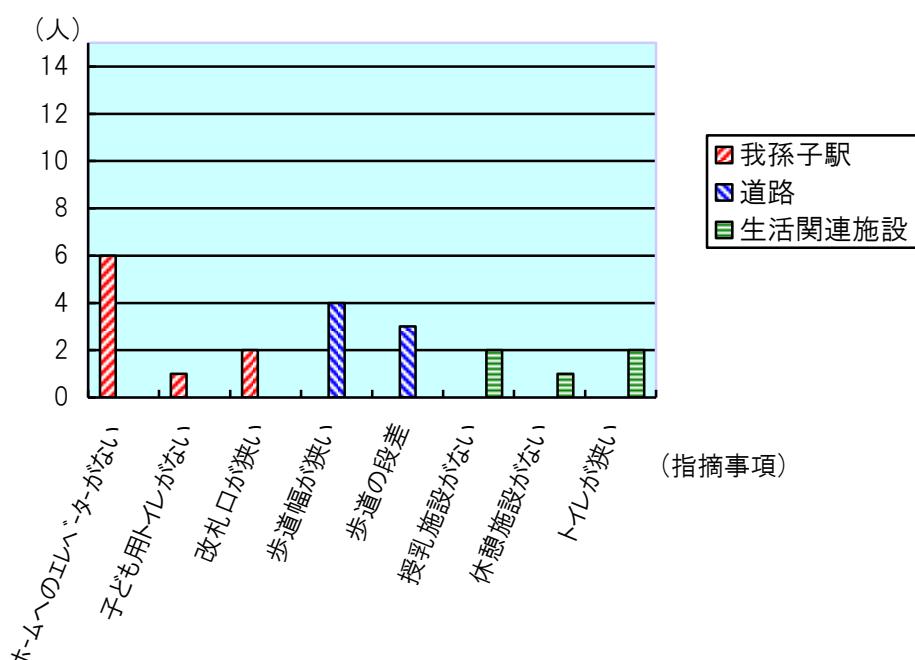
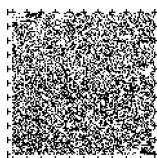


図 35 子育てバリアフリーアンケート調査結果



4.3 地区別の現状

4.3.1 我孫子地区

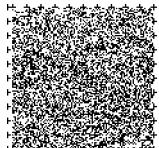
現地踏査及び平成20年1月13日に実施した駅まち点検調査並びに平成20年2月21日に実施した子育てバリアフリーアンケート調査を踏まえ、我孫子地区における移動等円滑化基準の達成状況及び意見を整理します。

(1)JR 我孫子駅

JR我孫子駅におけるバリアフリー上の主な課題としては、連絡通路の一部に手すりが設置されていないこと、一部のホームに優先席の位置表示がないこと及び多機能トイレが設置されていないことがあります。

表 21 JR 我孫子駅におけるバリアフリー上の課題(1/2)

項目		移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	駅まち点検調査及び子育てバリアフリーアンケート調査での意見（問題点、提案等）
経路	出入口	—	—
連絡通路	連絡通路	通路の一部に手すりが設置されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックがわかりづらい。 ・視覚障害者誘導用ブロックが券売機に寄り過ぎているため、券売機に並んでいる人にぶつかる。並ぶ人で視覚障害者誘導用ブロックが埋まる。 ・券売機と改札通路が交差しているので通行しづらい。 ・改札の両側に待ち合わせ場所がほしい。 ・北口寄りの通路が狭い。 ・横断勾配が不便。 ・手すりを設置してほしい。 ・案内標識や誘導標識が少なく、わかりにくい。 ・案内板に駅や公共施設をマークで示せるとよい。
	階段	—	<ul style="list-style-type: none"> ・駅南口の階段は、階段の始まる手前に段差がある。 ・手すりが使いにくい。 ・途中の踊り場に手すりがない。 ・階段入口、階段内のポールが危険。
	エレベーター	—	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター表示、場所がわかりづらい。 ・北口エレベーターの出口に段差がある。 ・エレベーターのボタンの形状・点字がわかりづらい。



4. 重点整備地区の課題

表 22 JR 我孫子駅におけるバリアフリー上の課題(2/2)

項目		移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	駅まち点検調査及び子育てバリアフリーアンケート調査での意見（問題点、提案等）
経路	エスカレーター	—	<ul style="list-style-type: none"> 南口も北口も下りがない。上り専用だけでは不便である。 北口のエスカレーターの表示がわかりづらい。 ラッシュ時に不便である。
構内	改札口	—	<ul style="list-style-type: none"> 改札口が狭く、子どもといっしょに通過できない。
	階段	—	—
	エスカレーター	—	—
	エレベーター	エレベーターがない。	<ul style="list-style-type: none"> ホームへのエレベーターがない。
	プラットホーム	6・7番ホームに優先席の位置表示がない。	—
施設・設備	トイレ	多機能トイレが設置されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用のトイレがほしい。 子ども用トイレがない。
	券売機	—	—
視覚障害者誘導用ブロック		—	<ul style="list-style-type: none"> 駅エスカレーターまでの視覚障害者誘導用ブロックがない。 視覚障害者誘導用ブロックがわかりにくい箇所がある。

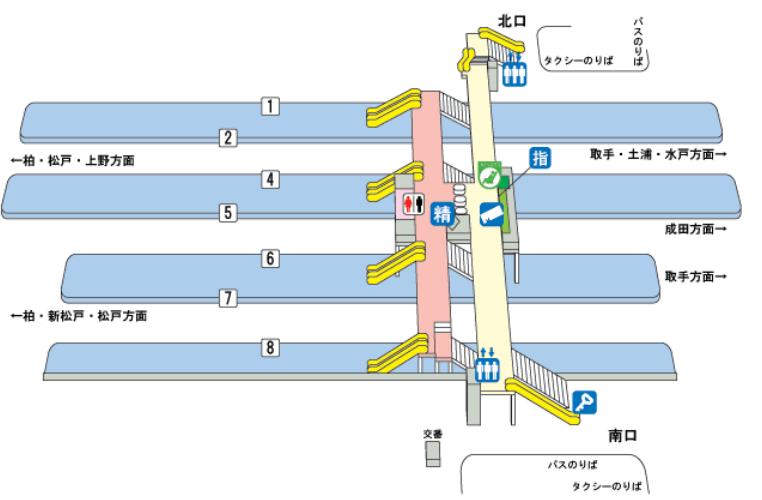
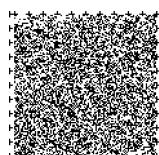


図 36 我孫子駅構内図

[出典 JR 東日本 HP より]

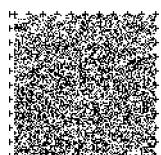


(2) 旅客施設

バス停におけるバリアフリー上の主な課題としては、路線バスの我孫子駅・我孫子駅入口・緑1丁目・我孫子駅北口・松園公園入口のバス停で案内板に点字による表示がないことがあります。あびバスのバス停では、我孫子駅・我孫子駅北口・我孫子駅前郵便局・アビコ外科・エスパ入口のバス停で案内板に点字による表示がなく、また、視覚障害者誘導用ブロックも設置されていないことがあります。

表 23 我孫子地区の旅客施設のバリアフリー上の課題

項目	移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	駅まち点検調査及び子育てバリアフリーアンケート調査での意見（問題点、提案等）
旅客施設	バス停 (路線バス)	案内板に点字による表示、もしくは音声案内がない。
	バス停 (あびバス)	案内板に点字による表示、もしくは音声案内がない。 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。



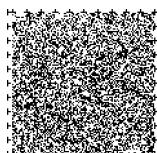
(3)生活関連経路

生活関連経路に設定されている歩道等のバリアフリー上の主な課題としては、次のことがあります。

- ・歩道の有効幅員：市道 14-060 には歩道がない。
- ・歩道の舗装：ほとんどの路線で滑りにくい舗装（透水性舗装等）による整備がされていない。
- ・歩道の縦断勾配：市道 18-001・市道 00-039・市道 14-011 の一部で 5%以上の縦断勾配となっている区間がある。
- ・歩道の横断勾配：県道我孫子停車場線・市道 00-022 を除き、1%以上の横断勾配となっている区間がある。
- ・歩車道の分離：市道 14-011 で高さ 15cm未満の縁石となっている。

表 24 生活関連経路のバリアフリー上の課題

項目	移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	駅まち点検調査及び子育てバリアフリーアンケート調査での意見（問題点、提案等）
有効幅員	有効幅員が 2m 未満の区間がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道に視覚障害者誘導用ブロックをつけてほしい。
舗装	国道 6 号、国道 356 号及び県道我孫子停車場線以外では、滑りにくい舗装となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道に勾配があり、傾斜がわかりにくい。 ・歩道の段差、歩道と車道の段差がある。
縦断勾配	8%以上の縦断勾配の区間がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・片側歩道であり、狭い。両側の歩道を整備してほしい。
横断勾配	2%以上の横断勾配の区間がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・エスコート歩道を直進するためのナビ（杖の先でわかるようなもの）がほしい。
歩車道の分離	一部の路線で高さ 15cm 未満の縁石となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝のふたの穴が大きく、杖がひつかかる。 ・歩道幅が狭い。



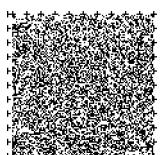
(4)特定路外駐車場及び都市公園

特定路外駐車場のバリアフリー上の主な課題としては、我孫子北口駅前駐車場において、視覚障害者誘導用ブロックがないこと、車いす使用者用駐車施設がないことがあります。

また、都市公園については、手賀沼公園はバリアフリー対応しており、整備中の我孫子駅南口1号公園はバリアフリー対応で整備します。

表 25 特定路外駐車場及び都市公園

項目	移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	駅まち点検調査及び子育てバリアフリーアンケート調査での意見（問題点、提案等）
特定路外駐車場 我孫子北口駅前駐車場	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 車いす使用者用駐車施設がない。	・使いにくく、特に満車のときにパニックになる。
都市公園 我孫子駅南口1号公園	(整備中)	—
	—	—



4. 重点整備地区の課題

(5) 特別特定建築物

特別特定建築物のバリアフリー上の主な課題としては、次のことがあります。

- ・我孫子緑郵便局では、車いす使用者用駐車施設がない。
- ・我孫子駅前郵便局では、車いす使用者用駐車施設がない、及び道路から窓口まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。
- ・我孫子市民プラザでは、道路から窓口まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。
- ・エスパでは、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。
- ・イトーヨーカドーでは、入口付近で道路からの段差がある、及び視覚障害者誘導用ブロックが設けられていない。
- ・千葉銀行我孫子支店及び常陽銀行我孫子支店では、道路から窓口まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない、及び車いす使用者用駐車施設がない。

表 26 特別特定建築物のバリアフリー上の課題(1/3)

項目		移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	駅まち点検調査及び子育てバリアフリーアンケート調査での意見（問題点、提案等）
官公庁施設	我孫子行政サービスセンター	—	—
集会施設	我孫子南近隣センター	—	—
文化施設	市民活動ステーション	—	—
	我孫子市民プラザ	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。	—
	生涯学習センター(アビ스타) ・我孫子地区公民館 ・市民図書館	—	—

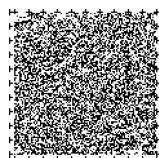
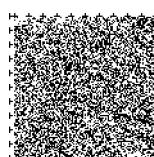


表 27 特別特定建築物のバリアフリー上の課題(2/3)

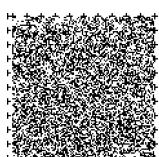
項目		移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	駅まち点検調査及び子育てバリアフリーアンケート調査での意見（問題点、提案等）
医療施設	あびこクリニック	—	—
	アビコ外科整形外科病院	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 駐車スペースに段差がある。 多機能トイレが設置されていない。 車いすで利用可能なエレベーターがない。	—
商業施設	エスパ	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。	—
	イトーヨーカドー	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 道路からの接続に段差がある。	・授乳施設や休憩施設がない。 (なくなった) ・トイレ（便房）が狭く、子どもといっしょに利用できない。



4. 重点整備地区の課題

表 28 特別特定建築物のバリアフリー上の課題(3/3)

項目	移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	駅まち点検調査及び子育てバリアフリーアンケート調査での意見（問題点、提案等）
商業施設	千葉銀行我孫子支店 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 車いす使用者用駐車施設がない。	—
	常陽銀行我孫子支店 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 車いす使用者用駐車施設がない。	—
	我孫子緑郵便局 車いす使用者用駐車施設がない。	—
	我孫子駅前郵便局 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 車いす使用者用駐車施設がない。	—

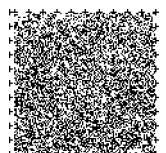


(6)信号機

信号機のバリアフリー上の主な課題としては、県道我孫子停車場線dと国道 356 号交差点以外では、バリアフリー対応型信号機が設置されていないことがあります。

表 29 信号機

項目	移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	駅まち点検調査及び子育てバリアフリーアンケート調査での意見（問題点、提案等）
信号機	市道 14-010 と市道 00-006a 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。
	市道 00-006b と市道 00-039n 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。
	市道 00-039f と市道 00-039a 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。
	市道 00-039a と市道 00-039h 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。
	けやきプラザ敷地内と市道 13-013 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。
	駅前広場と県道我孫子停車場線 b	バリアフリー対応型信号機がない。
	県道我孫子停車場線 d と国道 356 号	—
	市道 18-001g と市道 00-022 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。



4.3.2 天王台地区

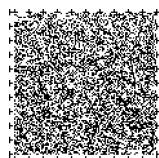
現地踏査及び平成16年11月20日に実施した我孫子市交通安全総点検結果を踏まえ、天王台地区における移動等円滑化基準の達成状況及び我孫子市交通安全総点検参加者からの意見を整理します。

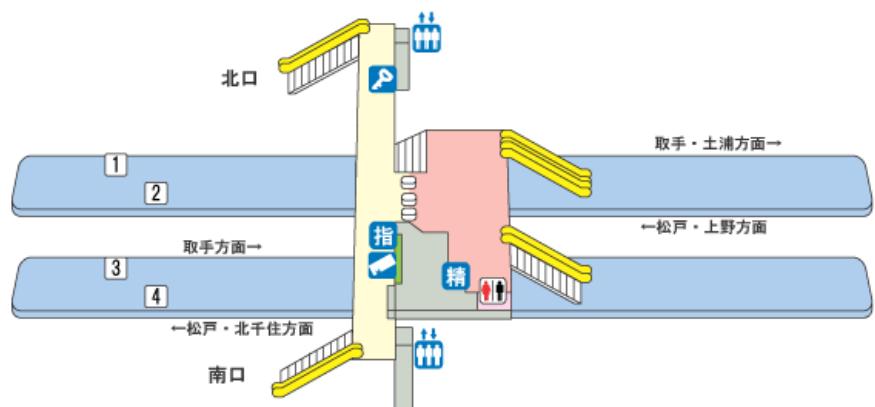
(1)JR 天王台駅

JR天王台駅におけるバリアフリー上の主な課題としては、連絡通路の一部に手すりが設置されていないこと、駅構内のエスカレーターの一部に音声による案内がないこと、プラットホームの一部の勾配が1%以上となっていること及び多機能トイレが設置されていないことがあります。

表 30 JR 天王台駅におけるバリアフリー上の課題

項目		移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	我孫子市交通安全総点検参加者からの意見（問題点、提案等）
経 路	出入り口	—	—
	連絡通路	通路の一部に手すりが設置されていない。	—
	階段	—	—
	エレベーター	—	—
	エスカレーター	—	—
構 内	改札口	—	—
	階段	—	—
	エスカレーター	一部で音声による案内が実施されていない。	—
	プラットホーム	一部で勾配が1%以上となっている。	—
施設・設備	トイレ	多機能トイレが設置されていない。	—
	券売機	—	—
視覚障害者誘導用ブロック		—	—

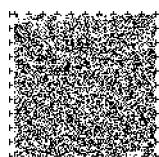




©KOTSUSHINBUNSHA

図 37 天王台駅構内図

[出典 JR 東日本 HP より]



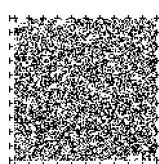
4. 重点整備地区の課題

(2) 旅客施設

バス停におけるバリアフリー上の主な課題としては、小暮・郵便局・天王台駅南口・久保台・天王台駅北口のバス停で、案内板に点字による表示がない、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていないことがあります。

表 31 天王台地区の旅客施設のバリアフリー上の課題

項目	移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	我孫子市交通安全総点検参加者からの意見（問題点、提案等）
旅客施設 バス停 (路線バス)	案内板に点字による表示がない。 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。	—



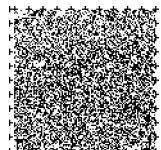
(3)生活関連経路

生活関連経路に設定されている歩道等のバリアフリー上の主な課題としては、次のことがあります。

- ・歩道の有効幅員：市道 00-014・市道 00-016・市道 00-015・市道 25-003・天王台駅南口駅前広場・国道 356 号の一部及び市道 00-020 の一部では 2m 以上の有効幅員がありおおむねバリアフリー化が図られているが、その他の路線ではバリアフリー上の課題のある区間がある。
- ・歩道の舗装：ほとんどの路線で滑りにくい舗装（透水性舗装等）による整備がされていない。
- ・歩道の縦断勾配：市道 25-046・国道 356 号・市道 00-020 の一部で 5% 以上の縦断勾配となっている区間がある。
- ・歩道の横断勾配：市道 25-040・市道 25-046・天王台南口駅前広場・市道 00-018・国道 356 号及び市道 00-020 で 1% 以上の横断勾配となっている区間がある。
- ・歩車道の分離：市道 00-020 で高さ 15cm 未満の縁石となっている。

表 32 生活関連経路のバリアフリー上の課題

項目	移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	我孫子市交通安全総点検参加者からの意見（問題点、提案等）
有効幅員	有効幅員が 2m 未満の区間がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道に視覚障害者誘導用ブロックをつけてほしい。
舗 裝	ほとんどの路線で滑りにくい舗装となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・歩きにくい箇所がある。 ・マンホールの段差がある。 ・違法占有物があり歩きにくい。
縦断勾配	8% 以上の縦断勾配の区間がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐輪があり歩きにくい。 ・電柱が真ん中にあり歩きにくい。
横断勾配	2% 以上の横断勾配の区間がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックが小さく、途中で切れている。
歩車道の分離	一部路線で高さ 15cm 未満の縁石となっている。	



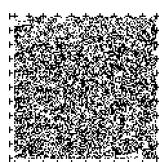
4. 重点整備地区の課題

(4) 都市公園

都市公園のバリアフリー上の主な課題としては、天王台西公園及び柴崎 3 号公園で視覚障害者誘導用ブロックがないこと、天王台西公園で多機能トイレが設置されていないことがあります。

表 33 都市公園

項目	移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	我孫子市交通安全総点検参加者からの意見（問題点、提案等）
都市公園	天王台西公園 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 多機能トイレが設置されていない。	—
	柴崎 3 号公園 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。	—



(5)特別特定建築物

特別特定建築物のバリアフリー上の主な課題としては、次のことがあります。

- ・天王台行政サービスセンターでは、道路から窓口まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない、車いす使用者用駐車施設がない、及び駐車スペースで2cm以上の段差がある。
- ・天王台北近隣センターでは、車いす使用者用駐車施設がない。
- ・千葉興業銀行我孫子支店では、道路から窓口まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない、車いす使用者用駐車施設がない、駐車スペース及び道路からの接続で2cm以上の段差がある。
- ・京葉銀行天王台支店では、道路から窓口まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない、車いす使用者用駐車施設がない、及び駐車スペースで2cm以上の段差がある。
- ・千葉銀行天王台支店では、道路から窓口まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない、車いす使用者用駐車施設がない。
- ・東我孫子駅前郵便局では、道路から窓口まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない、車いす使用者用駐車施設がない。

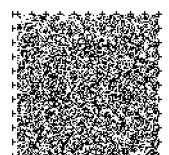


表 34 特別特定建築物のバリアフリー上の課題(1/2)

項目		移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	我孫子市交通安全総点検参加者からの意見（問題点、提案等）
官公庁施設	天王台行政サービスセンター	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 駐車スペースに段差がある。 車いす使用者用駐車施設がない。	—
集会施設	天王台北近隣センター	車いす使用者用駐車施設がない。	—
福祉施設	我孫子市ファミリーサポートセンター	—	—
商業施設	ホテルマークワントアビコ	—	—
	千葉興業銀行我孫子支店	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 道路からの接続に段差がある。 駐車スペースに段差がある。 車いす使用者用駐車施設がない。	—

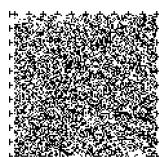
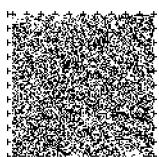


表 35 特別特定建築物のバリアフリー上の課題(2/2)

項目		移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	我孫子市交通安全総点検参加者からの意見（問題点、提案等）
商業施設	京葉銀行天王台支店	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 駐車スペースに段差がある。 車いす使用者用駐車施設がない。	—
	千葉銀行天王台支店	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 車いす使用者用駐車施設がない。	—
	我孫子郵便局	—	—
	我孫子柴崎台郵便局	—	—
	東我孫子駅前郵便局	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない。 車いす使用者用駐車施設がない。	—

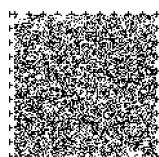


(6)信号機

信号機のバリアフリー上の主な課題としては、交差点にバリアフリー対応型信号機が設置されていないことがあります。

表 36 信号機

項目	移動等円滑化基準を満たしていない主な事項	我孫子市交通安全総点検参加者からの意見（問題点、提案等）
信号機	市道 00-015 と市道 00-016a 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。 ・音響式にしてほしい。 ・音声誘導の信号機がほしい。
	市道 00-016c と市道 25-040b 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。
	市道 00-018a と市道 00-018b 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。
	市道 00-018c と市道 00-020a 交差点	—
	市道 00-018i と市道 00-017a 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。
	市道 00-020c と市道 00-020d 交差点	—
	市道 00-020h と国道 356 号 a 交差点	—
	国道 356 号 b と国道 356 号 c 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。
	市道 00-017b と市道 00-017c 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。
	国道 356 号 d と市道 00-017c 交差点	バリアフリー対応型信号機がない。

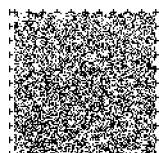


5. バリアフリー化のために実施すべき特定事業等

5.1 特定事業の考え方

特定事業及びその他の事業により、次の整備を実施していきます。

整備箇所	整 備 内 容	事 業
駅構内など	○駅の出入り口の移動円滑化 ・駅出入り口から駅前広場までの自由通路の整備、段差・勾配の解消	道 路 特定事業
	○駅構内の移動円滑化 ・昇降施設の設置 ・階段や昇降施設への経路案内の充実 ・駅利用者の安全の充実	公共交通 特定事業
	○駅構内の利便性向上 ・身障者トイレや多機能トイレの充実 ・窓口、改札口や券売機の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックや音声案内などによる案内誘導の充実	
駅前広場	○交通結節機能としての移動円滑化 ・駅出入り口から公共交通機関の乗り場までの移動経路の誘導案内の充実 ・誰もがわかりやすい案内表示板（ユニバーサルデザイン）の整備	公共交通 特定事業
公共交通 機 関	・継続的な低床バスの導入推進 ・車いす対応のタクシーの導入推進	公共交通 特定事業
道 路	○生活関連経路 ・歩道の設置 ・歩道の勾配や段差などの解消による連続した路面の平たん化の推進 ・歩道幅員の狭い区間でも、できる範囲でのゆとりある歩道幅員の確保 ・視覚障害者誘導用ブロックの規格の統一（形状・大きさ・色など） ・歩道の透水性舗装など、車いす使用者や高齢者など、誰もが歩行しやすい歩道舗装 ・交差点や車両乗り入れ口付近の段差や勾配の解消 ○その他 ・主要施設等の位置情報を伝える案内板等を一定間隔で整備 ・生活関連経路上にゆとり空間、たまり空間を一定間隔で整備	道 路 特定事業
	・主要な交差点におけるバリアフリー対応型信号機などの導入	交通安全部 特定事業
特定路外駐車場	・誰もが安全かつ円滑に利用できる移動経路の確保 ・高齢者や障害者等が駐車できるスペースの確保や段差の解消	路外駐車場 特定事業
都市公園	・誰もが安全かつ円滑に施設を利用する移動経路の確保 ・幼児、高齢者、障害者等、誰もが安全に利用できる施設の整備	都市公園 特定事業
建築物	・誰もが安全かつ円滑に施設を利用する移動経路、手段の確保 ・円滑な移動や利用を支援するための案内情報の提供	その他の事業
その他	・放置自転車対策、違法駐車対策の実施 ・適切な対応や介助を行うことが出来るよう教育訓練の充実	その他の事業



5. バリアフリー化のために実施すべき特定事業等

5.2 特定事業及びその他の事業

(1)公共交通特定事業

国土交通省で平成19年7月に策定した「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき整備を行います。

1)鉄道駅周辺

我孫子駅では令和6年を目標に、駅構内の緩行線へのホームドアの整備、

天王台駅では令和5年を目標に、駅構内の緩行線へのホームドアの整備を行います。

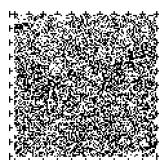
その他については、今後、東日本旅客鉄道㈱(JR東日本)と協議を行い、整備箇所、内容及び整備時期を定めていきます。

表 37 JR我孫子駅における実施事業

整備箇所	事業内容	事業者	事業実施時期
連絡通路	・自由通路の整備	我孫子市	未 定
エレベーター	・緩行線への駅構内エレベーター整備 ・快速線への駅構内エレベーター整備		令和5年を目標
トイレ	・多機能トイレの設置		実施済
駅構内の連絡通路	・手すりの設置	JR東日本	実施済
プラットホーム	・優先席位置の表示(6・7番ホーム) ・緩行線へのホームドアの整備 ・快速線へのホームドアの整備		実施済 令和6年を目標 未 定

表 38 JR天王台駅における実施事業

整備箇所	事業内容	事業者	事業実施時期
エレベーター	・緩行線への駅構内エレベーター整備 ・快速線への駅構内エレベーター整備		未 定 実施済
トイレ	・多機能トイレの設置		実施済
駅構内の連絡通路	・手すりの設置	JR東日本	実施済
エスカレーター	・音声による案内の実施		実施済
プラットホーム	・勾配の改善 ・緩行線へのホームドアの整備 ・快速線へのホームドアの整備		実施済 令和5年を目標 未 定

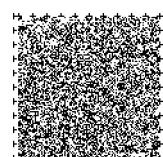


2)バス車両・バス停

市内を運行するバス車両及び重点整備地区におけるバス停のバリアフリー化について事業者と協議を行い、公共交通特定事業計画の検討を進めていきます。

表 39 バス車両・バス停における実施事業

整備箇所	事業内容	事業者	事業実施時期
バス車両	・ノンステップバスの継続的な導入	我孫子市、阪東自動車(株)、(株)ニュー東豊、大利根交通自動車(株)	平成23年以降
	・障害者等に対応した設備(音声案内等)の整備	我孫子市、阪東自動車(株)、(株)ニュー東豊、大利根交通自動車(株)	平成23年以降
バス停	・点字による案内表示 ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設	我孫子市、阪東自動車(株)、(株)ニュー東豊	平成23年以降



(2)道路特定事業

1)道路特定事業を実施する路線

道路特定事業により整備する路線は、国土交通省省令「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」（以下、道路移動等円滑化基準）に基づき整備を行います。

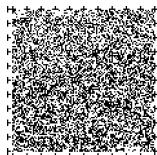
本市では、我孫子駅自由通路や国道 356 号の整備をはじめとして、次の路線について整備を行います。

表 40 道路特定事業により実施する路線(我孫子地区)

事業箇所	事業内容	事業者	事業実施時期
我孫子駅	・我孫子駅自由通路の整備	我孫子市	平成 22 年を目標
国道 356 号 (我孫子駅前土地区画整理事業区域内)	・歩道部の透水性舗装 ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設		平成 22 年を目標
都市計画道路 3・4・14号	・歩道部の透水性舗装 ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設		平成 22 年を目標
市道 00-022	・歩道部の透水性舗装	我孫子市	平成 23 年以降
市道 00-007 市道 14-049	・歩道部の透水性舗装 ・横断勾配の解消		

表 41 道路特定事業により実施する路線(天王台地区)

事業箇所	事業内容	事業者	事業実施時期
市道 00-014 (くすのき通り)	・歩道部の透水性舗装	我孫子市	平成 23 年以降
市道 00-016			
市道 00-015			
市道 25-003			
天王台南口駅前広場	・歩道部の透水性舗装 ・横断勾配の解消		



2) その他事業を実施する路線

道路移動等円滑化基準では、移動円滑化を図るため、歩道の有効幅員や縦断勾配について、以下の基準を定めています。

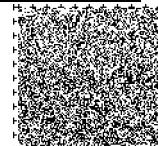
歩道の有効幅員	歩行者の交通量が多い場合は3.5m以上、その他の場合にあっては2m以上（道路構造令第11条に準拠）
歩道の縦断勾配	5%以下、ただし地形の状況その他特別な理由によりやむを得ない場合においては8%以下とすることができる

生活関連経路のうち一部の経路については、歩道の有効幅員や縦断勾配の基準を満たしておらず、また地形や用地等の状況から平成22年までに改善することが困難な状況にあります。

そこで、次の経路では、平成23年以降も長期的に道路移動等円滑化基準への適合をめざすこととし、道路特定事業には位置づけないものの、必要に応じて優先度の高い路線及び整備箇所から順次整備を進めていきます。

表42 その他の事業により整備する路線(我孫子地区)

事業箇所	事業内容	事業者	備 考
国道6号	・横断勾配の解消	国土交通省	調整が整い次第、特定事業とします。
市道18-001 (公園坂通り)	・歩道の有効幅員の確保 ・急勾配区間の対策 ・歩道部の透水性舗装 ・横断勾配の解消		
市道00-039 (我孫子駅北口通り)	・急勾配区間の対策 ・歩道部の透水性舗装 ・横断勾配の解消		緩勾配区間では、道路移動等円滑化基準に準拠した整備をめざします。
市道00-006 (丘の道)		我孫子市	
市道14-060	・歩道の設置		
市道13-013			
市道14-011	・歩道の有効幅員の確保 ・急勾配区間の対策 ・歩道部の透水性舗装 ・横断勾配の解消 ・歩車道分離対策		



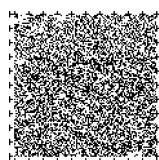
5. バリアフリー化のために実施すべき特定事業等

表43 その他の事業により整備する路線(天王台地区)

事業箇所	事業内容	事業者	備 考
国道 356 号	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の有効幅員の確保 ・急勾配区間の対策 ・歩道部の透水性舗装 ・横断勾配の解消 	千葉県	
市道 25-040	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の有効幅員の確保 ・歩道部の透水性舗装 ・横断勾配の解消 		
市道 25-046	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の有効幅員の確保 ・急勾配区間の対策 		
市道 00-018 (泉・天王台通り)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道設置または有効幅員の確保※ ・歩道部の透水性舗装 ・横断勾配の解消 		※駅西側の狭小区間においては歩道の設置または有効幅員の確保をめざす
市道 00-017 (相野谷通り)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の有効幅員の確保 ・急勾配区間の対策 ・歩道部の透水性舗装 	我孫子市	
市道 32-035	・歩道の設置		
市道 29-034			
市道 00-020 (あやめ通り)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の有効幅員の確保 ・急勾配区間の対策 ・歩道部の透水性舗装 ・横断勾配の解消 ・歩車道分離対策 		

なお、歩道の設置や有効幅員の確保ができない場合には、カラー舗装等による歩車分離のほか、交通規制等のソフト的な手法による対策の展開について検討していくこととします。

また、解消が困難な急勾配区間については、手すりや踊場（平たんなスペース）の設置など、高齢者や障害者等の移動に配慮した対策を検討します。



(3)都市公園特定事業及び特定路外駐車場の整備

都市公園は、国土交通省で平成20年1月に策定した「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき整備します。また、特定路外駐車場は、「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」に基づいた整備を進めます。

1)都市公園特定事業

都市公園特定事業については、平成20年を目標に整備を実施する我孫子駅南口1号公園（整備中）を対象とします。

表44 都市公園特定事業

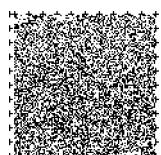
事業箇所	事業内容	事業者	事業実施時期
我孫子駅南口1号公園 (整備中)	・バリアフリー対応で整備	我孫子市	平成20年事業完了予定

2)その他の公園整備

そのほか、天王台地区に立地する天王台西公園、柴崎3号公園については、入口や園内の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、障害者用の駐車スペースの整備など、必要に応じて改修を行います。

3)特定路外駐車場の整備

我孫子北口駅前駐車場について、障害者用駐車スペースの確保や場内における視覚障害者誘導用ブロックの敷設などについて、施設設置管理者との協議を行いながら今後検討していきます。



5. バリアフリー化のために実施すべき特定事業等

(4)交通安全特定事業

1)信号機等の設置に関する事業

信号機の設置・改良については、多くの歩行者の通行が想定される次の交差点について実施します。

表45 信号機等の設置に関する事業(我孫子地区)

事業箇所	事業内容	事業者	事業実施時期
市道 00-039 号及び 市道 14-049 号交差点	・バリアフリー対応型信号機等の設置	公安委員会	平成 23 年以降
駅前広場及び県道我孫子停車場線			

表46 信号機等の設置に関する事業(天王台地区)

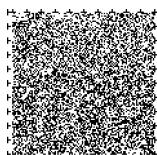
事業箇所	事業内容	事業者	事業実施時期
市道 00-017 号及び 市道 00-018 号交差点	・バリアフリー対応型信号機等の設置	公安委員会	平成 23 年以降

上記以外の交差点については、公安委員会との協議を行いながら、引き続き信号機等の改良について検討していきます。

2)違法駐車行為の防止のための事業

快適な歩行空間の形成を疎外する違法駐車行為の防止に向け、生活関連経路全路線について、以下の取り組みを重点的に展開します。

- 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車などの違法駐車の取締りの強化
- 横断歩道やバス停付近の違法駐車の取締り
- 地域の関係機関などと連携した広報・啓発活動の実施



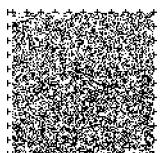
(5) その他の事業

建築物のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」を踏まえるとともに、「千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年3月）」及び「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針（平成17年3月）」との連携を強化し、公共性の高い施設や福祉施設から順次取り組んでいきます。

特に 2,000 m²以上の特別特定建築物については、バリアフリー新法の目標（平成22年までに総ストックの約50%について移動円滑化を実施）に基づき優先的にバリアフリー化を促進します。その他の民間建築物についてもバリアフリー化が進むように、事業者の普及啓発に努めます。

また、歩道上の違法駐輪に対応するため、市駐輪場の一時利用の促進や民間施設での駐輪場整備の啓発に努めます。

このほか、工事中であっても、安全・安心に利用者が歩ける空間を確保できるよう通路の幅員確保、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、工事情報の提供などを促進します。



5. バリアフリー化のために実施すべき特定事業等

5.3 その他の取り組み

(1)心のバリアフリーの推進

施設などのバリアフリー化が進んだ場合でも、歩道上の放置自転車や看板などが歩行者の通行を妨げたり、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物が置かれていたりした場合には、バリアフリー化の効果が十分に発揮できません。また、近くにいる人のちょっとした気遣いや介助などが何より重要となる場合もあります。

さらに、内部障害や聴覚障害のある人など、見た目では気づきにくい障害もあり、様々な障害があることを多くの人に理解してもらう必要があります。

そのため、市民をはじめ福祉関係団体、民間事業者及び行政の関係者が連携を図りながら、啓発活動を推進するなど心のバリアフリーの推進を行います。

1)心のバリアフリーの基本的な考え方

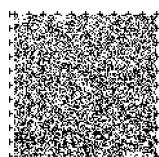
心のバリアフリーの取り組みについては、市民一人ひとりの理解と協力をはじめ、様々な関係者との連携や協力が必要です。困っている人に進んで声をかけたり、マナーを守るなど、市民一人ひとりの意識を向上させる取り組みを推進します。

2)市民に対する啓発、情報提供の推進

市の広報誌や学校教育の場などを通じて、小さな子どものときから、障害のある人の現状やバリアフリーに対する理解、日常行動におけるモラルの向上などに努めます。また、バリアフリーマップの作成や提供により、利用者の利便性を高めます。

3)バリアフリーに関する研修の充実

不特定多数の人が利用する公共施設や公共交通機関及び民間施設の職員に対して、高齢者や障害のある人などの心理的・身体的特性、多様なニーズを理解してもらうとともに、介助や気遣いなど適切な対処ができるようにするため、バリアフリー研修会の参加や実施を積極的に進めます。



(2)情報のバリアフリー化の推進

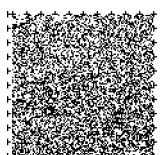
すべての利用者にできる限りわかりやすいよう、案内標識や誘導標識の整備を進めます。なお、視覚障害者などに配慮した音声や点字による案内、子どもや知的障害者に配慮したひらがな表記や標準案内用図記号の表示、外国籍の人に対応したローマ字表記など、だれにでもわかりやすい案内表示に努めます。

また、災害時要援護者に向けた情報提供、駐車場入口などにおける聴覚障害者などに配慮した注意喚起の情報提供などにも努めます。

そのほか、近年の情報通信技術の発展により、ICタグを活用した移動支援のためのユビキタスな環境づくりが進められています。このような、新技術を活用し高齢者や障害のある人などの移動の支援や効果的な情報提供に向けた取り組みを実施します。

(3)放置自転車や路上の違反広告物などの対策推進

違法駐輪及び自転車通行のマナー向上を図るための啓発活動を実施するとともに、通行の障害となっている放置自転車の撤去を実施します。さらに、歩道にはみ出している路上違反広告物や商品などの撤去、指導、啓発活動を行います。



6. 基本構想の実現に向けて

1)継続的な取り組み

基本構想策定後は、各施設設置管理者や公共交通事業者などが事業を実施します。その際、利用者の意見を踏まえ、また、市民、福祉関係団体、民間事業者、行政の担当者などが互いに連携を図りつつ、計画に基づいて事業を実施するとともに、評価、改善していく継続的な取り組みが必要となっています。

そのため、今後、市民、福祉関係団体、民間事業者、行政の担当者などが連携したフォローアップ体制を構築します。

2)特定事業計画作成上の留意事項

基本構想の中では、必要な事業について特定事業として平成22年までに実施を目指していますが、平成23年以降に実施する事業についても、できる限り早期に実現できるように努めます。

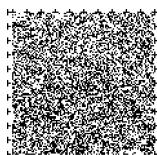
また、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人の意見が計画に反映されるように努めます。

3)準重点整備地区及びその他の地区への展開

重点整備地区は、特に優先してバリアフリー事業を実施する地区ですが、今後とも高齢者の増加が想定される中で、準重点整備地区及び重点整備地区的区域外の地区についてもバリアフリー化を進めることが重要です。

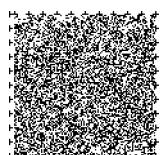
本市においては、バリアフリー実施計画（平成15年度）において、準重点整備地区などのバリアフリー化を計画しており、準重点整備地区以外についてもバリアフリー化の推進を展開していきます。

また、今後一層市民の意見を反映し、我孫子市全域のバリアフリー化の実現に向けた取り組みを行っていきます。



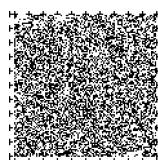
7. 資 料

- i 我孫子市移動等円滑化基本構想策定協議会委員名簿
- ii 我孫子市移動等円滑化基本構想策定会議名簿
- iii バリアフリー対応図及び対応表
- iv 用語の説明



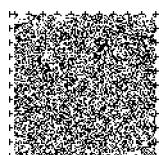
i 我孫子市移動等円滑化基本構想策定協議会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名	種 別
1	我孫子市障害者福祉センター 家族会「こぴあ」	会長	藤島 亘	障害者団体
2	我孫子市視覚障害者協会	会長	村越 久	障害者団体
3	特定非営利活動法人 我孫子市手をつなぐ育成会	理事長	白水 幹久	障害者団体
4	日本大学理工学部 社会交通工学科交通環境研究室	教授 工学博士	藤井 敬宏	学識経験者 【委員長】
5	東日本旅客鉄道(株)東京支社 総務部企画室	副課長	小林 俊雄	鉄道事業者
6	東日本旅客鉄道(株)千葉支社 総務部	企画担当課長	飯島 真樹	鉄道事業者
7	阪東自動車(株)	課長	川崎 直仁	バス事業者
8	(株)ニュー東豊	代表取締役社長	豊島 善浩	バス事業者
9	第一富士交通(株) (我孫子市内タクシー運営委員会長)	社長	栗原 仁太郎	タクシー事業者
10	我孫子交通(株)	常務取締役	小川 弘	タクシー事業者
11	国土交通省関東運輸局 交通環境部消費者行政・情報課	課長	山中 克己	関係機関(国)
12	千葉県総合企画部交通計画課 総合交通企画室	室長	石井 健一	関係機関(県)
13	千葉県東葛飾地域整備センター 柏整備事務所 維持管理課	課長	中山 拓也	関係機関(県)
14	千葉県警察本部 交通規制課都市総合交通対策係	係長	浅野 正幸	公安委員会
15	我孫子警察署	警部補	鈴木 雅己	公安委員会
16	我孫子市保健福祉部	部長	鈴木 孝	関係機関(市)
17	我孫子市都市部	部長	富田 佐太郎	関係機関(市)
18	我孫子市建設部	部長	戸辺 憲興	関係機関(市) 【副委員長】
19	我孫子市商工会	理事	玉田 千代子	商工会
20	我孫子南まちづくり協議会	管理部会長	新保 美恵子	市民団体



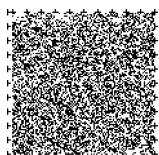
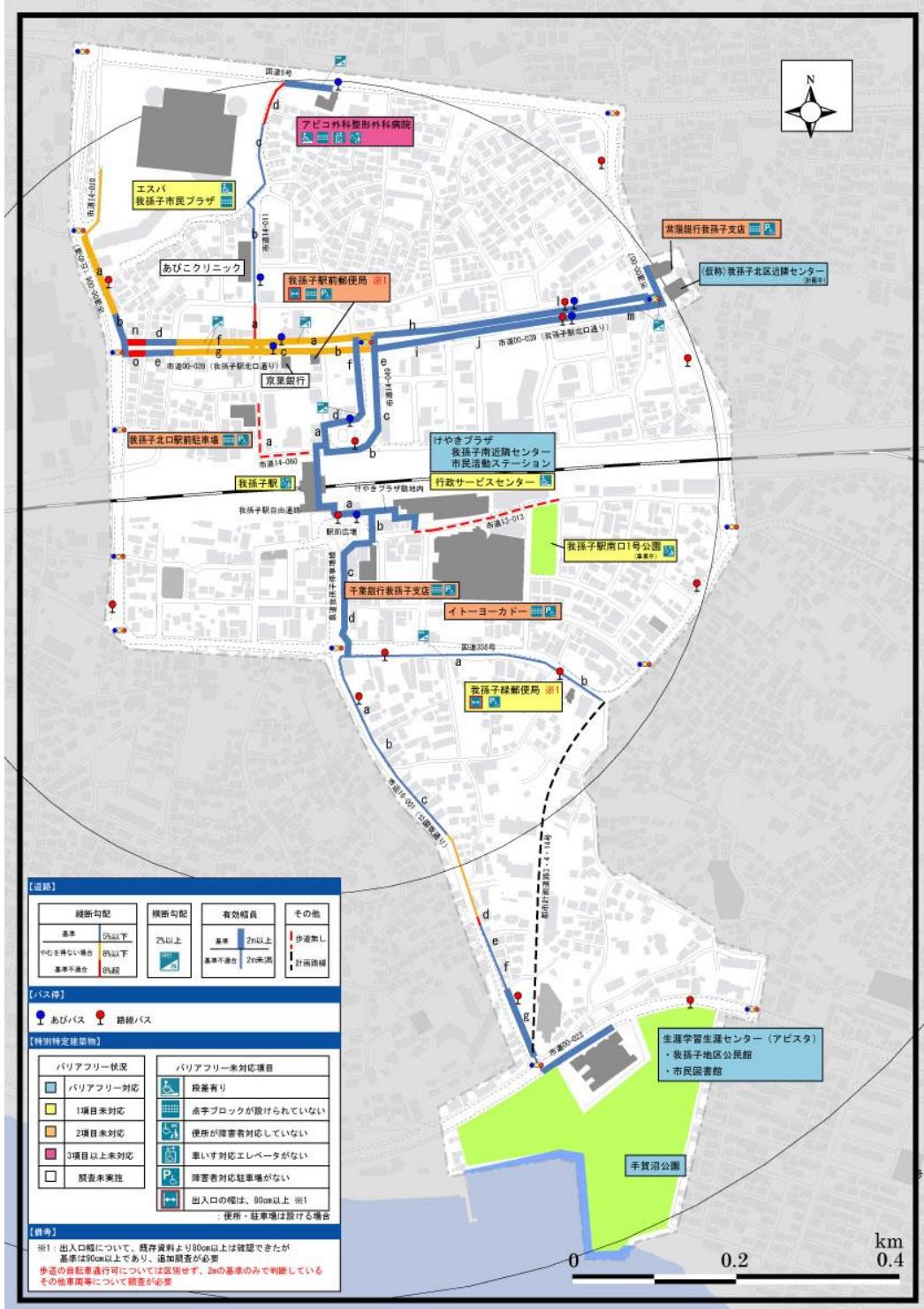
ii 我孫子市移動等円滑化基本構想策定会議名簿

	部 課	職 名	氏 名
1	企画調整室 企画調整担当	次長	山根 雄二
2	環境生活部 市民活動支援課	次長	十文字 栄一
3	環境生活部 市民安全室	室長	椎名 康雄
4	環境生活部 商工観光課	課長	黒川 友幸
5	保健福祉部 福祉総合相談室	参事	村田 義規
6	保健福祉部 介護支援課	課長	大塚 基勝
7	保健福祉部 生活支援課	次長	松本 道雄
8	建設部 交通課	次長	樋口 誠
9	建設部 道路課	課長	星野 憲久
10	都市部 都市計画課	次長	遠藤 幸太郎
11	都市部 公園緑地課	課長	飯嶋 政光
12	都市部 地域整備課	課長	高木 範義
13	都市部 住宅課	参事	佐久間 隆
14	教育委員会 教育総務部 総務課	次長	義隆 伸敏



iii バリアフリー対応図及び対応表

■我孫子地区



A)鉄道駅

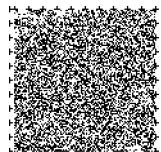
調査対象施設			項目	バリアフリー状況		
JR 我孫子駅	経路	出入口	・幅 90cm 以上	○		
		連絡通路	・幅 140cm 以上	△	一部通路に手すりが設置されていない	
		階段	・手すり	○		
			・手すりに点字板の設置	○		
		エレベーター	・車いす対応	○		
		エスカレーター	・音声による案内	○		
	構内	改札口	・有人改札幅 90cm 以上	○		
		階段	・手すり	○		
			・手すりに点字板の設置	○		
		エスカレーター	・車いす対応	○		
			・音声による案内	○		
	プラットホーム	エスカレーター	・勾配 1%以下	○		
			・音声・文字表示による適切な案内標示	△	6・7番ホームに優先席への近接位置の表示無し	
		トイレ	・手すり	○		
			・洗面器の高さ	○		
			・小便器に手すり	○		
			・車いす使用者用便房の設置	×	車いす使用者用便房が設置されていない	
	施設・設備	券売機	・高さ 80cm 程度	○		
			・点字板の設置	○		
	視覚障害者誘導用ブロック			○		
				○		
				○		

B)バス停留所

対象施設		調査対象施設	バリアフリー状況	
旅客施設	バス停	<ul style="list-style-type: none"> ・我孫子駅 ・我孫子駅入口 ・緑1丁目 ・我孫子駅北口 ・松園入口 ・我孫子駅（あびバス） ・我孫子駅北口（あびバス） ・我孫子駅前郵便局（あびバス） ・アピコ内科（あびバス） ・エスパ入口（あびバス） 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板に点字による表示がない
			×	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板に点字による表示がない ・視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない

C)車両

対象施設		調査対象施設	バリアフリー状況	
車両等	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・常磐線 ・成田線 		
	バス	<ul style="list-style-type: none"> ・阪東バス ・ニュー東豊バス ・あびバス 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスの割合 全体の 40% (17年3月現在) 　　東我孫子車庫 ⇄ 慈恵医大病院 　　我孫子駅北口 ⇄ あけぼの山公園入口



D)生活関連経路

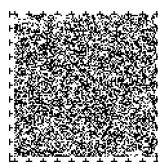
対象施設		歩道の構造（1）			歩道の構造（2）					備 考
対象路線	区間	歩道の形式 ^{※1}	高さ	歩道の分離	有効幅員	舗装	縦断勾配	横断勾配 ^{※2}	備 考	
		セミフラットを原則	5cmを標準とする	15cm以上の縁石を設置	2m以上（自歩道は3m）	透水性舗装 平らんで滑りにくく仕上げ	5%以下 (やむを得ない場合8%以下)	1%以下 (やむを得ない場合2%以下)		
国道 6号		マウントアップ	15 cm	○	○	○	○	△(7%)		
国道 356号	a	マウントアップ	15 cm	○	1.6m	○	○	△(3.5%)		
	b	フラット	0 cm	○	1.4m	○	○	○		
県道	a	マウントアップ	20 cm	○	○	○	○	○		
我孫子停車場線	b	マウントアップ	20 cm	○	○	○	○	○		
	c	セミフラット	5 cm	○	○	○	○	○		
	d	セミフラット	5 cm	○	○	○	○	○		
市道 00-022		マウントアップ	22 cm	○	○	○	○	○		
市道 00-007		フラット	0 cm	○	○	○	○	△(8.7%)		
市道 18-001 (公園坂通り)	a	マウントアップ	16 cm	○	0.85m	○	○	○		
	b	マウントアップ	16 cm	○	1m	○	○	○		
	c	マウントアップ	16 cm	○	1.1m	△(5.2%)	△(1.7%)			
	d-1	マウントアップ	20 cm	○	1.1m	△(6.1%)	△(7%)			
	d-2	セミフラット	5 cm	○	1.4m	△(5.2%)	△(1.7%)			
	e	マウントアップ	20 cm	○	1.4m	△(14%)	△(1.7%)			
	f	マウントアップ	20 cm	○	1.5m	○	○			
	g	マウントアップ	20 cm	○	1.5m	△(1.7%)				
市道 00-039 (我孫子駅北口通り)	a	マウントアップ	19 cm	○	○	○	○	△(6.1%)		
	b	マウントアップ	22 cm	○	○	○	○	○	路面に水溜り	
	c	マウントアップ	19 cm	○	○	○	○	△(1.7%)		
	d	マウントアップ	19 cm	○	○	○	○	○		
	e	マウントアップ	20 cm	○	○	○	○	△(1.7%)		
	f	マウントアップ	20 cm	○	○	△(7%)	△(3.5%)			
	g	マウントアップ	20 cm	○	○	△(7%)	△(3.5%)			
	h	マウントアップ	17 cm	○	○	○	○	△(1.7%)		
	i	マウントアップ	17 cm	○	○	○	○	△(1.7%)		
	j	マウントアップ	18 cm	○	○	○	○	△(1.7%)		
	k	マウントアップ	17 cm	○	○	○	○	○		
	l	マウントアップ	18 cm	○	○	○	○	△(3.5%)		
	m	マウントアップ	20 cm	○	○	○	○	△(5.2%)		
	n	マウントアップ	19 cm	○	○	△(8.7%)	△(1.7%)			
	o	マウントアップ	20 cm	○	○	△(8.7%)	△(1.7%)			
市道 00-006 (丘の道)	a	マウントアップ	20 cm	○	○	○	△(7%)	△(1.7%)		
	b	マウントアップ	19 cm	○	○	○	○	○	路面に凹凸	
市道 14-049	a	マウントアップ	22 cm	○	○	○	○	△(5.2%)		
	b	マウントアップ	22 cm	○	○	○	○	○		
	c	マウントアップ	22 cm	○	○	○	○	△(1.7%)		
	d	マウントアップ	22 cm	○	○	○	○	△(3.5%)		
	e	マウントアップ	20 cm	○	○	○	○	○		
	f	マウントアップ	22 cm	○	○	○	○	△(3.5%)		
市道 14-060	a	歩道無し		○	○	○	○	○		
	b	歩道無し		○	○	○	○	○		
けやきプラザ敷地内		マウントアップ	20 cm	○	○	○	○	○		
市道 14-010		マウントアップ	20 cm	○	1.7m	○	○	△(1.7%)		
市道 14-011	a	マウントアップ	20 cm	○	1.6m	△(7%)	△(1.7%)			
	b	マウントアップ	18 cm	○	1.6m	△(7%)	△(1.7%)			
	c	マウントアップ	8 cm	8cm 8cm	1.2m	○	○	○	路面に凹凸	
	d	マウントアップ	8 cm	8cm 8cm	1.4m	△(21.2%)	○	○	路面に凹凸	
市道 13-013号		歩道無し		○	○	○	○	○		

歩道の構造（1）：歩道の一般的構造に関する基準により、セミフラット形式とすることが基本とされ、歩道の新設・改築の場合は基本的にセミフラット形式とする事とされた。

: 水はけの良い仕上げとなっていない	: 横断勾配が1%より大きい値となっている
: 縦断勾配が5%より大きい値となっている	: 15cm以上の縁石等で区切られていない

※1 特定経路については、セミフラット形式が原則とされている

※2 歩道の横断勾配について、特定経路については透水性舗装を行った上で、横断勾配を1%以下とする事を原則とする事とされている



E)特定路外駐車場及び都市公園

対象施設	調査対象施設	バリアフリー状況				
		道路からの接続	駐車場	施設入口	トイレ	施設内
特定路外駐車場	・我孫子北口駅前駐車場			○		
都市公園	・我孫子駅南口 1 号公園	○	○	○		
	・手賀沼公園	○	○	○	○	

F)特別特定建築物

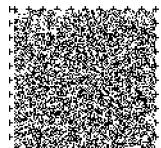
対象施設		調査対象施設	バリアフリー状況				
道路からの接続	駐車場	施設入口	トイレ	施設内			
特別 特定 建築物	公共公益施設	・我孫子市行政サービスセンター	○	○		○	○
	教育施設	該当無し					
		・我孫子市民プラザ		○	○	○	○
	集会施設	・生涯学習センター「アピスタ」	○	○		○	○
		・我孫子南近隣センター	○	○	○	○	○
		・あびこ市民活動ステーション	○	○	○	○	○
	福祉施設	・あびこクリニック					
		・アビコ外科整形外科病院			○		
	その他施設	該当無し					
		・エスパ	○		○	○	○
	金融機関	・イトーヨーカドー我孫子店			○	○	○
		・千葉銀行我孫子支店			○		
		・京葉銀行我孫子支店					
		・常陽銀行我孫子支店			○		
	郵便局	・我孫子緑郵便局	○				
		・我孫子駅前郵便局					

G)信号機

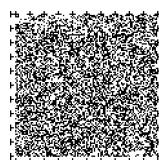
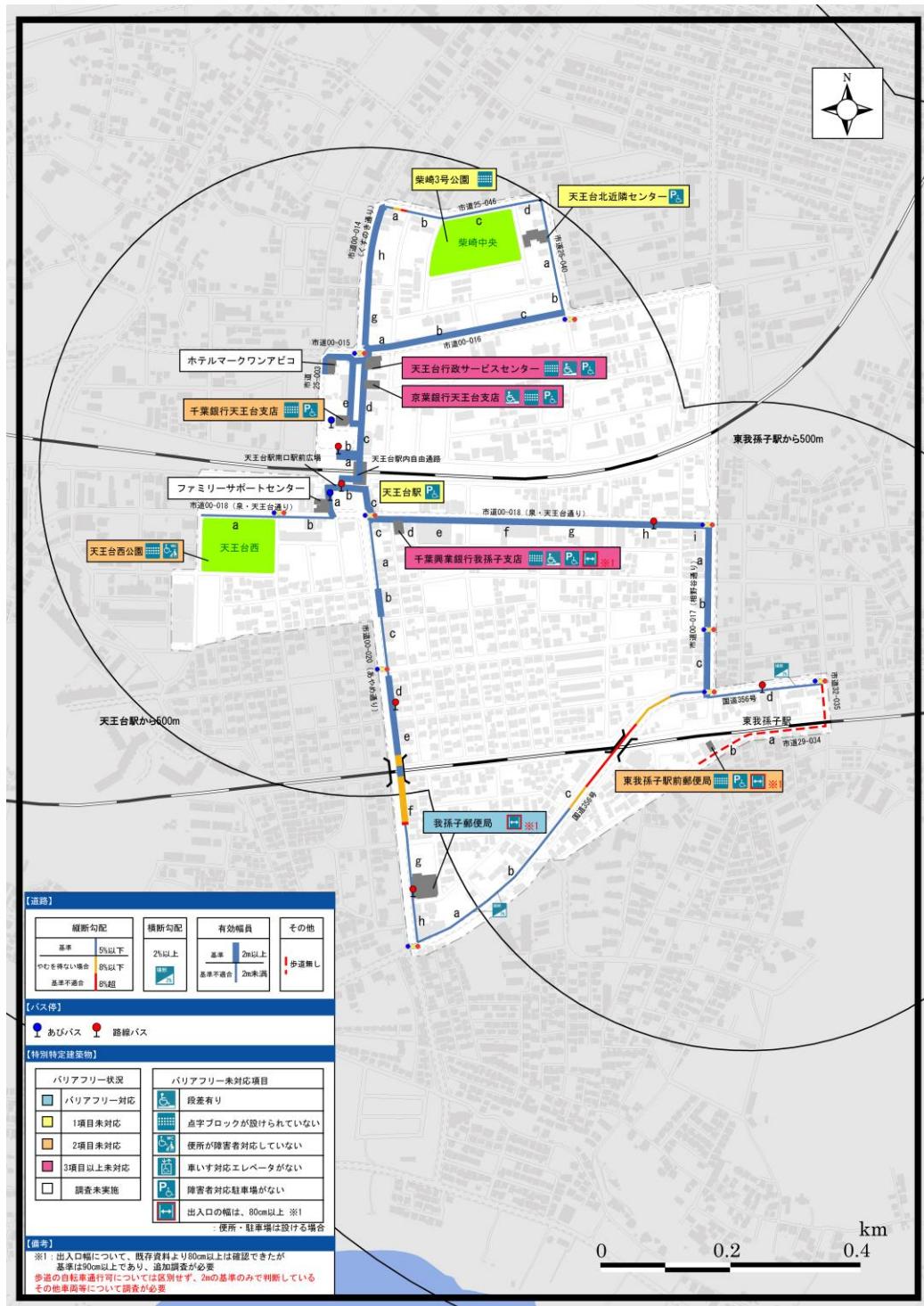
対象施設	調査対象施設		バリアフリー状況	
信号機	・市道 14-010	・市道 00-006 a	×	バリアフリー対応型信号でない
	・市道 00-006 b	・市道 00-039 n	×	バリアフリー対応型信号でない
	・市道 00-039 f	・市道 00-039 a	×	バリアフリー対応型信号でない
	・市道 00-039 a	・市道 00-039 h	×	バリアフリー対応型信号でない
	・けやきプラザ敷地内	・市道 13-013	×	バリアフリー対応型信号でない
	・駅前広場	・県道我孫子停車場線 b	×	バリアフリー対応型信号でない
	・県道我孫子停車場線 d	・国道 356 号	○	バリアフリー対応済み
	・市道 18-001 g	・市道 00-022	×	バリアフリー対応型信号でない

【凡例】

バリアフリー状況		: 2cm 以上の段差有り
バリアフリー対応済み		: 入口の幅が基準に達していない (90cm)
1 項目未対応		: 視覚障害者誘導用ブロックが設けられていない
2 項目未対応		: 障害のある人向けの駐車スペースが無い
3 項目以上未対応		: 便所が障害者対応していない
調査未実施		: 車いすで利用可能なエレベータが無い



■天王台地区



A)鉄道駅

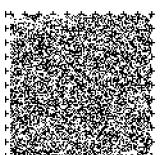
調査対象施設			バリアフリー対応済み	バリアフリー状況	
JR 天王台駅	経路	出入口	・幅 90cm 以上	○	
		連絡通路	・幅 140cm 以上	△	一部通路に手すりが設置されていない
	階段	・手すり	○		
		・手すりに点字板の設置	○		
	エレベーター	・車いす対応	○		
	エスカレーター	・音声による案内	○		
	構内	改札口	・有人改札幅 90cm 以上	○	
		階段	・手すり	○	
		・手すりに点字板の設置	○		
		エスカレーター	・車いす対応	△	一部音声による案内無し
		・音声による案内	○		
	プラットホーム	・勾配 1%以下	△	一部勾配 1%以上	
		・音声・文字表示による適切な案内標示	○		
		・手すり	○		
		・洗面器の高さ	×	洗面器の高さが不適当	
	施設・設備	・小便器に手すり	○		
		・車いす使用者用便房の設置	×	WC 車いす使用者用便房が設置されていない	
		トイレ			
		券売機	・高さ 80cm 程度	○	
	視覚障害者誘導用ブロック				
	・点字板の設置				
	・有人改札に設置				
	・階段・エレベーター・エスカレーターへの誘導				
	・ホームの端から 80cm 以上				

B)バス停留所

対象施設		調査対象施設	バリアフリー状況		
旅客施設	バス停	・小暮 ・郵便局 ・天王台駅南口 ・久保台 ・天王台駅北口	×	・案内板に点字による表示がない	・視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない

C)車両

対象施設		調査対象施設	バリアフリー状況		
車両等	鉄道	・常磐線 ・成田線			
	バス	・阪東バス ・ニュー東豊バス ・あびバス	○	・ノンステップバスの割合 全体の 40% (17 年 3 月現在) 東我孫子車庫 ⇄ 慶應医大病院 我孫子駅北口 ⇄ あけぼの山公園入口	



D)生活関連経路

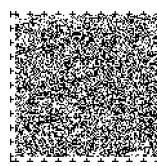
対象施設	区間	歩道の構造（1）		歩道の構造（2）					備考
		歩道の形式 ^①	高さ	歩車道の分離	有効幅員	舗装	縦断勾配	横断勾配 ^②	
対象路線		セミフラットを原則とする	5cmを標準とする	15cm以上の 縁石を設置	2m以上 (自歩道は3m)	透水性舗装 平たんで滑りにくい仕上げ	5%以下 (やむを得ない場合8%以下)	1%以下 (やむを得ない場合2%以下)	
市道 00-014 (くすのき通り)	a	マウントアップ	18cm	○	○	▲	○	○	
	c	マウントアップ	18cm	○	○	▲	○	○	
	d	マウントアップ	15cm	○	○	▲	○	○	
	e	マウントアップ	15cm	○	○	▲	○	○	
	g	マウントアップ	18cm	○	○	▲	○	○	
	h	マウントアップ	18cm	○	○	▲	○	○	
市道 00-0116	a	マウントアップ	15cm	○	○	▲	○	○	
	b	マウントアップ	20cm	○	○	▲	○	○	
	c	マウントアップ	18cm	○	○	▲	○	○	
市道 25-040	a	マウントアップ	20cm	○	1.6m	▲	○	△(1.7%)	
	b	マウントアップ	20cm	○	1.1m	▲	○	○	
市道 25-046	a-1	マウントアップ	20cm	○	1.05m	▲	○	△(1.7%)	
	a-2	マウントアップ	20cm	○	1.05m	▲	10.5%	△3.5%	
	b	マウントアップ	15cm	○	1.73m	▲	○	○	
	c	マウントアップ	23cm	○	1.5m	▲	○	○	
	d	マウントアップ	20cm	○	1.7m	▲	○	○	
市道 00-015		マウントアップ	15cm	○	○	▲	○	○	
市道 25-003		マウントアップ	15cm	○	○	▲	○	○	
天王台南口駅前広場	a	マウントアップ	15cm	○	○	▲	○	○	
	b	マウントアップ	15cm	○	○	▲	○	○	
	c	マウントアップ	15cm	○	○	▲	○	△5.2%	
市道 00-018 (泉・天王台通り)	a	フラット	0cm	○	1.35m	▲	○	△(1.7%)	
	b	フラット	0cm	○	0.75m	▲	○	△(1.7%)	路面に水溜り
	c~i	マウントアップ	15cm	○	○	▲	○	○	
	j	歩道なし							
市道 00-017 (相野谷通り)	a~c	マウントアップ	15cm	○	○	○	○	○	
国道 356 号	a-1	フラット	0cm	○	○	▲	○	△14%	
	b	フラット	0cm	○	1m	▲	○	○	
	c-1	フラット	0cm	○	1.65m	▲	○	△7%	
	c-2	フラット	0cm	○	1.65m	▲	△(7%)	△3.5%	
	c-3	マウントアップ	20cm	○	1.65m	▲	12.3%	△3.5%	
	c-4	フラット	0cm	○	1.65m	▲	△(7%)	△3.5%	
	c-5	セミフラット	2cm	○	1.6m	▲	○	○	凹凸・ひび割れ
市道 32-035		歩道なし							
市道 29-034	a	歩道なし							
	b	歩道なし							
	c	歩道なし							
	d	歩道なし							
市道 00-020 (あやめ通り)	a	マウントアップ	16cm	○	1.4m	▲	○	○	
	b	マウントアップ	16cm	○	○	▲	○	○	
	c	マウントアップ	16cm	○	1.8m	▲	○	○	
	d	マウントアップ	16cm	○	○	▲	○	○	
	e-1	マウントアップ	16cm	○	○	▲	△(5.2%)	△(1.7%)	
	e-2	マウントアップ	16cm	○	○	▲	○	○	
	f-1	マウントアップ	16cm	○	○	▲	△(7%)	○	
	f-2	マウントアップ	16cm	○	○	▲	28.7%	△3.5%	
	h	マウントアップ	16cm	18cm	1.4m	▲	○	○	路面に凹凸
	i	マウントアップ	16cm	○	1.6m	▲	○	○	

歩道の構造（1）：歩道の一般的構造に関する基準により、セミフラット形式とすることが基本とされ、歩道の新設・改築の場合は基本的にセミフラット形式とする事とされた。

: 水はけの良い仕上げとなっていない	: 横断勾配が1%より大きい値となっている
: 縦断勾配が5%より大きい値となっている	: 15cm以上の縁石等で区切られていない

*1 特定経路については、セミフラット形式が原則とされている

*2 歩道の横断勾配について、特定経路については透水性舗装を行った上で、横断勾配を1%以下とする事を原則とするとされている



E)都市公園

対象施設	調査対象施設	バリアフリー状況				
		道路からの接続	駐車場	施設入口	トイレ	施設内
特定路外駐車場	該当無し					
都市公園	・天王台西公園 ・柴崎3号公園	■■■	無	○	●	

F)特別特定建築物

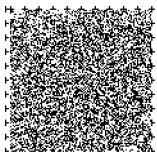
対象施設		調査対象施設	バリアフリー状況				
道路からの接続	駐車場	施設入口	トイレ	施設内			
特別 特定 建築物	公共公益施設	官公庁施設	天王台行政サービスセンター	■	●	○	○
	教育施設	学校教育施設	該当無し				
	文化施設		該当無し				
	集会施設	集会施設	天王台北近隣センター	○	●	○	○
	福祉施設	医療施設	該当無し				
		福祉施設	我孫子市ファミリーサポートセンター				
	その他施設	商業施設	ホテルマークワンドアビコ				
		金融機関	千葉興業銀行我孫子支店	■■	●	○	○
			京葉銀行天王台支店	■	●	○	
			千葉銀行天王台支店	■	●	○	
		郵便局	我孫子郵便局	○	○	●	○
			東我孫子駅前郵便局	■	●	●	○

G)信号機

対象施設	対象区間	バリアフリー状況	
信号機	・市道00-015	・市道00-016 a	×
	・市道00-016 c	・市道25-040 b	×
	・市道00-018 a	・市道00-018 b	×
	・市道00-018 c	・市道00-020 a	○
	・市道00-018 i	・市道00-017 a	×
	・市道00-020 c	・市道00-020 d	○
	・市道00-020 h	・国道356号 a	○
	・国道356号 b	・国道356号 c	×
	・市道00-017 b	・市道00-017 c	×
	・国道356号 d	・市道00-017 c	×
	・国道356号 d	・市道32-035	○

【凡例】

バリアフリー状況	■ : 2cm以上の段差有り
バリアフリー対応済み	↔ : 入口の幅が基準に達していない(90cm)
1項目未対応	■■ : 視覚障害者誘導用ブロックが設けられていない
2項目未対応	● : 障害のある人向けの駐車スペースが無い
3項目以上未対応	●● : 便所が障害者対応していない
調査未実施	■■■ : 車いすで利用可能なエレベータが無い



iv 用語の説明

この基本構想の中で使用している用語の主なものについて、概略を説明（五十音順）しています。

IC タグ

識別に利用される微小な無線 IC（集積回路）を内蔵した電子札のことをいいます。

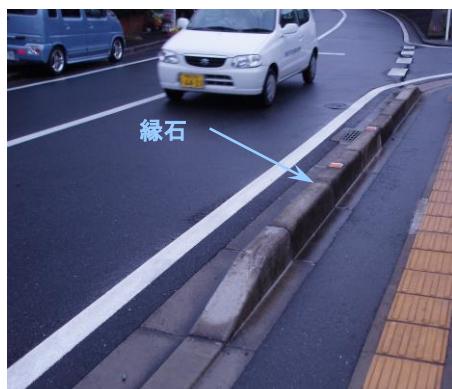
例えば、公共施設や旅客施設など、いろいろな場所にそれらの施設情報を記録した IC タグを設置することにより、IC タグに記録した施設情報をリーダー（読み取り）端末を持った人に情報提供することが可能となる技術で、障害を持つ人への情報提供の手段としても期待されています。

一般交通用施設

道路、駅前広場、通路など不特定多数の人や自動車などが行き来するための施設のこと。

縁 石

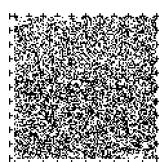
車道と、歩道、安全地帯との境界線として、路肩に敷かれるコンクリートなどで作られた棒状の石の総称のこと。



縁石

街区公園

都市公園で、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。



建築物特定事業

特別特定建築物（※1）での高齢者や障害者等の移動を円滑にするために必要な建築物特定施設（※2）の整備や特定建築物（※3）（特別特定建築物を除く。）で生活関連経路となっているもののうち高齢者や障害者等の移動を円滑にするために必要な建築物特定施設の整備に関する事業のこと。

※1 特別特定建築物 不特定多数の人や主に高齢者、障害者などが利用する特定建築物で、高齢者や障害者等が円滑に移動できるようにすることが特に必要であるとして定められたもので、百貨店、病院、福祉施設などのこと。具体例を49ページに示しています。

※2 建築物特定施設 建築物やその敷地内の出入口、廊下、階段、エレベーター、敷地内の通路などの施設のこと。

※3 特定建築物 多数の人が利用する学校、病院、集会場、事務所、老人ホームなどの建築物やその部分とこれらの建築物に付属する建築物特定施設のこと。具体例を49ページに示しています。

公共交通特定事業

特定旅客施設（※1）内で実施する事業で、高齢者や障害者等の移動を円滑にするために必要な設備（エレベーター、エスカレーターなど）の整備に関する事業や特定車両（※2）を床面の低いものにするなど特定車両に関する移動を円滑にするために必要な事業などのこと。

※1 特定旅客施設 鉄道施設、バスターミナルなどで、その交通機関を利用する旅客の乗降、待合いなどのための施設（市内ではJRの駅）のうち相当数の利用者があるか、又は相当数の利用者が見込まれること。この基本構想では、1日当たりの平均的な利用者が5,000人以上という基準に基づいて設定します。

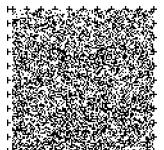
※2 特定車両 路面電車などの経営者（軌道経営者）や路線バスを運行している事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）が旅客の運送を行うために使用する車両などのこと。

交通アクセス

施設などの目的地まで交通機関を用いて到達すること。

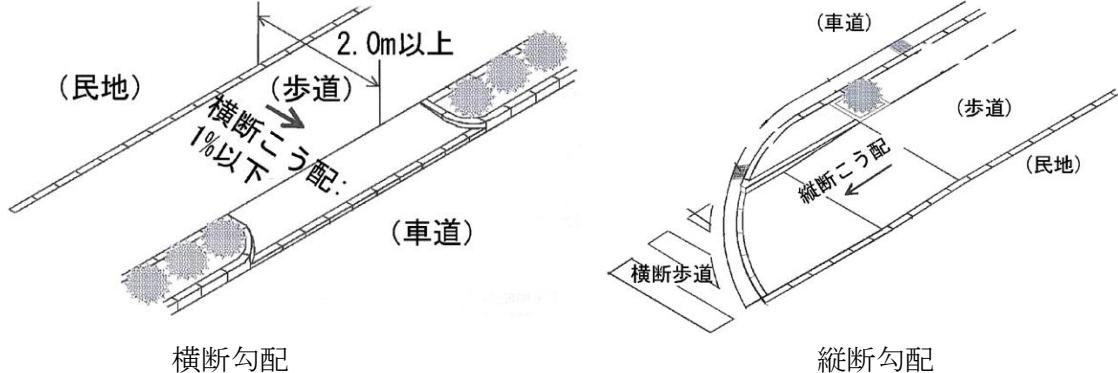
交通安全特定事業

公安委員会が行う高齢者や障害者等の移動を円滑にするために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置事業や生活関連経路の道路における違法駐車行為の防止のための違法駐車行為に対する車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報や啓発の活動などの事業のこと。



勾配

- ・**横断勾配** 道路や歩道などの路線に対し直角方向の勾配のこと。車道の場合は雨水排水のための勾配が道路の中心（路頂）から車道の端に向かって付いています。
- ・**縦断勾配** 道路や歩道などの延長方向の勾配のこと。



出典：道路の移動円滑化整備ガイドライン
～道路のユニバーサルデザインを目指して～
編集・発行／財団法人 国土技術研究センター

災害時要援護者

災害時、次の条件に一つでも当てはまる人を指します。（平成3年度版防災白書）防災行政上は、災害時要援護者といいます。

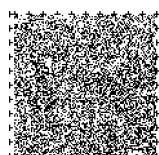
- 自分の身に危険が差し迫った時、それを察知する能力がない、または困難な者
- 自分の身に危険が差し迫った時、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な者
- 危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な者
- 危険をしらせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な者

視覚障害者誘導用ブロック

道路や駅、施設などに段差の存在などの警告や注意喚起を行うために路面や床面に敷設する視覚障害者のための誘導の目印。色は原則として黄色で、点状のものを「点ブロック」、歩く方向を示す線状のものを「線ブロック」といいます。



視覚障害者誘導用ブロック



スパイラルアップ

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障害者等の当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、バリアフリー化の段階的かつ継続的な発展を図っていくこと。

生活関連経路

広義には生活関連施設相互を結ぶ経路のことを指しますが、重点整備地区においては、同地区内の生活関連施設を連絡する主要な経路を指します。

生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などのこと。

ソフト施策

施設整備を伴わない施策のこと。啓発活動やPR活動などがあります。

多機能トイレ

身体障害者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人などが、円滑に利用できる各種の構造や機能（車いすでも使用できる広さや乳児のおむつ替えのためのスペース、オストメイト（人工肛門や人工膀胱を持つ人々）に対応した機器、荷物置き台など）をもったトイレのこと。



多機能トイレ

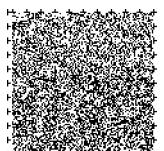
出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
(バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編))
平成19年7月 国土交通省

端末交通手段

通勤や通学、買い物などで出かける際に、いくつかの交通手段を用いる場合の出発地、目的地と代表交通手段をつなぐ交通手段のこと。

駐車区画

駐車する際の駐車位置を明示する線やマスのこと。



透水性舗装（歩道）

雨水などの地中への透水性を高めたすべりにくい舗装のこと。

道路特定事業

道路法に定めている道路の新設や改築に関する事業で、高齢者や障害者等の移動を円滑にするために必要な施設（歩道、道路用エレベーターなど）や工作物（通行経路の案内標識など）の設置、道路の構造の改良（歩道の拡幅や路面の改善など）などに関する事業のこと。

都市計画道路

都市計画法で定める、都市計画決定により設置を決める道路のこと。

都市公園特定事業

都市公園での高齢者や障害者等の移動を円滑にするために必要な特定公園施設（※1）の整備に関する事業のこと。

※1 特定公園施設 都市公園（県、市町村などの地方公共団体が設置する都市計画決定された公園や緑地及び都市計画区域内の公園や緑地）の出入口及び駐車場や屋根付広場、駐車場、便所などの主な公園施設やこれらを結ぶ園路などのこと。

内部障害

身体機能の一部に障害を生じている状態で、外部からは判断できない身体の内部に障害がある状態のこと。

バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などすべての障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

バリアフリー化事業

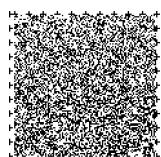
バリアフリー化を図る上で実施する施設整備事業のこと。

バリアフリー対応型信号機

音響式による誘導や歩行者用の青信号の延長などの機能を有した信号機のこと。

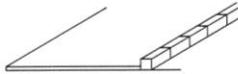
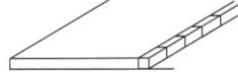
バリアフリーマップ

バリアフリー対応した施設や歩道の分布状況を示した地図のこと。



歩道の形式

- ・マウントアップ 歩道面と縁石天端の高さが同一である歩道構造のこと。
- ・セミフラット 歩道面の高さが車道面の高さよりやや高い歩道構造のこと。
- ・フラット 歩道面の高さと車道面の高さが同一の歩道構造のこと。

	フラット	セミフラット	マウントアップ
略 図			

歩道の形式

出典：道路の移動円滑化整備ガイドライン
～道路のユニバーサルデザインを目指して～
編集・発行／財団法人 国土技術研究センター

路外駐車場特定事業

特定路外駐車場（※1）で実施する事業で、車いす利用者の円滑な利用を可能にするための駐車施設の整備など、高齢者や障害者等の移動を円滑にするために必要な施設の整備などの事業のこと。

※1 特定路外駐車場 不特定多数の人が利用する道路の路面の外に設置される自動車の駐車のための施設（路外駐車場）で、自動車の駐車用の部分の面積が500平方メートル以上で、利用料金を徴収するものです。なお、公園の施設としての駐車場などは除かれます。

ワークショップ

複数の人々が参画して、多様な観点から考え、具体的な作業を通して合意形成を図りながら、ある一定の成果を作り上げていくこと。

ユビキタス

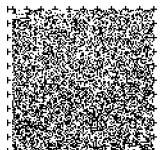
いつでもどこでも、利用者が意識せずに、コンピューターやネットワークなどの情報通信技術を利用できること。

標準案内用図記号

交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等の国内諸施設に使用される案内用図記号の標準となるもの。

〔事例〕

項目	身障者用設備	エレベーター	エスカレーター	駐車場	情報コーナー
図 記 号					



我孫子市移動等円滑化基本構想

平成 20 年 4 月

我孫子市建設部交通課

策定業務受託 パシフィックコンサルタンツ株式会社

